

九州大学百年史 第8巻 : 資料編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報 : 九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第一編 創立前史

第一章 賛生館から県立福岡病院へ

第一節 賛生館・修猷館内診察所・

福岡医院

一 贈従五位武谷祐之小伝

(表紙)

贈従五位武谷祐之小伝

贈従五位武谷祐之小伝

祐之中年名ヲ棕亭ト改メ晩年旧名ニ復ス、字ハ元吉澧蘭又鷗洲一二三餘學人ト号ス、通常棕亭ヲ以テ行ハル、文政三年四月二日筑前国鞍手郡高野村今中村大ニ生ル、贈正五位元立ノ長子ナリ、家世々々ヲ業トス、弱年経義ヲ藩ノ老儒月形鶴窠贈正四位深藏ノニ学ヒ、尋イデ豊後廣瀬淡窓贈従四位ニ就テ経史ヲ学フコト八年、其塾(咸宜園)政ヲ監シテ都講ノ任ニ在ルコト四年、師ニ各地ニ從遊シ屢々代講ヲ為セリ。天保十四年宜園ヲ去リテ大阪ニ往キ、當時蘭医ノ大家緒方

洪菴贈従四位ニ就キ西洋医学ヲ修ルコト三年、学成リテ帰郷シ父ノ職ヲ襲イデ郡ノ頭取医ト為ル、居ルコト四年、藩主黒田齋溥後長特二召シテ班牙土籍ニ進メ、幾クモ無ク待医ニ拔擢セラレタリ、蓋シ当時ノ藩制ニ於テ異数トス、爾来藩主ニ侍シテ医政ニ參劃シ、藩主ヲ輔ケテ西洋文物ノ移植ニ力ヲ致シ、医事濟生ノ發展ニ貢獻セシコト二十余年ナリ。

之ヨリ前弘化三年大阪ニ在テ接痘瑣言ヲ訳著シ、同志ヲ会シテ犢牛ニ試種シタリ、之レ「モーニツケ」ガ長崎ニ来リテ始メテ種痘術ヲ施セシニ先立ツコト四年ナリ、後チ「モーニツケ」来朝シテ種痘術ヲ伝フルニ及ヒ、祐之ハ藩庁ノ允許ヲ得テ先ツ居郡地方ニ種痘ノ普及ヲ図リシモ流言百出シテ其事行ハレス、茲ニ於テ更ニ牛痘告諭ト題スル小冊子ヲ著述シ、特ニ当時国学ヲ以テ名アル同郡ノ伊藤常足太宰管内志ノ著者贈従五位ノ刪潤ヲ乞ヒ、私貲ヲ投シテ数百部ヲ印行シ、本書嘉永二年上梓ス「モーニツケ」ガ始メテ之ヲ各郡衙ニ提供シテ普ク管下ニ配布ヲ乞ヒ、種痘術ヲ施セシ当年ナリ。専ラ力ヲ其宣伝ニ尽シタリ。幾クモ無ク天然痘大ニ流行セシニ、種痘ノ効果顯著ナルモノアリテ、斯術逐次藩内ニ普及スルニ至レリ。

藩主ハ当年嘉永二年藩命ニ依テ長崎ニ之キ「モーニツケ」ノ術ヲ伝習セラル江藤貫山・安田仲元ト事ヲ共ニスベキヲ命シ、且其功勞ヲ賞セラ

レタリ。

侍医ト為ルニ及ヒ藩主ニ侍シテ江戸・長崎ニ行役シ、幕府其他ノ西
 学家著作阮甫・同秋坪・川本幸民・戸塚静海・宇田川興齋・松本良
 順後チ蘭医「ボンペー」「ポードイン」等ト締交シ、又藩主ニ陪シテ
 屢島津齋彬・伊達宗城・松平慶倫等ノ諸侯ニ参謁シ、西洋文物ノ移
 植ニ努メタリ。嘉永二年幕府ガ西洋医術ヲ修ムルヲ禁シ、西洋医書
 ノ購入ヲ禁スルヤ、祐之ハ私カニ藩主ノ庇助ト其長崎藩鎮ノ便宜ト
 ニ依リ、幕府始メ當時西学家ノ渴望セル原書入手ノ媒介ヲ為シ諸家
 ノ便トスル処トナレリ。

藩主齋薄城内ニ錫密館ヲ建テ、尋イデ博多中島ノ地ニ製練所マツヲ設ケ
 テ精練事業ヲ開設スルヤ、製薬亦其一タリ、祐之ハ藩主ノ命ニ依リ
 テ専ラ監督ノ任ニ当リ、研鑽ノ結果、肝油、珊瑚尼涅ノ二薬ヲ製出
 シタリ。之レ本邦ニ於ケル洋薬製造ノ嚆矢ニシテ、「ボンペー」ノ如
 キモ頗ル驚異シタリト云。製薬ノ成ルヤ、藩主ハ之ヲ親戚知人及所
 縁ノ医家ニ頒タレタリ、此ノ二薬ハ當時七新薬ト称セシモノ、中
 最モ得難キ新薬ニシテ、洋方医家ノ渴望珍重セシ処ナリ。當時ノ洋学家
 薬説ノ著アリ其
 効用ヲ説ケリ 此等ノ事今日ヨリ視レハ殆ト言フニ足ラサルカ如キ
 モ、当時ニ在テハ頗ル新規困難ノ業ニシテ又当時ノ医界ニ貢献セシ
 コト、少カラズ。

文久元治ヨリ慶応年間ニ亘リ、藩主ノ内旨ヲ受ケ、カヲ藩内医政ノ
 進改医育ノ發展ニ尽シタリ、藩内ノ医士及其子弟ノ優秀者ヲ簡拔シ

テ長崎大阪及和蘭独逸ニ留学セシメラレタルカ如キ、又伝習生ヲ派
 シ長崎ニテ舍密術ヲ伝習セシメラレタルカ如キ、或ハ資ヲ遣リテ幕
 医ノ子弟ノ欧洲留学ヲ助ケシメラレタルカ如キ、祐之ノ進言及推薦
 ヲ容レラレタルモノ多シ。

文久年間祐之ハ時運ニ鑑ミ、藩主ニ藩医校設立ノ必要ヲ内説セシニ、
 藩主ハ其議ヲ容レ、組織方法等具体的ノ立案ヲ命セラル。即チ幕府
 ノ藩書調所、長崎ノ精得館等ノ制ヲ参酌シ、案ヲ具シテ提出セリ。

後チ其案ニ基キ、城下土手町ニ地ヲ相シテ医校ヲ創設セラレ、慶応
 三年春ニ至テ落成セリ、之ヲ養生館ト名附ク、時勢ヲ斟酌シテ先ツ
 漢・洋両科ヲ併置シ、句読・経義・方伎ノ三寮ヲ置キ、河島養林・
 原田水山後チ四郎
 又種行ヲ教授トシ、祐之ハ提挙督学ニ举ケラレ、藩
 ノ老医小野元琳・安田仲元・上野自陋等数名ヲ参与トシ、令シテ汎

ク藩医及其子弟ノ就学ヲ督励シ、又市医及地方ノ医ト雖トモ、汎ク
 入学ヲ允サレタリ、之レ藩立ノ学校トシテハ前例無キ処ニシテ、当
 時ニ在テハ非常破格ノ英断ナリ。尋イデ大名町ニ附属病院ヲ興シ河
 島ヲ院長トシ、明治戊辰ノ役ニ至
明治戊辰ノ役ニ至
 リ大ニ用ヲ為セリ 東京ヨリ稻葉文貞ヲ聘シテ養生館河
 島ノ後任トス。爾後沿革アリシモ、以テ明治廃藩置県ノ時ニ及ヘリ。

之レ筑前ニ於ケル医学校及病院ノ権輿ニシテ、実ニ後チノ九州帝国
 医科大学ノ前々身トス。蓋シ養生館ノ名ハ廢藩ト共ニ廢絶シタリシ
 モ、附属病院ハ福岡病院ト為リ、茲ニテ医学ヲ教授シ、後チ中島ノ
 地ニ移リテ福岡県立病院、甲種医学校ト為リ、更ニ千代松原ニ移転

シテ後チノ九州帝国医科大学、今ノ同大学医学部ノ礎ヲ成セリ。

(以上、他ハ
茲ニ略ス)

祐之廢藩置県後モ旧藩主ニ陪シテ東京ニ在リ、明治十年病ヲ得テ故山ニ帰臥シ、病間徒ヲ集メテ経義ヲ講ス、郷党子弟ノ来聴クモノ多シ、晩年深ク神道ヲ尊信シ、家祭ヲ改メテ神式ト為シ、終ニ居村拳ツテ神式ト為セリ、明治二十年三月旧藩主黒田長溥東京溜池ノ邸ニ薨セラル、時ニ祐之抱病喪ニ走ルヲ得ズ、五月二十二日自庭ニ神殿ヲ造リ自ラ祭主ト為リ松田敏足ヲ齋主齋藤武揚ヲ副齋主トシテ公ノ追慕祭ヲ営ム、遠近来リ賽スルモノ数百名ニ及ヘリ。翌年門生・故旧胥ヒ協リテ祐之ノ寿碑ヲ福岡市外東公園ニ建ツ、長三洲之ヲ篆シ長與專齋碑文ヲ撰ヘリ。蓋シ唐ノ司空圖故主ニ地下ニ從フノ古意ニ倣ヘルナリ。二十七年二月一日病テ家ニ卒ス年七十五、高野入龍ノ塋域ニ葬ル。著ハス処接痘瑣言・扶氏天痘瑣言・牛痘告諭・南柯一夢・同附録・歴史綱鑑鈔・癸亥日記・椋樓詩鈔及晩年日記アリ家ニ藏ス。

祐之逝テ三十一年、今茲大正十三年二月十一日、撰政皇太子裕仁親王殿下御成婚ノ盛日ヲ以テ旧勲追録ノ典ヲ挙ケラレ特旨ヲ以テ祐之ニ從五位ヲ追贈セラル、寔ニ家門ノ光榮タリ、乃チ本日ヲトシテ墓前ニ之ヲ奉告シ、茲ニ其小伝ヲ録シテ姻戚旧知ニ頒チ重ネテ天恩ノ涯リ無キヲ拝戴シ奉ル。

大正十三年五月十八日

(註) 武谷水城著

二 旧福岡県立学校並ニ私塾表

(福岡県史稿)

福岡県	校名病院 及其地名	一歳費 用ノ大	教官 人員	同上ノ等 級及ヒ俸	生徒 入校生徒	私塾 數	入塾 通ヒ
医学	賛生館 福岡	米 百五俵 金 十五両	四人	二等一分 上等ハ 米 四十俵	生徒 通ヒ生徒	県内 七ヶ所	入塾 二十人 通ヒ 十一人

三 塚本道甫口上覚

(塚本家資料)

口上覚

今般依御改革医学校出仕被免、更ニ病院出仕被 仰付、不肖身分難有仕合奉存候。医風一新開化ノ道興起可仕様尽力可致ノ旨拝承仕候ニ付、不願恐愚見申上候。今程大学東校ニテ御撰定ニ相成候医学法則モ可有之候ニ付、右学則ヲ模倣シ教導ノ準的ハ相立テ可申候得共、当県内別而漢医者流而已ニテ、従来頑癖ノ医風ヲ变革シ候事実以不容易儀ニ候。此節旧習ヲ洗ヒ、何レモ耳目ヲ一新シ洋医学修業相競

候道ハ、拔群御人撰ノ教官速ニ御立被下候ハ、其教化ニ相靡キ可申候。且又学業治術並行レ候テ医道モ卓立シ、生徒服従ノ道モ啓ケ、人心上下方向ヲ知り開化ノ道モ相立可申候。就テハ病院御取建、洋医御招ニ相成、治療実行相顕候様有御座度候。当時洋医流ニ於テハ學術ノ二途相離レ候事決テ無御座候。

王政御一新爾来人民生育ノ儀ハ深ク御配慮モ有之候ニ付、唯今ノ通生計ノ為メ徒ニ医業ヲ售候テハ疾病ヲ救ヒ候ヨリハ却テ生命ヲ害シ候モノ不少、御仁恤ノ御旨趣ニモ相悖リ候様愚考仕候。速ニ医道改革ノ基本相立、済生學術ノ開化一般被行候様奉存候。書中目的之条目左ニ記置候。尚又精細ノ儀ハ乍憚御重役工御面話申上度候。此段可然御序裁被為在候様奉懇願候。誠恐誠恐頓首謹言

条 目

- 一 大学東校學則書類并当時專入用ノ医書等御渡ニ相成度候事
- 一 洋医学教官原書并訳書両員御立被下度候事
- 一 日新學ノ儀ニ付大学東校ニテ今程學術教授ノ免許印証ヲ受且洋医通弁ヲ兼候者ナリ
- 一 県内医業ノ者工此節医風一新開化ニ帰ス可キノ旨御布告被下度候事
- 一 尤モ漢方医家自己護ニ生徒引立申間敷旨并三十歳以下ノ者更ニ改テ洋医学脩行可致候事
- 一 病院御取建被下西洋医官御招被下度候事

但シ地宜風土考定新ニ御取建被下、右洋医モ篤卜御人撰被下度候事

病院出仕

塚本道甫

写

庶務掛リ

権少属〇

知 事

〇大参事

〇少参事

別紙口上書ハ從來之弊風ヲ一洗セン為、全一己之見付ヲ言上仕趣ニ相聞候。然ニ病院之義ハ追而御改革御取起ニモ可相成申ニ付、彼是之存念不申上候方可然相見込候得共、折角志ヲ相立言上仕義ニ付、御一覽之為差上置申候事

辛未十月廿九日

〔註〕原本句読点なし。

四 修猷館内診察所設置

〔福岡県史稿〕

(明治七年十二月三日) 修猷館内(旧福岡藩学校)ニ診察所ヲ設ケ将ニ不日病院及ヒ医学校ヲ起サントス仍テ其旨管内ニ布令シ協力セシム

〔本県達〕

此度脩^ス館内ニ於テ診察所相設ケ不日同所修繕ノ上ハ病院并ニ医学所相開講義ヲモ可為致管ニ付規則方法等ハ尚其節可相達候得共元來医学ノ儀ハ人命ニ関スル一大事業ニシテ一日モ忽ニスルヘカラサルモノナレハ区戸長ニ於テ屹度其意ヲ体認シ一統ヘモ説論スヘシ殊ニ医生タルモノハ老幼ヲ問ハス同所ヘ參集以テ學術研究シ管内医道根柢ノ場所ト相心得無隔意協力可致旨議員中ヘ懇説篤諭可致候事

五 病院入學志願者募集布達

〔筑紫新聞〕第二七号 一八七七（明治一〇）年六月一三日

番外

病院新築最早落成之期ニ至リ不日東京大学ヨリ教師發遣相成管ニ付右到着之上ハ直ニ開院該學医科變則ヲ以テ教授為致候条入學志願之者ハ左之廉々相心得來ル二十日迄ニ第五課エ可願出此旨布達候事

明治十年六月七日

福岡県令渡邊清

廉書略ス

六 病院費賦課割斤納布達

〔筑紫新聞〕第二九号 一八七七（明治一〇）年六月一九日

番外

筑前国各区

病院費課出割昨九年第五百四十五号ヲ以テ布達致置候処該院新築落成追々遷延ニ及本月ヨリ弥開院之管ニ付乙号賦課割ハ更ニ本月ヨリ割合ノ通り斤納可致此旨布達候事

但是迄斤納相済居候分ハ更ニ本月ヨリ納金分ト見做シ追月納金可致事

明治十年六月八日

福岡県令渡邊清

七 病院開院式挙行布達

〔筑紫新聞〕第三二号 一八七七（明治一〇）年六月二五日

筑前国各区

新築医院ヘ東京大学ヨリ發遣相成候医学教師大河内和本日医院々長申付來ル廿五日該院開院式挙行候条此旨為心得布達候事

明治十年六月十八日

福岡県令渡邊清

八 新築医院開院諭達

〔筑紫新聞〕第三二号 一八七七（明治一〇）年六月二五日

筑前国各区

本月廿五日ヨリ新築医院開院、旧医院ヲ廢シ、生徒教導并ニ患者治療トモ新院ニ引移シ、一層旺盛着手致サセ候。抑該院設置ノ義ハ昨年来県区会ニ決シ、全ク人民ノ公立ニ係リ、上下互ニ力ヲ尽シ、人生ヲ保護シテ非命夭折ノ災ナカラシムルヲ要スル義ニテ、元來人々

健康其身ヲ保チ以テ始テ事業ヲ成スヘク、身疾病アツテ如何シテ事業ヲ成シ得ヘキ者アラシヤ。況ヤ貴重ナル人命ヲ庸医ノ手ニ捨ツルニ忍シヤ。依テ此度其筋へ照会シ教師ヲ招請シ、生徒ノ教育患者ノ治療広ク公益ニ供シ、衛生ノ実ヲシテ普カラシメントス。就テハ医生従学ノ者ハ勿論、病患ノ者ハ軽重ヲ問ハス該院ニ就キ診察ヲ請候様可致。尤是迄進モ無之義ニ候得共、間ニハ診察料等収入致候様相心得、其ノ為乞診差控候者モ有之歟ニ相聞へ、畢竟公立ノ医院ナレハ無論原薬価ノ外診察料等決而収入致候義ニ無之、且極貧之者ハ尚詮議ノ上薬価ヲモ収入不致筈ニ付、此旨為心得諭達候事

明治十年六月十八日

福岡県令渡邊清

〔註〕原本句読点なし。

九 福岡医院新築開院布達

〔明治十年福岡県布達〕中

筑後
豊前 各区

福岡医院新築落成ニ付本月廿五日ヨリ開院候条此旨為心得布達候事
明治十年六月廿日 福岡県令渡邊清

一〇 福岡県令渡邊清病院開院式祝辞

〔筑紫新聞〕第三三三号 一八七七(明治一〇)年七月一日

○六月廿五日ハ本県病院の開院式を執行はれ其建築の壯麗儀式の肅

整ハ斯に贅せず。昇院の各員祝辞を捧誦す。其中に令公の祝辞を爰に掲載す。

余ノ本県ニ来ルヤ父老皆云フ。歐洲ノ医術盛ニ都府ニ行ハレ都人皆其福ヲ得ルト雖トモ、其學術未タ我県ニ伝ハラス、人ノ非命ニ死スル者多キナリ。且ツ之ヲ伝ント欲スルモ其首唱先導ヲナス者ナシ。請フ之ヲ裁セヨ。余聞テ措ク能ハス。以為ク、国手ヲ都下ヨリ招キ医院ヲ建設シテ、以テ大ニ其學術ヲ伝ヘ施サシムルニ如クコトナシト。乃チ筑前国内之医員ヲシテ協力セシメ、明治八年仮リニ病院ヲ福岡大名町ニ設ク。而シテ父老猶之ヲ慊ラストス。乃更ニ之ヲ県会ニ議シ、医院学舎ヲ博多中島ニ建造セントス。議成ル。明治九年十二月始テ土ヲ画シ工ヲ鳩ム。人民資ヲ捐テ吝マズ、カヲ出シテ倦マス、父老沙ヲ運シ子弟石ヲ搬シ、歎呼喧嘩明治十年六月工悉ク竣ル。院宇闊壯雕椽彩椽而シテ器械書籍モ亦之ニ称フ。乃チ大河内和ヲ院長ニ西川黙藏ヲ副院長ニ任ス。皆国手ナリ。事皆ナ備ル。是ニ於テ吉日良辰ヲトス。二十五日昧早爰ニ開院ノ典ヲ行フ。郡官父老皆来リ、賛ク嗚呼盛ナル哉。是レ全ク人民ノ国ニ忠ニ父老ノ国ヲ愛スルノ致ス所ナリ。亦喜バシカラスヤ。今ヨリシテ後医院ノ益盛旺シテ、歐洲ノ医術大ニ県下ニ開ケ、人民ノ幸福亦都下ニ譲ラサルヲ信スヘキナリ。因テ之ヲ祝ス。

明治十年六月二十五日

從五位福岡県令渡邊清

〔註〕原本句読点なし。

一 福岡医院内生徒寮入寮者募集布達

〔福岡県布達明治十一年〕六

甲第二百四十六号

福岡医院内此度生徒寮ヲ増設シ生徒式拾五名ヲ限り試験之上入寮差
許候条来ル明治十二年一月十五日限該院規則ニ依リ可願出此旨布達
候事

明治十一年十二月十九日

福岡県令渡邊清

第二節 福岡医学校

一二 医学校病院建設費予算議案説明

〔詳説福岡県議会議事史〕明治編上卷

議案説明

性命ハ造化ノ妙功ト雖トモ、人々遯ルヘカラサルモノハ疾病ニシ
テ、苟モ其処置ヲ失スレハ、或ハ夭折シ或ハ軀幹ヲ痲痺シ、
人生ノ不幸焉ヨリ大ナルハ莫シ。凡ソ国家富強全盛ナルモ、亦人々
健康以テ其事業ヲ興シ以テ其所職ヲ尽スニ在リ。然シテ日常之レカ
活機ヲ撰養シ又之レヲ既病ニ芟鋤スルハ、良医良薬トニ拠ラザルヘ
カラス。是レ欧米諸州ノ専ラ医学ヲ精究スル所以ナリ。

我国従来医学ノ鹵莽ナル輓近愈々益陵遲ヲ極メ、医学殆ト地ヲ払
フニ至ル。豈人民ノ不幸ニシテ国家ノ欠典ニアラスヤ。

是ヲ以テ政府ハ維新ノ際首トシテ東校医学ヲ興シ、現今ハ大学医
学部ヲ置キ、他ノ専門学科ニ先チ最モ力ヲ之レニ尽サレ、盛且旺ト
言フヘキナリ。蓋シ人民ノ生ヲ厚シ国家ノ用ヲ利シ、富強全盛ノ基
礎ヲ培養スルノ盛意ニシテ、漸次此道ヲ更革拡張シ、既ニ医制ヲ立
テ医学科程ヲ設ケ又試験ノ方法ヲ布キ、将来医ヲ業トスル者ハ免証
ヲ得ルニ非レハ業ヲ乗ルヲ得サラシム。於是乎各府県ニ於テモ専ラ
此学ヲ振作シ医生ヲ薰陶セリ。

我県モ亦曩キニ医院ヲ福岡ニ興シ、生徒ノ教育ト患者ノ治療ヲ為

金三百円

予備

十六番白水致

金老万八百七拾八円六拾銭

病院

○答 否ナ薬剤ハ薬価ニテ償フヲ以テ算入セス。

内

俸給

同上

金六千七百三拾貳円

給与

○問 医学校ハ全ク病院ト分離両立セシムルカ。
五番熊谷又七

金六百九拾九円

旅費

○答 其事業ヲ引離シ先ツ分立ノ形トス。然レトモ病院長ハ医院

金貳百七拾円

需用費

長ヨリ兼ネシム。

金五百三拾七円六拾銭

書籍器械費

同上

金貳百四拾円

修繕及ヒ器械買入費

○問 医院従来ノ費用ハ官費ナリシヤ民費ナリシヤ。

金千五百円

予備

○答 悉皆民費ナリ。
三十番澁田梅太郎

金九百円

同上

○番外老番牧朴眞本案ノ旨趣ヲ説明ス。

○問 博多医院現今ノ生徒幾数アルソ。

同上

四十六番井上完治

○答 教員ノ不足テ以テ学業振ハス。現今七十人許リトス。

番外老番牧朴眞

○議長大体ニ付討論セシム。
○七番入江淡原案ノ大体ヲ可トス。

○問 十一年度ノ医院入費ハ幾何ナルヤ。

老番岩崎一太郎

○一七番多田作兵衛、廿六番内藤半次郎、老番ニ同意。

○答 医院ニ病院ヲ混シタル処ニテ、十年下半年期十一年上半期ヲ

合シ七千五百円許トス。

○議長討論ルヲ以テ一次会ノ局ヲ結フ。干時午后三時五十分。各員ニ退散ヲ命ス。

同上

[中略]

○問 七千五百円ノ費額中薬剤料ヲモ算入スルカ。

第廿四号議案第二次会

○書記議案宣読

第廿四号議案

医学校病院建設予算

一金老万七千三百拾六円七拾貳錢

内 訳

金六千四百三拾八円拾貳錢

内

金五千五百九拾貳円

金六拾三円九拾錢

金七拾貳円貳拾貳錢

金貳百五拾円

金百円

金百六拾円

金三百円

金老万八百七拾八円六拾錢

内

金六千七百三拾貳円

金六百九拾九円

金貳百七拾円

金五百三拾七円六拾錢

金貳百四拾円

金千五百円

金九百円

○議長本案ノ大意ニ付可否ヲ決セシム。

○十七番多田作兵衛地方税ノ節減ヲ望ム今日ニ当リ、各地ニ病院

ヲ配置スルハ否ナリ。故ニ姑ラク福岡医院ヲ拡張シ、漸次其他

ニ及スヘシ。然レハ原案ノ儘ニテハ議シ難キヲ以テ、委員ヲ

撰ヒ之ヲ修正シテ議シタキ旨ヲ建議ス。

○十八番毛利與八郎、吉番岩崎一太郎、其他之ヲ賛成スル者数名。

○議長先ツ原案同意者ニ起立ヲ命ス。一ノ起立スルモノナシ。続テ

十七番ノ建議ニ同意ノ者ヲ起立セシム。

起立二十七人 多数ヲ以テ之ニ決ス。

(中略)

第二十四号修正議案第二次会

第廿四号修正議案

医学校建設費予算

一金老万九円七拾貳錢

内

金七千九百八十円

金四百三十九円五十錢

金五十四円

金貳百九十六円廿二錢

修繕及ヒ器械買入費

予 備

金三百三十円

書籍器械費

金式百五十円

書籍買上費

金百円

解剖費

金二百十円

修繕及ヒ器械買入費

金六百円

予備

○四十六番井上完治曰ク、生徒二百名ヲ百名トシ、教師三名ヲ二名トシ、俸給惣額ヲ四千九十二円ニ減省セン。

○五十番守田精一、二十五番植村治三郎賛成。

○議長之ヲ問題トス。

○二十九番占部三折、二十六番内藤半次郎、五番熊谷又七、原案ヲ可トシ問題不同意。

○議長四十六番ノ修正動議ヲ可トスルモノニ起立ヲ命ス。

起立六名少数廃棄

○議長原案同意者ニ起立ヲ命ス。

起立三十二名、多数ヲ以テ原案ニ決ス。

○議長小会議ヲ開クヘキ旨ヲ述ヘ、各員ニ退場ヲ命ス。時二午後二時五十分。

〔中略〕

第二十四号修正議案第一次会昨日ノ続キ

第二節

金六拾三円九十銭

給与

金七十二円貳拾貳銭

需用費

金式百五十円

書籍買上費

○十七番多田作兵衛曰ク、此ノ修正案ハ医学校ヲ本体トシ病院ハ其附属ニシテ即チ医学生徒実践ノ教場ナルニ、特ニ病院ノ一項ヲ立ツレハ自カラ別種ノ姿ヲナシ、他日各地ニ於テ病院ヲ協立スルニ当リ、人民ハ地方税ニ協議費ニ二重ノ費用ヲ出スノ思ヲナシ、苦情アランモ測ラレス。故ニ本案中病院ノ二字ヲ削去シ、之ニ属スル俸給給與其他各項ノ金員ハ、悉ク医学校ニ属スルモノト合算修正セン。

○十九番堤小七郎、廿九番占部三折、十八番毛利與八郎、十七番ニ同意。

○議長曰ク、一七番ノ修正動議ヲ問題トスルノ可否ヲ問フ。

○二十番野崎寮造、三十一番早川竜藏、四十六番井上完治、問題トスヘキ旨ヲ述フ。

○議長問題トスルヲ可トスルモノニ起立ヲ命ス。

起立四十一名、多数ヲ以テ問題トスルニ決ス。

○議長ハ問題ノ可否ヲ討論セシム。

○岩番岩崎一太郎、三十五番十時一郎、五番熊谷又七、問題ヲ可トス。

○廿六番内藤半次郎ハ問題ヲ否トス。

○議長問題ヲ可トスル者ニ起立ヲ命ス。

起立三十七名、多数ヲ以テ修正スルニ決ス。

第三節

金百円

解剖費

金六十円

修繕費

金三百円

予備

○七番入江淡原案ヲ可トス。

○二十五番植村治三郎ハ予備ノ三百円ヲ削去セント欲スル旨ヲ述
フ。

○議長原按同意者ニ起立ヲ命ス。

起立四十一名、多数ヲ以テ原按ニ決ス。

第四節

金貳千三百八拾八円

俸給

金三百七十五円六十銭

給与

○三十五番十時一郎曰ク、医学校ヲ本体トシ病院ハ其附属ニシテ
即チ生徒実践ノ場所トセハ、特ニ治療並外診掛リ三名ヲ置クヲ
須ヒス。医学校ノ教員ヨリ兼シムヘシ。

○二十三番津村宣哲之ヲ賛成ス。

○議長以テ問題トス。

○十七番多田作兵衛曰ク、治療外診ヲ教師ニ兼務セシムルトキハ、
随テ教導ノ障碍ヲ生スヘシ。故ニ原案ヲ可トス。

○四十九番大村務曰ク、現今ノ院長ノ外東京ヨリ更ニ二名ノ教師
ヲ増セハ、随分事足ルヘシ。故ニ三十五番ニ同意。

○二十六番内藤半次郎曰ク、貴重ノ人命ヲ請持チ治療ヲ施スモノ
ナレハ、特ニ其専務ヲ設ケサルヘカラス。原案ヲ可トス。

○三十一番早川竜藏曰ク、晩学生ノ如キハ、書籍上ノ教育ヨリ寧
口実践ノ手術ヲ専務トスヘキヲ以テ原案ヲ可トス。

○四十四番福江角太郎、三番北原範一、問題同意。

○二十九番占部三折ハ問題ヲ駁シテ原按ヲ可トス。

○議長三十五番ノ修正動議ヲ可トスル者ニ起立セシム。
起立十五名 少数廃棄。

繼テ原按同意者ニ起立ヲ命ス。

起立二十八名 多数ヲ以テ原案ニ決ス。

第五節

金五拾四円

旅費

○拾五番野崎寮造原按ヲ可トス。

○議長原按ヲ可トスル者ニ起立ヲ命ス。

起立三十八名 多数ヲ以テ原按ニ決ス。

第六節

金二百二十四円

需用費

金八十円

書籍器械費

金百五十円

修繕及器械買入費

金三百円

予備

○廿番野崎寮造、三十一番早川竜藏、原案ヲ可トス。

○廿五番植村治三郎曰ク、医学校ノ予算ハ定則アリテ不時ノ費用ヲ要スルモノニアラサレハ、別ニ予備ヲ設クルヲ須タス。故ニ本額三百円ヲ削去セン。

○廿八番三宅道愈、四十四番福江角太郎、三十一番早川竜藏、之ヲ賛成ス。

○議長以テ問題トス。

○老番岩崎一太郎問題ヲ不可トス。

○議長原案ヲ可トスル者ニ起立ヲ命ス。

起立三十四名 多数ヲ以テ原案ニ決ス。

〔註〕原本句読点なし。

一四 福岡医学校開設布達

〔対合福岡県発令全報〕第四編

甲第九十五号 十二年六月廿七日

福岡病院之儀本月限り相廢シ更ニ同所ニ医学校ヲ設ケ病院ヲ附属シ来ル七月一日ヨリ開設候条此旨布達候事

但遠賀郡芦屋志摩郡前原両支院トモ本月限り相廢候事

一五 福岡医学校仮規則

〔対合福岡県発令全報〕第四編

甲第九十六号 十二年六月廿八日

福岡医学校規則別冊之通仮定候条此旨布達候事

福岡医学校仮規則

本校ハ管内ノ医生ヲ養生スル所ニシテ之レニ病院ヲ附置シ生徒実践ノ用ニ供シ校内別ニ製菓学教場ヲ設ケ該学科ヲ教授ス

第一章

入学則

第一条 本校生徒ハ二百名ヲ以テ定員トシ其在学期限ヲ三ケ年間トス

但通学生ハ定員ノ外タルヘシ

第二条 入学生徒ハ種痘若クハ天然痘ヲナセシ年齢十六年以上三十五年以下ノモノニシテ普通ノ書籍ヲ講読シ普通ノ文書ヲ作り又略ホ洋算ヲ学ヒ得タル者ニシテ試験ノ上相当学力ヲ有スル者ニ非サレハ入学ヲ許サス

第三条 入学ヲ願出ル者ハ保証人並ニ身元引受人ヲ立テ左ノ書式ニ倣ヒ願書ニ通ヲ出スヘシ

但保証人ハ其父兄親族ニテ一名身元引受人ハ福岡区内ノ戸主ニ限ルヘシ尤保証人福岡区内ノ人ナレハ引受人ヲ兼ヌルモ妨ナシ又通学生ハ引受人ヲ立ルニ及ハス

入学願

私儀医学志願ニ付御校ニ入学修業仕度御規則之儀ハ堅ク相守可申此段保証人相立連署ヲ以テ奉願候也

何県何国何郡区町村番地

年 月 日

士族 平民 何之 誰 印

保証人 士族 平民 同 何之 誰 印

福岡医学校御中

右入寮中御規則暨為相守候ハ勿論本人ニ係ル一切ノ事件ハ私引受
聊御厄介掛申間敷候也

福岡区何町番地

士族 平民 何 ノ 誰

第四条 入学ノ生徒若シ他府県医学校病院等ニテ卒業ノ学科ハ其卒業証書ト応試ノ稿録トヲ出サシメ該院長或ハ教員ノ検印アルモノハ直ニ相当学期ニ入ルヲ許シ其確証ナキモノハ更ニ其学科ヲ試験シ及第ノモノハ進級証ヲ与ヘ相当学科ヲ学ハシムヘシ

第五条 第五学期以上ノ生徒ハ当直ヲ以テ医局或病室ノ事ニ関セシメ治療ヲ実践セシムヘシ

第六条 従来ノ開業医生ニシテ全科ノ卒業ヲ要セス猶一二ノ学科ヲ研究セント欲スルモノハ通学ヲ許シ員外生トシ講義傍聴及治療ノ傍觀ヲ許スヘシ

第七条 生徒入学期ハ定期試験三十日間トシ其以前募集ノ人員ハ之レヲ広告スヘシ尤員外生ハ一定ノ学則ナキヲ以テ毎月一日ヨリ三日迄ニ入学ヲ許スヘシ

第八条 生徒ハ入寮通学ヲ論セス授業料トシテ毎月金貳拾五錢宛該

月三日迄ニ幹事局ニ納ムヘシ

但他府県ヨリ入学スルモノハ束脩トシテ金五拾錢且授業料トシ

テ毎月金三拾錢宛ヲ納ムヘシ

第九条 入寮生徒賄料ハ一日金六錢宛該月分是亦三日迄ニ幹事局ニ出スヘシ

但賄料ハ物価ノ高低ニ依リ増減スルコトアルヘシ

第十条 生徒若シ疾病或ハ事故アリテ一学期中五十日以上闕課シ成業ノ見込ナキモノ或ハ試業落第一期二次ニ及フモノハ退校セシムルコトアルヘシ

第二章

教則

三ヶ年ヲ以テ卒業ノ期トシ之レヲ七期ニ分ツ

第一期

物理学 化学 解剖学

第二期

化学 動物学 解剖学

第三期

組織学 生理学 生理総論

第四期

薬物学 繙帯学 処方及調剤学 内科通論 外科通論

第五期

内科各論 外科各論 外科臨床講義 眼科学 診断法

内科臨床講義

第六期

内科各論 外科各論 外科臨床講義 内科臨床講義

婦人病論 産科学

第三章

試験則

第一条 定期試験

每一学期ノ終リニ試験ヲ行ヒ及第ノ者ニハ進級証ヲ附与シ落第ノ者ハ尚其学期ニ留ムヘシ

第二条 大試験

七学期試験ヲ畢ルノ後内務省ノ成規ニ從ヒ問題ヲ該省ニ乞ヒ衛生官吏立会卒業試験ヲナシ其成績ヲ内務省ニ申牒シ開業免証ヲ乞テ之レヲ附与スヘシ

第四章

教場規則

第一条 毎時始業ノ折ヲ報セハ直子ニ該級ノ席ニ到リ苟モ時刻ニ後ルヘカラス

第二条 静肅端正ヲ旨トシ苟モ喧噪雑沓スヘカラス

第三条 教場ニ於テハ総テ教員ノ指揮ニ從フ可シ

第四条 書籍器械ヲ整頓シ互ニ貸借スヘカラス

第五条 受業中教員ノ許可ナク漫リニ其席ヲ離ルヘカラス

第六条 受業時間ノ外猥リニ教場ニ入ルヘカラス

第五章

年中休業日

孝明天皇祭 一月三十日 紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日 神嘗祭 九月十七日

天長節 十一月三日 新嘗祭 十一月廿三日

春分皇靈祭 秋分皇靈祭

夏日休業 從七月廿日至八月十九日

冬日休業 從十二月廿五日至翌一月七日

毎月日曜日

右之外臨時休業ハ其時々之ヲ揭示スヘシ

第六章

舍則

第一条 生徒寮中ニ在テ総テ幹事局ノ指令又ハ寮長ノ差図ヲ受ケ舍則ヲ遵守シ信義礼讓ヲ以テ相交リ決テ議論噪擾スヘカラス

第二条 晨起ノ時間ニハ必ス其衾褥ヲ収メ舍内ヲ掃除シ盥嗽スル等三十分時間ヲ過クヘカラス

第三条 暇業時間ニ外出セント欲スル者ハ必ス各自舍前ニ掲クル所ノ名刺ヲ幹事局ニ出シ置掃寮ノトキハ嚮キニ出セシ名刺ヲ受取ル

へシ

但名刺ノ取扱ハ決テ之ヲ他人ニ依托スヘカラス

第四条 病氣其他事故アリテ正課ニ欠席スル者ハ書面ヲ以テ其事由ヲ幹事局ニ届出ツヘシ

但病氣ハ其筋ヲ經テ診察ヲ受ケ三日ヲ過ルトキハ予メ療養^{マツ}ノ日ヲ期シ^{マツ}証ヲ添テ届出ツヘシ

第五条 親族急病其他已ムヲ得サル事故アリテ臨時外出及ヒ外泊帰郷ヲ乞フ者ハ保証人又ハ引受人連印ヲ以テ願出ツヘシ

但事切迫ニシテ其手續ヲ為ス能ハサルトキハ舎長ヨリ之レヲ保証シ後更ニ保証人ノ証書ヲ出スヘシ

第六条 毎土曜日ニハ放課後舎内ノ大掃除ヲナシ諸具ヲ整頓シ幹事

一局ノ検査ヲ受クヘシ

第七条 外出散歩中ハ殊ニ容儀ヲ正フシ言行ヲ慎ミ苟モ学生ノ恥ツヘキ所業アルヘカラス

第八条 外出中俄然病ニ罹リ門限ニ後ル、トキハ速ニ其事由ヲ届ケ置帰舎ノ節必ス^{マツ}医証ヲ携フヘシ

第九条 外人ヲ舎内ニ誘引スヘカラス必ス^{マツ}応接所ニ於テ面会スヘシ

但病氣ニテ^{マツ}応接所ニ出ルヲ得サルトキハ其由ヲ幹事局ニ届出テ許可ヲ待テ入舎セシムヘシ

第十条 火災盜難ヲ警戒シ玻璃灯石脳油等ノ取扱最モ注意スヘシ

第十一条 冬夏休業中ハ一般ニ退寮シ開業三日^{マツ}前ニ必ス^{マツ}帰舎スヘシ

但休業中ト雖モ尚^{マツ}在寮^{マツ}研^{マツ}学^{マツ}セ^{マツ}ント欲スルモノハ願ニ依リテ之レヲ許可スルコトアルヘシ

第十二条 午後十二時迄ニハ必ス^{マツ}灯火ヲ滅シ^{マツ}寝褥ニ就クヘシ

第十三条 茶菓子ノ外決テ^{マツ}舎内ニ於テ^{マツ}飲食スヘカラス

第十四条 舎生ノ日課晨^{マツ}起^{マツ}就^{マツ}業^{マツ}放^{マツ}課^{マツ}等ノ時間ハ日ノ長短ニ從ヒ幹事

局ヨリノ告示ニ從フヘシ

第十五条 暇業時間ハ寮舎長輪番ヲ以テ必ス^{マツ}名^{マツ}宛^{マツ}在^{マツ}寮^{マツ}々^{マツ}中^{マツ}ヲ^{マツ}監^{マツ}護

スヘシ

第七章

食堂規則

第一条 食案ニ就クトキハ必ス^{マツ}席^{マツ}順^{マツ}ヲ^{マツ}以^{マツ}テ^{マツ}スヘシ

但席ハ寮舎ノ番順ヲ以テスヘシ

第二条 食事時間ヲ三十分時間トシ故ナク時間ニ後ルヘカラス

第三条 喫飯中謾リニ雑話スヘカラス

第四条 食器食物ヲ撒乱スル等ノ不行儀ノ所為アルヘカラス

第八章

禁条及罰則

第一条 教場ニ在テ^{マツ}猥^{マツ}リ^{マツ}ニ^{マツ}席^{マツ}ヲ^{マツ}離^{マツ}ル、事

第二条 教場ニ在テ^{マツ}書籍^{マツ}器械^{マツ}等^{マツ}ヲ^{マツ}取^{マツ}乱^{マツ}ス事

第三条 教場ニ在テ^{マツ}教師^{マツ}ノ^{マツ}許^{マツ}可^{マツ}ヲ^{マツ}待^{マツ}タ^{マツ}ス^{マツ}猥^{マツ}リ^{マツ}ニ^{マツ}異^{マツ}見^{マツ}ヲ^{マツ}述^{マツ}フル事

- 第四条 教場ニ在テ私ニ談話シ或ハ疾走又ハ高声ヲ発スル事
- 第五条 無用雜品ヲ教場ヘ携ヘ出ル事
- 第六条 授業時間ノ外許可ナク教場ニ入ル事
- 第七条 寮内ノ掃除ヲ怠リ書籍器械衣服等ヲ取乱ス事
- 第八条 猥リニ集会雜談シ或ハ無用ノ書画其他玩弄物ヲ取扱フ事
- 第九条 他ノ勤学安眠ヲ妨ル事
- 第十条 校舎内ニ於テ疾走及ヒ雜戲スル事
- 第十一条 放歌放吟スル事
- 第十二条 教場ニ於テ喫煙スル事
- 第十三条 教場出席ノ時間ニ後ル、事
- 第十四条 教場必用ノ品ヲ遺忘スル事
- 第十五条 晨起寢褥ノ時間及食事時限ヲ守ラサル事
- 第十六条 生徒相互ニ金錢衣服ヲ貸借スル事
- 第十七条 外出ニ名刺取扱失錯スル事
- 第十八条 午睡ヲナス事
- 第十九条 窓ヨリ往来ノ人ト談話スル事
- 以上ノ条件ヲ犯シタル者一週間以内ノ禁足ヲ命ス
- 第二十条 謾リニ他舎ニ入り他人ノ書籍器械等ヲ取扱フ事
- 第二十一条 外来人ヲ許可ナク舎内ニ誘引スル事
- 第二十二条 茶菓ノ外舎内ニ於テ飲食スル事
- 第二十三条 官物ヲ粗暴ニ取扱フ事
- 第二十四条 瓦石彈丸ノ類ヲ抛チ或ハ樹木花卉ヲ採折スル事
- 第二十五条 塀牆或ハ屋上ニ登リ又ハ建物ニ瑕ヲ付ケ或ハ濫書スル事
- 以上ノ条件ヲ犯シタル者ハ二週間以内ノ禁足ヲ命ス
- 第二十六条 漫リニ火ヲ弄スル事
- 第二十七条 出門定例ノ外許可ヲ待タスシテ外出スル事
- 第二十八条 掃舍門限ニ後ル、事
- 第二十九条 不得止事故アリト雖トモ許可ヲ待タスシテ外宿スル事
- 第三十条 無届ニテ教場欠席スル事
- 第三十一条 寮舎長ノ指揮ニ従ハサル事
- 第三十二条 喧嘩口論ヲナス事
- 以上ノ条件ヲ犯シタル者ハ三週間以内ノ禁足ヲ命ス
- 第三十三条 職教員ノ指揮ニ従ハサル事
- 第三十四条 数度規則ヲ犯シ職教員ノ戒諭ヲ用ヰサル事
- 第三十五条 一己ノ私ヲ挟ミ他生ヲ煽動シ職教員ニ抗スル事
- 第三十六条 門外ニ於テ本校ノ体面ヲ汚ス等ノ所為アル事
- 以上ノ条件ヲ犯シタル者ハ退学ヲ命スヘシ
- 第三十七条 貸シ渡シタル官物ヲ穢シ或ハ破毀スル事
- 右修理料ヲ償ハシム
- 第三十八条 貸シ渡シタル官物ヲ遺失スル事
- 右原価ヲ弁償セシム
- 右之外罰則ニ正条ナシト雖トモ苟モ学生ノ不応為言行ヲ為ス者ハ其

軽重ニ仍リ相当ノ処罰アルヘシ

附録

通学生ノ禁条ヲ犯スモノアリテ禁足ノ罰則ニ当ルモノハ換ルニ
放課後教場ニ淹留シ其他ノ罰則ニ当ルモノハ皆本条ニ依ル

第九章

製薬学規則

第一条 製薬学大意修業年限満ニケ年ト定メ之レヲ分ツテ四学期ト
ス

第一期

物理学

化学

第二期

薬剤学

金石植物学

第三期

製薬学

毒物学

第四期

処方学

價廉検査法

第二条 製薬学生徒ハ菓舖ノ子弟或ハ該学科志願ノ者ニテ年齢十五

年以上三十年以下ニシテ略ホ普通ノ学科ヲ学ヒ得タル者タルヘシ

第三条 生徒ノ定員ハ三十名ヲ限リトシ何レモ通学トス

第四条 入学ヲ願出候者ハ左ノ書式ニ準シ願書式通ヲ出スヘシ

入学願

私儀製薬学志願ニ付御校へ入学修業仕度御規則之儀ハ堅ク相守可申
依テ保証人相立連署ヲ以奉願候也

何県何国何郡何番地住

年月日

士族

何ノ誰印

同

保証人 士族 平民

同

印

福岡医学校

御中

第五条 生徒ハ毎月授業料トシテ金式拾銭宛ヲ納ムヘシ

第十章

病院規則

第一条 教師ノ診察時間ハ毎日午前第九時ヨリ午後第三時迄トス

但毎日曜日並紀元天長両節及大祭日ハ休業トス尤大患急病ハ此

限ニ非ス毎日午後三時後ト雖トモ医師兩名宛ハ必ス宿直ス

第二条 診察ヲ請ハント欲スル者ハ受付掛へ其由ヲ申出ヘシ受付掛

ニ於テハ其住所姓名年齢ヲ書シタル木票ト診察番号札トヲ渡シ新

来再来ヲ論セス順番ヲ以テ診察所へ誘引スヘシ

第三条 病症ノ軽重ニヨリ入院治療ヲ要スルモノハ医師ヨリ説示ス

ルコトアルヘシト雖モ入院スルト否トハ本人ノ望ニ任スヘシ

第四条 初診ノ時受付ヨリ相渡シタル木票ハ爾後診察及薬剤請求ニ

来ル節トモ必ス持参受付へ出スヘシ

第五條 薬価ハ総テ原価ヲ以テ即日收納スヘシ

第六條 入院ノ者ハ薬餌被衾浴湯炭油及薬用ニ係ル諸器具其他看病人トモ一切病院ヨリ之レヲ供給ス其料差等左ノ如シ

上等 一日 二拾銭 下等 一日 貳拾銭

但等差ヲ分ツト雖モ治療上ハ固ヨリ區別アルコトナシ唯居室被衾等ニ差別アルノミ

第七條 入院治療ヲ乞フモノハ保証人ヲ立テ左ノ証書ヲ出スヘシ
但保証人ハ福岡区中ノ戸主ニ限ルヘシ

入院証

何県何郡何町何村何番地住
上入院科 何ノ誰父母兄弟男女 姓 名
下入院科 土族平民

何拾銭

右之者入院治療相願度尤入院中御規則堅ク為相守候ハ勿論薬餌償納其他本人ニ係ル一切ノ事件ハ私引受可申依テ保証差出候也

福岡区何町何番地居住

土族 何ノ誰 印
平民 土族 同 印
保証人 平民

福岡医学校附属病院御中

第八條 往診ハ急病或ハ重病ノ者ニ限ルヘシ

第九條 往診ハ必ス正午十二時迄ニ申出ヘシ午後ニ申出ノ分ハ廻診

ノ都合ニ依リ翌日ニ差廻スコトアルヘシ尤急病ハ此限ニ非ス

第十條 往診ノ節決テ医師ニ酒食ヲ供スヘカラス

第十一條 医師ノ自宅ニ就キ診察ヲ請フヘカラス仮令請求スルモ一切応承セサルヘシ

第十二條 管内ノ者ニ限り赤貧ニシテ薬価等ヲ弁スル能ハサルモノハ其所戸長ヘ申立左之願書ヲ持参スルトキハ治療施薬スヘシ
貧窮患者治療願

当県何郡区何町何番地住

土族 何ノ誰 印
平民

右之者病氣ニ候処ニ元来貧窮ニテ御院ノ治療相願度段申出候ニ付篤ト取調候処補助可致親戚モ無之貧窶之者ニ相違無之候間御治療相成度此段奉願候也

何国何郡何町村

戸長 何之誰

福岡医学校附属病院御中

一六 何事不記

(表紙)

何事不記

明治十三年一月一日晴天

早起。四方ヲ遙拝して亡両父母、祖父母之神を祭り、杯を含み、本
日当番の職あるを以て、午前九時先其処ニ至りて病者を診し去りて、
帰路熊谷氏を問ふ。不在。又去りて辻岡氏を訪ふ。時に会する者熊
谷、荒川、岡木なり。共宴を開けり。之ニ倍して含杯数十分時ニし
て西田弥学到る。相携ふて森少書記官の宅に到ル。同氏人に接する
は極めて懇切にして且ツ妙なり。宴を開き酒肴坐ニ満ち、百般之職
を分任する者皆到る。中に悟樂堂なる者アリ。筑紫新報の大人なり。
糸竹を能し詠歌の妙人ニして、壮快なる究となり、貝原某又到る。
此人なるは則貝原篤信先生の后なるよし。昔日の事共廻想し、今時
を併せは実ニ旅のうさを散したりき。辞し去りて又県令許致らんと
するに、酒力の感正ニ盛なり。枉けて帰宅し直ちに床に入り人事不
省と云ふ。○本日尚ホ未十五日以来の感冒全癒エズ。頭痛尚少しく
存ス。

二日曇

本日午前十時熊谷氏を訪ひ、本年の学課程に関する処の書籍を請求
し、予か求る処に漸不充全なる処ありとは雖も、略亦其の処を得た
る趣あるを以て去る。示談中、安松、大内等到る。約するに一時半
間、含杯の余多事無なかりき。鳥飼の山田氏弟大神某到ル。訴ル処
其兄の病状稍不快なるを以てす。明日午後熊谷氏の往診するを以て
去ル。胃の下口ニ癌アルの症なるを以て、自然本症ニて遠行するを
諭す。会中県令渡辺氏より便到る。其訴ニ云ク、昨日熊谷の診する
処の彼が妻の処方方を乞フと。熊谷氏託するに今一応の往診を以て、
然ル后初めて処方せん事を約せり。就而其旨意を県令に報ず。尔後
別れて書籍を分課し、且番号を記して従来の望に応せん事を謀ル。
且本日県令許訪尋せんとするの案ありしが、予か議する処に抛りて
明朝と決し、決議了ルの後、熊谷氏は県令許訪ねて其妻某を診すと
云フ。其症リユーマチス、沃丁の浴を辻岡氏の処方ニ抛り処置する
事を聞くを云フ。明日は県令留守なるを報道する者あり。熊谷某且
此なり。明朝正に可然と。即ち朝夕に正ニ彼氏の宅に致り、決議の
職務章程を議せんと決す。宴を辻生宅に於テ開けり。岡木、辻岡、
荒川到る。九時半過に到りて去ル。すこふる得る処なし。啻に酒宴
に属す。辻生亦病疾の烈劇をかるなし。○開業医の知れる者を扱ひ、
某の会を開かんと議す。某は即交詢の意なり。○大内氏の事を岡木
氏より訴る事あり。予答るに過日某の氏此問題に到りなりしを以て

せり。時に医院より、淋疾に罹りたるもの小便閉なるを訴ふ患者の
 ためり所にありて痛楚を非常に訴ふる者あるを訴るの小使到ル。予
 生直ちに岡木氏正本日当直に當を以て、彼に書面を致して機に臨み
 ては何時ニても登校せんと云ふの書を送りたりき。十時過る比諸氏
 皆去り、無異ニして寝ニ就けり。

三日雨

本日県令許大河内、熊谷、辻岡氏と訪尋し、年始を述へ且ツ議定す
 る処の職務章程を示して、其決を得て後公に官ニ示さんと議せり。

県令の述る処に拠れば、事務局の事を医官ニ於テ条理する時ハ出納
 事件ニ於テ不適當、若しくは他の件ありて県会より之ヲ駁せらるゝ
 時ニ於テ責任を如何せんと。元來地方税を以て成立する処の医学校
 ニしあれば、出納の事ハ一ニ之ヲ県官の責任ニ歸せざるを得ざる訳
 なり。然らば后日之ヲ属官ニ質し后諸君ニ之か返答を為すへしと。

其后医学校ニ於テモ、徴兵免役及び製薬学事薬店ニ於て大きく奪す
 る者あるを見認め、以て之か開達を為さしめん杯、百般の談話あり
 て去り。帰路大河内ハ病院、迂生と両氏は直ちに自宅に帰ル。時に
 午後三時なり。將に昼飯に及はんとす。時に一人アリ。井上正繩か
 妻なりと。帰県せる夫の疾病を診せしめんと云ふ。昼飯后直ちに井
 上の家ニ到ル。去月十二日大坂表ニ著せる時淋疾を發し、續て熱発
 し且ツ陰囊腫脹し、廿八日午後電信丸ニ乘込、其夜発熱甚タしと。
 陰囊ノ腫脹も亦甚しかりきと云フ。発熱する事自後毎日或ハ一日中

と雖モ其期なし。以下略之。予診スルニ病症右副辜丸炎、尿道加答
 児、癰ノ三症ナリ。先ツ規尼涅十五瓦ヲ頓服セシメ、八瓦ヲ毎朝夕
 一回ツ、五日間ヲ与フ。帰宅の后心中懊惱。試ニ吐セントスルニ容
 易ニ大量ヲ吐シ得タリ。主トシテ昼飯の料なり。爾後稍輕快を覺ふ
 と雖モ再ヒ不快無極。依而復タ吐スルコト夥シ。続テ水瀉ニ行。后
 子甚タ易シ。然レトモ尚未充分ならず。依而一時比ニ到りてモルヒ
 ネ〇・〇ニヲ服し寝ニ就けり。后無事き。

四日雨風霰

本日予か掌る処の当直を熊谷氏ニ託し、同氏来り訪ふ。乃チ昨日の
 診ニ係ル井上の事を以つて託ス。午後西田氏来ル。往診の帰路なり
 と。時に風霰路を塞く。依而熱酒と鴨とを調理し同氏に進む。同氏
 も当直の故ヲ以テ永ク止ラス。時ニ小兒の診を乞フモノアリ。気管
 支炎ニ胃腸カタルヲ兼ヌ。西田氏ニ託して投劑せしむ。一期生夜ニ
 入来り。学課々程の事を問ふ。

五日曇

午前九時迄寝。十時喫飯。頗ル本朝過寝し、時期后るゝを憚るの談
 なりき。午前辻岡氏来る。乃ち托せらるゝ処の袖珍医歴の補を再ヒ
 託せらるゝ。乃チ書して以テ之ヲ同氏ニ示ス。同氏其適するを以て
 余に答ふ。尚ホ其ノ十全ならんを欲し、其ホルトゼツソングヲ望ム。
 之ヲ託ス。熊谷氏を訪ふ。荒川氏アリ。宴を開けり。宴后偶ま開校
 の事ニ及ふ。十日を以て期す。新誌の事を談し、且各自の其望に従

ふて其購求を為さんと決す。事務中殊別ニ出納掛を置かん事を議す。事決する似たり。帰路辻岡氏を問ふて、同氏に約して帰宅し共に医歴を書記さんと決す。到家れば即竹内氏の在るあり。又等閑に附するの景況ありて午後九時去ル。悟楽堂ニ東京日々新聞の配達を委す。

六日午前雪、午後晴

午前熊谷氏に本日の当直を託す。生徒五名来ル。告ルに学則等を以てす。午后夕に到りて大河内氏到ル。医学学校の則及ヒ開業の事開校の事附文ニ囑する演説の事ヲ以テス。少酌を催す。談話十時ニシテ去ル。本日医学学校の則些少なる事件を製集ス。香江氏より書面到ル。医学学校則の編集する処の分を明朝出校の節に携ふべき意を報す。人名簿を作ル。

七日雨

昨日の当直に代りて本日出校すへきの処、復発を恐れて熊谷氏に託す。午後辻岡、熊谷氏と出校、器械書籍の検査を為す。香江氏到り其掛を定めるに誰にせん歟と。此の談ニ及ひ不決らずして去ル。

八日晴

本日出校。此日永淵帰県、書籍の購求の事を議す。帰路永淵、熊谷、辻岡ノ三氏と公園地の西洋料理に到ル。何ぞ悪哉。当時休業の事を演ふ。依而生ずに到る。十時帰宅。

九日晴

本日出校。病室廻診。外来患者診察后患者二名に手術を施し、一名

は右臂関節外圍炎、一ハ右脛骨下端ニ於ルヒステルナリ。術后直チニ往診ニ軒。帰路辻岡氏に託して予か家を訪わしむ。在校中、明日開校の事及ヒ卒業証授与式の手続きを香江氏に聞了ス。長官便予輩三名の演説を為さんと決す。器械掛書籍掛事又延る。本日辻岡氏を尋ね、井上鉄英の到るありと云ふ。熊谷氏の説に、会立の事ニ就きて迂生等立会委員たるを諾せりと云フ。帰宅后辻岡氏、荒川氏不時参り。

十日晴

本日福岡医学学校開校式及ヒ卒業生徒え卒業証授与式ヲ行フ。県令渡辺清、第五課長仁尾惟茂、木戸燐等臨席。教師教授医員事務掛等同席。午後二時半惣シテ席ニ就けり。生徒一統亦席ニ就き、大河内和卒業証ヲ順次ニ授与ス。県令医学学校の歴及ヒ将来の興励ヲ演説ス。大河内卒業生徒ニ将来の勉勵ヲ説ク。次ニ大森学年の増加及ヒ学科課程ヲ改正セルノ理由及ヒ卒業試問の現今不充分ナルヲ歎くの演説ス。了りて酒肴ヲ一統ニ賜フ。帰路牧村眞ヲ訪フ。不在。帰宅ス。八時、酒宴前ニ当リテ県令予カ演説の説明を成せり。蓋シ医学士ノ名譽を説き生徒の望みを益さしめんと欲し、且ツハ予の演説自身ノ事ニ係ルノ事ニ渡りてハ十全ノ思想を述へ難からんと図りてなり。

十一日快晴

午前十時辻岡氏の宅ニテ書籍器械の購求目次ヲ作ル。病院用ノ器械、当地ニ於テ求め得ル者ハ別ニ之ヲ製セシムルノ約なり。時ニ開業医

井上侃齋より書面到り、本日午後二時公園地ニ会し結社の事を談せんと云フの意ナリ。乃チ熊谷、辻岡、岡木、永渕と相携ひ、彼地ニ到ル。大河内氏ハ当直なるを以て臨席ナシ。井上父子、廣田々龍、篠田耕造、前田隋海、吉富洞雲、津田一郎、衛藤龍彦等八名会合。社則を製せんと議し、初メ結社の目的方法を演説したるは辻岡ナリ。次ニ社則の事ニ及ひ、医学校連中より一班を作り右八名亦之ヲ作ル様ニして、其中央を取りて決するの事ニ決したり。議員社員監事編輯掛の四大別ニ社員ヲ為シ、其都合ニ従ひ則を立てん事を決せり。會議了りて酒宴あり。帰宅十時。

十二日晴

教場初日、外科通論、眼科、内科通論予カ講ずる処トナル。福岡県一覽表を求め閱するに、石炭坑の掘出斤數明治十年ニ比すれば十一年ハ殆ント倍するを議す。陶土坑亦之ニ均シ。石炭ハ二億五千余斤ニ到ル。

十三日晴 結会社緒言及規則を作ル。

十四日晴 前田氏え規則を渡す。

十五日晴 田舎ニて医学校の教師を乞ふて臨床講義及ヒ会社の事を委ねて、演説等を為さんと県庁え願ひし事を聞く。

十六日晴 衛藤龍彦来ル。予未タ帰宅なかりし。且暮ニ同氏逢ふ。

結会社談ニ及ぶ。早成を期して去ル。帰路買物アリ。栃木県足利え仮病院相立候由、病院規則等ハ四日ノ新誌ニ見ユ。

十七日晴 日曜日

本日辻岡氏来リテ医歴の増補を予に乞ふ。共ニ訳して脈搏の部ニ到り、クツトマン氏の書を摘出し去ル。午後一時含杯后辻岡、熊谷氏到ル。予已ニ寝ねて覺めず。其行処ヲ弁せず空ク在宅。昨夜卒業生清水愛、村山来り、眼科講義に陪し、臨床講義に倍せん事を乞ふ。折節熊谷氏と含杯の時なれば、共ニ酌みて医学の大意を談して數刻に及ぶ。○本日家郷及ヒ東京なる友人に書翰を贈らんと期せしに不果。僅かに一二を作ルのみ。此夜十時比ニ西田、牧外客来訪して宴を開く。十八日午前第二時ニ到りて去ル。

十八日晴 無事。

十九日曇

廿日晴 帰宅の路辻岡、熊谷氏と牧朴眞を問ふ。会する者外四名。宴あり。僕早く去。

廿一日 穂積氏及本郷藤田母堂よりの紙あり。其書跡又美なりと云ふ。

廿二日晴 本日午後熊谷氏と諸氏え書翰を送るの分課を為す。事十全せず。

廿三日晴 本日送紙。井上鉄英来校す。

廿四日晴 生徒の勤惰表を製す。帰、四氏ト買物す。

廿五日 開業医井上等、辻岡氏の宅ニ来月一日を以て福岡医学校に

会し、会の規則を製定せん事を決す。廣田田竜、井上鉄英氏外一名

の製する処の草稿と、汪生等より製する処の者を集成して、以テ原
按を作り、之ヲ第一会ニ決定せんと云ふの話あり。集成委員ハ熊谷、
辻岡、大森なり。

廿六日雪 規則書を県庁へ出す。

廿七日霰 おたか眼疾、結膜炎。

午后辻岡氏の宅ニ到りて、開業医ニ託せらるゝ処の規則を集成ス。

時ニ長瀨氏来ル。事后少酌。

廿八日曇 医局及ヒ病室ニ要する処の諸器ヲ注文す。昨日退学一名、
退舎三名有之。本日学期不適の講義ヲ要むる者え禁止の令ヲ出せり。

帰路辻岡、熊谷、永瀨氏ト岡木氏を訪ふ。招きニ応シテナリ。開宴。

十一時帰宅。

廿九日 東京、上ノ山、山形、大坂、愛知等え通信スルノ書ヲ認ム。

本日出校ナシ。

卅日晴 孝明皇祭

午後一時辻岡、熊谷氏と永瀨氏を誘ふテ緩歩、スノ子町なる書林ニ
到り書籍ヲ購求し、帰路永瀨氏の宅ニテ開宴。十一時帰宅。おたか
眼疾未タ不良、○本日書状ヲ出す。

卅一日曇

牧朴眞氏学校え予を問ふとて、前借月給の月賦の事を談す。辻岡東
京行の事も亦良隠居の風あるを告り。香江十日程后出京ニ決すト云。
田中氏泉地え来三日比来ルト云フ。

二月一日晴 本日午後一時、開業九名、教師以下六名、結会の則ヲ
決定せん事を議するの会ヲ医学校ニ開けり。原按成集の儘其決ヲ為
セリ。朗読者大森、稍ヤ原案に同じき事共なりき。帰路大森の宅に
少宴を開けり。

二日

三日雨午後 四期生岡部猛雄、五期の学科を兼ねテ講授せん事を希
望して、其許容を予ニ求めんとして来りたり。予説明の余、尚同寮
ニ相談せんと云ふて帰舎せしめたり。近頃支那牛疫流行の由を聞く。

四日午後雨

東京大学医学校部に博物専門学を設ケ、且三学部ト電線を交通すと
云ふ。

五日晴

文部省より教科書目を学中ニ記載せざるニ依り、調査上の障害あ
る由ニテ速ニ記送スヘキヲ達せられたり。村山愛帰省ノ暇乞ニ来る。
熊谷氏在り。開宴。少時ニして閉す。

六日雨

第三期生の学科ナキト人少トヲ以テ、四期の学科を傍聴せしむ。毎
週或ハ毎月一廻の衆議ヲ創立セン事ヲ創思セリ。刀圭新誌及ヒ東京
の諸新誌を求むる事を報道す。

野並、大西、高階之諸氏え器械書籍の買入方を託し、穂積氏え金參
拾円を送り、破屋え十二円を送致せられん事を申送したり。

(十日) 本日晴。

香江誠出立ス。東京行ナリ。

十一日 紀元節 京屋ニ於テ哥ヲ見、去りて県令を問。

十三日

穂波郡より診察処設立の上、教師連ニ出張ノ事を県庁へ申出タリ。

県庁、之ヲ本校ニ附して其成否ヲ報道スヘシト云フ。

廿日

昨日腹膜炎の患者死ス。解剖を大内氏に説明せしむ。五期生え病理通論ヲ貸ス。

十八日

鳥潟氏より校院規則及ヒ書籍表等を送り来ル。覽テ氏の勉強ニ驚く。已に今年コレヲ予防の着手あり。

廿三日 川上、高階氏より紙至ル。メモラントヲ出せりと云フ。柏

倉氏より書到る。汪生の成業ヲ祝フ。交詢社ノ弟ニ報到ル。石野氏え大分県院則ヲ貸ス。県令ヨリ早朝往診ヲ乞フテ来ル。八時往診。軽患ナリ。

廿四日 晴

病院薬局等の継足シ方ヲ松田氏に談す。見込書を別段に書せしむるの難ある旨を以て答フ。○本日医学部生徒渋谷本校を問ひ来ル。東京の景況を聞く。帰宅の路博多織の処家改め携へ□石屋等に到り、

帰宅六時。○月費表ヲ作ル。

廿六日 警視医局検梅及ヒ久留米医局及ヒ囚獄病室ヲ本校え附属スルノ達アリ。明日仁尾来ルト云フ。

廿七日 無事。

廿八日 衛生課長仁尾氏来り、警視医局ヲ本校え附属せしめし原因等ヲ説き、事務の拳らん事を希望するの意を陳す。○帰校の路に活簞ニ於テ一酌せんとの談ありて、教師教授挙げて活簞に会す。歌妓あり。大坂産物と見ゆ。十時帰宅。路に牧朴眞、西田等に逢ふ。宅を訪ひしと云ふ。

廿九日 日曜

本日出校当番ナリ。往診肝病ニ逢ふ。江藤竜元の持す時、氏来ル。之ニ方法ヲ示して去り、荒木元の妻ニ西田ト往診。

三月一日

二日 病室医局ヲ転ス。

三日 警視医局検来ル。本校引入。風邪ナリ。

四日 晴 出勤無事。

六日 晴 益田道乙氏の宅ニ於テ、蛇咬傷ニ罹リテ式十五年間左下支の下脚上蓋分の処迄脱疽ニ陥りしモノヲ切断する事を依頼せられ、三教師以下出向き、同氏え切断法ヲ示メシ助手したり。術了りて宴ヲ開き、午後十時過帰宅。

七日 曇又雨

本日福陵医会あり。医学校ニ於テス。創立委員祝詞を陳へ、大河内

氏医歴ヲ講シ、次ニ大森白血病、次ニ辻岡氏皮下射注術^マ、次ニ永瀨水素瓦斯ノ説演アリ。午後三時開場、五時十五分閉場せり。五期生ニ傍聴ヲ許す。石野氏傍聴ニ来ル。○本日石野氏迄、章程ヲ辻岡氏より借用ニ遣す。

八日

九日

十二日晴

本日生徒一統、工藤寛斎の処置を不服として立論スト云フ。

十三日 本日生徒に説愈を加多て其議を夜に入りて報し来ル。○本日辻岡、永瀨等と春吉へ漁獵ニ至ル。魚ナシ。築ニ到りて鮎を求め去り、帰宅して三名宴を開く。時に清水愛、小野来ル。○井上鉄英紅魚ヲ送り来ル。蓋シ先日^ヲを謝する也。

十四日 日曜日 小雨

本日熊谷当番。午後一時愛宕ニ致ル。同行五名。帰路各自。

十五日 往診一軒。帰路、吉村彦臣急ニ到リテ家ヲ借る事ヲ破談ス。

蓋シ不良なればなり。

十七日 大河内えゲルを一〇〇、〇託ス。氏諾ス。

十八日 引入辻岡え一〇〇、〇託ス。氏諾ス。

廿三日 学課表ヲ改む。内外科試験委員拜命。本日風強し。

〔註〕原本句読点なし。

一七 福岡医学学校職制章程并諸規則

甲第五十三号

福岡医学学校職制章程并諸規則別冊之通相定候条此旨布達候事

令渡邊清代理

明治十三年五月廿日

福岡県少書記官森醇

福岡医学学校職制

主管

校内一切之事ヲ総理シ職教員ヲ指揮監督ス

教師

教導並ニ治療ノ事ヲ負担シ教医員ヲ指揮監督ス

教授 助教

教師ノ指揮ヲ受ケ教導並治療ノ事ヲ掌ル

医員 医生

教師ノ指揮ヲ受ケ治療ノ事務ヲ補助ス

薬剤生

教師ノ指揮ヲ受ケ調劑並製薬ノ事ヲ掌ル

幹事

主管ノ指揮ヲ受ケ校内ノ庶務ヲ整理シ職教員及ヒ生徒ノ勤惰ヲ監ス

校務掛

主管幹事ノ指揮ヲ受ケ校内ノ庶務ヲ分掌ス

職務章程

本校ノ事務ヲ大別シテ上下兩款トナス其上款ハ県庁ニ稟請裁可ヲ受ケ其下款ハ主管之ヲ専行スルコトヲ得上下兩款ノ事務ハ主管其責ニ任シ教導治療ノ実績ニ於テハ教師其責ニ任ス
上款

- 一 職教員進退ノ事
- 一 教則学科ヲ改正増減シ及諸規則ヲ更正スル事
- 一 授業時間ヲ伸縮スル事
- 一 生徒ヲ増減スル事
- 一 人身解剖ヲナス事
- 一 書籍器械ヲ購求スル事
- 一 宮繕修理ノ事
- 一 生徒賞与ノ事
- 一 患者入院費ヲ定ムル事
- 一 生徒入学費及受業料ヲ定ムルコト
- 一 薬価ヲ定ムルコト
- 一 生徒ヲ退校以上ノ罰ニ処スル事
- 一 患者救療願ヲ許可スル事

下款

一 成規定例ナキ事件ヲ施行スルコト

- 一 生徒ニ卒業証書ヲ授与スル事
 - 一 生徒ノ退学ヲ許可スル事
 - 一 生徒禁足以下ノ罰ニ処スル事
 - 一 患者ノ入院ヲ許可スル事
 - 一 舎長ヲ任免スル事
 - 一 小使看病人ヲ雇免スル事
 - 一 定額ノ費ヲ以テ三円以内ノ修繕并諸器具ノ購求ヲナス事
 - 一 生徒ノ請暇ヲ許ス事
 - 一 薬価ヲ收入スル事
 - 一 授業料ヲ收入スルコト
 - 一 職教員ノ分掌ヲ命スル事
- 上下兩款中左ノ各款ハ教師主管ニ稟議シテ之レヲ施行スヘシ
但上款中ノ事件稟請書ハ主管教師連署スヘシ
- 一 授業ニ関スル諸規則ヲ改正増減スルコト
 - 一 生徒ヲ増減スルコト
 - 一 人身解剖ヲ為スコト
 - 一 生徒ニ卒業証書ヲ授与スルコト
 - 一 生徒ノ入学退学ヲ許可スルコト
 - 一 舎長ヲ任免スルコト

一 生徒ノ請暇ヲ許可スルコト
一 教授以下医員ノ分掌ヲ命スルコト

福岡医学学校規則
第一章 総則

第一条

本校ハ医学ヲ教授スル所ニシテ之ニ病院ヲ附置ス

第二条

生徒在学期ヲ四年トシ之ヲ八期ニ分

第三条

校内ヲ区別シテ左ノ数局トナス

校務局 講堂 医務局

薬局 生徒寮 病室

第四条

職教員ノ昇退校時限並休日ハ総テ官衙ノ列ニ從フ

第二章 入学則

第五条

生徒ノ募集ハ毎年五月十一月ノ二期トシ其人員ハ一ヶ月前之ヲ広告スヘシ

第六条

生徒ハ種痘若クハ天然痘ヲ畢ヘ年齢十六年以上三十五年以下ニシテ

試験合格ノ者タルベシ尤中学科卒業証書ヲ有スル者ハ試験ヲ要セスシテ入学ヲ許シ及府県医学学校或ハ病院等ニテ卒業セシ学科ノ証書ヲ有スル者ハ其医学ノ得力ヲ檢シ直ニ相当ノ学期ニ入ルコトヲ許スベシ

第七条

従来開業医師ニシテ全科ノ卒業ヲ要セズ一ニノ学科ヲ研究セント欲

スル者ハ講議ノ傍聴及治療ノ傍觀ヲ許ス可シ

第八条 試験方

讀書

日本外史 輿地誌略

物理階梯

算術

加減乗除

作文

簡易ナル近体紀事文或ハ往復書牘

第九条

入学ヲ願ヒ出ル者ハ証人ヲ立テ左ノ書式ノ願書ニ通ヲ出スベシ

但証人ハ本院ヲ距ル一里以内ノ戸主ニ限ルベシ

書式 用紙半紙界紙

入学願

私儀医学志願ニ付御校へ入寮
通学 修業仕度御規則ノ儀ハ堅ク相守可申候

此段証人相立奉願候也

何県何国何郡区町村番地

族籍 何ノ誰印

年月日 年齢

福岡県医学校御中

右御規則堅ク為相守候ハ勿論本人ニ係ル一切ノ事件私引受ケ御厄
介相掛ケ申間敷候此段保証仕候也

福岡区何町番地

族籍 何ノ誰印

第十条

生徒ハ授業料トシテ毎月金貳拾五錢ヲ納サム可シ

但他府県ヨリ入学スル者ハ束脩トシテ金五拾錢且授業料トシテ毎

月金五拾錢ヲ納メシム

第十一条

入寮生徒賄料ハ一日金七錢ヲ納メシム

但物価ノ高低ニ因リ増減アルベシ

第三章 教則

第十二条

学科ヲ八期ニ分チ一期ヲ六ヶ月ノ課程トス

第一期

物理学 六時 化学 六時 解剖学 六時

第二期

化学 六時 動植物学 六時 解剖学 十二時

第三期

組織学 四時 生理学 十二時 生理総論 二時

第四期

薬物学 六時 繙帯学 三時 処方及調剤学 三時

内科通論 六時 外科通論 六時

第五期

内科各論 六時 外科各論 六時 外科臨床講義 三時

眼科学 四時 診断法 二時 内科臨床講義 三時

第六期

内科各論 六時 外科各論 六時 外科臨床講義 十二時

内科臨床講義 十二時 眼科臨床講義 三時

第七期

内科臨床講義 十二時 外科臨床講義 十二時 婦人病論 二時

産科学 四時

第八期

内科臨床講義 十二時 外科臨床講義 十二時 裁判医学 四時

衛生学 二時

第四章 試験規則

第十三条 定期試験

毎期ノ終リニ試験ヲ行ヒ及第ノ者ニハ証書ヲ附与シ落第ノ者ハ尚其ノ学期ニ留メ再ヒ落第スルモノハ退校セシムベシ

第十四条 卒業試験

全期試験ヲ畢ルノ后更ニ全科ノ試験ヲ為シ医学卒業証書ヲ授与ス可シ

第五章 休業日

第十五条

年中休業日左ノ如シ

孝明天皇祭

一月三十日

紀元節

二月十一日

神武天皇祭

四月三日

神嘗祭

九月十七日

天長節

十一月三日

新嘗祭

十一月廿三日

春季皇靈祭

秋季皇靈祭

夏休業ハ七月廿日ヨリ八月十九日ニ至

冬休業ハ十二月廿五日ヨリ翌年一月七日ニ至

毎日曜日

第六章 教場規則

第十六条

教場ニ於テハ総テ教員ノ指揮ニ従フヘシ

第十七条

教場出席ハ就業時鐘ヲ報セハ決テ時限ニ后レス昇堂シ各自名簿ニ捺印シ坐位ヲ正シテ教師ノ臨場ヲ待ツヘシ

第十八条

教場ニ於テハ静肅端正ヲ旨トシ喧噪雑沓スヘカラス

第十九条

講義中疑義アルトキハ受業畢ルヲ待テ質問スベシ

第二十条

教員ノ許可ヲ俟タズシテ漫リニ其席ヲ離ル可ラス

第二十一条

教場ニ於テ教師ノ許可ナク決テ備付器械等ヲ取扱フ可ラス

第二十二条

各自ノ書籍器械ヲ紛乱スヘカラス

第二十三条

授業時間ノ外猥リニ教場ニ入ル可ラス

第七章 生徒心得

第二十四条

凡生徒ハ信義礼讓ヲ以テ相交ルヘシ

第二十五条

生徒若シ請求スル事件アルトキハ其由書面ニ認メ事務局ニ出スヘシ

第二十六条

火鉢烟草盆等ノ備ヘナキ場所ニ於テ喫煙ス可ラス

第二十七条

牆屋ニ登リ建物ニ瑕ヲ付ケ又ハ濫書或ハ庭内ノ樹木花艸ヲ採折スル等ノコトヲナス可ラス

第二十八条

通学生病氣等ニテ闕課スルトキハ左ノ届書ヲ出スヘシ若シ届ナク三週間以上闕課ニ及フモノハ退学ト看做シ生徒ノ名籍ヲ除ク

第八章 寮 則

第二十九条

寮中ノ事ハ総テ幹事ノ指揮ヲ受クヘシ

第三十条

寮中ニ名宛毎週輪番ヲ設ケ寮中ノ取締ヲナスヘシ

第三十一条

寮中事故アルトキハ必ス当番ノ者ヨリ校務局ニ届出スヘシ

第三十二条

規則ヲ犯スモノアルトキハ当番ノ者直ニ校務局ニ申出ヘシ若シ故ラニ其罪ヲ庇隠スルトキハ当番ノ者其責ヲ免ルヘカラス

第三十三条

一舍中毎日輪番ヲ以テ舍内ヲ洒掃シ極テ清潔ヲ要スヘシ

第三十四条

毎土曜日ニハ寮中ノ大掃除ヲナシ器具ヲ整頓シ校務局ノ検査ヲ受クヘシ

第三十五条

平日ハ課業済ノ后午后第七時限休日ハ午前第八時ヨリ午后第十時限リ外出スヘカラス

第三十六条

外出ノ節ハ必ス名刺ヲ校務局ニ出シ帰舎ノ節之ヲ受取り決テ遺失スヘカラス

第三十七条

病氣或ハ事故アリテ闕課スルトキハ週番ヲ経テ其ノ事由ヲ校務局ニ届出ツヘシ

但シ病氣三日以上ニ至ルトキハ医師ノ診断書ヲ添フヘシ

第三十八条

親族急病其他止ヲ得サル事故アリテ臨時外出及ヒ外泊帰郷等ヲ乞フ者ハ証人連署ヲ以テ校務局ニ願出ヘシ

但事情切迫ニシテ其手續ヲナスニ暇アラサルトキハ週番ノ保証ヲ

以テ願出帰寮ノ節証人ノ証書ヲ持チ帰ルヘシ

第三十九条

帰郷下宿等ヲ願出スルニ其日数一週日以上ニ及フ者ハ必ス借受ノ書籍等ハ一先返納スヘシ

第四十条

外人面会ハ必応接所ニ於テシ決テ舎内ニ誘引スヘカラス

第四十一条

火災ヲ警戒シ殊ニ石脳油等ノ取扱ニ注意スヘシ

第四十二条

舎内ニ於テ飲酒喫食等ヲナス可ラス

第四十三条

午后第十二時迄ニハ必灯火ヲ滅シ寢褥ニ就クヘシ

第四十四条

外出ノ時間並ニ休日ニハ必週番ノ者ハ在寮シテ寮中ノ取締ヲ為スヘシ

シ

第四十五条

猥リニ集会雑談ヲ為ス可ラス

第四十六条

相互ニ勤学安眠等ヲ妨クルノ所業ヲ為スヘカラス

第四十七条

喧嘩口論ハ勿論雑戯放歌等ヲ為ス可ラス

第四十八条

窓間等ヨリ往来ノ人ト談話ス可ラス

第九章 罰則

第四十九条

教場規則並ニ寮則及ヒ生徒心得ノ条項ヲ犯スモノハ其輕重ヲ量リ五週間以内ノ禁足ニ処スヘシ

但通学生ハ禁足ニ代ユルニ教場ノ掃除ヲ以テス

第五十条

貸渡シタル書籍器械ヲ破損シ或ハ遺失スルモノハ其代価ヲ償ハシメ其故意ニ出ルモノハ尚五週間以内ノ禁足ニ処スヘシ

第五十一条

左ニ掲クル三項ニ触ル、モノハ其輕重ヲ量リ五週間以上七週間以内ノ禁足或ハ退寮又ハ退学ニ処スヘシ

一 職教員ノ戒諭ヲ用ヒス及ヒ犯則數回ニ及フモノ

一 一己ノ私ヲ狭ミ他生ヲ煽動シ職教員ニ抗スルモノ

一 門外ニ於テ本校ノ体面ヲ穢スヘキ所為アルモノ

第十章 病院規則

第五十二条

本院ハ生徒ニ臨床講義ヲ授クル為メニ設ケタルモノナレハ診察治療ヲ本院ニ囑スルモノハ生徒ノ臨床ヲ拒ムヲ得ス

第五十三条

教師診察時間ハ毎日午前第九時ヨリ午后第二時迄トス
但日曜日并定例祭日祝日ハ休暇トス

第五十四条

薬価ハ総テ原価ヲ以テ即日收納スヘシ

第五十五条

本院ニ治療ヲ乞フ者ハ其由ヲ受付掛ニ申立患者札ヲ囉受ケ此札ハ爾后診察及ヒ薬取ニ来ル節トモ必ス持参スヘシ

第五十六条

患者ノ入院料ヲ二等ニ別ツ

上等 一日三拾五銭

下等 一日二拾五銭

但シ等差上下ノ区分アリト雖トモ治療上ハ固ヨリ區別アルコトナシ唯居室被衾賄等ニ差別アルノミ

第五十七条

入院患者自ラ看病人ヲ伴ハント欲スルモノハ医局ノ許可ヲ受クヘシ

但該看病人ニ係ル諸費ハ入院料ノ外ニ收入スヘシ

第五十八条

入院治療ヲ請フモノハ証人ヲ立テ左ノ証書ヲ出スヘシ

但証人ハ本院ヲ距ル一里以内ノ地ニ居住スル戸主ニ限ルヘシ

入院証

何県国郡町村番地

族籍 誰父母兄弟妻子

姓名

上等入院料 一日金何銭宛

年齢

右之者入院治療相願候ニ付テハ本人身上ニ於ケル入院中一切ノ事件ハ勿論入院料等本人ニ於テ上納相滞候節ハ私引受弁償可仕候仍テ証

福岡医学校附属病院御中

国郡町何番地 身元引受人

族籍

姓名 ○

書如此

国郡 番地

証人 族

姓名 印

年月日

福岡医学校附属病院御中

第五十九条

管内ノ者ニ限り貧困ニシテ本院ノ救療ヲ願フモノハ身元引受人ヲ立左ノ願書ヲ持参スレハ救療ヲナスコトアルヘシ

但シ入院ハ該病症ト其時病室ノ都合ニ依リテハ許可セザルコトアルベシ

救療願

私儀

病氣ニ付御院ノ治療ヲ仰キ度候処元来貧困ノ身分ニテ諸費自弁難仕且親戚朋友等ノ補給ヲ受ケ候者モ無之候ニ付何卒御救療被成下度此段奉願候也

国郡町何番地

族籍

姓名 ○

国郡町何番地

年齢

前書之趣事実相違無之候間奥書致候也

右町村戸長

姓名印

第十一章 医務局

第六十条

本局ノ事務ハ医員之ヲ担当シ医生之レカ補助ヲナシ治療ノ事ニ係ル一切ノ事務ヲ調理シ及薬局ノ取締ヲナスヘシ

第六十一条

教師ノ診察ニ陪從シ配剤録及方箋ヲ詳記シ薬剤ノ用法撰生ノ方法ヲ患者ニ懇諭スベシ

但配剤録処方箋ニハ主者必ス檢印ヲ捺スベシ

第六十二条

毎朝病室ヲ回診シ諸事ヲ整頓シ教師回診ノ節其病状ヲ陳述シ午后又回診シテ病状ヲ病床日誌ニ登記スヘシ

第六十三条

教師不在又ハ事故アツテ内外患者ヲ診察スル能ハサルトキハ医員之ニ代リ診察ヲ為スベシ

第六十四条

入院ヲ乞フモノアルトキハ其ノ許否ヲ教師ニ協議シ其許可スヘキハ証書ニ教師ノ檢印ヲ受ケテ之ヲ校務局ニ回附スベシ

第六十五条

患者新ニ入院スルトキハ其既往症ト現在症トヲ精細ニ病床日誌ニ登録シ其枕頭ニ掲ケ置ケ可シ

第六十六条

入院患者ノ手術治療臨時発症ハ一々医事日誌ニ記載ス可シ

第六十七条

入院患者ノ薬餌撰養ヲ監シ看病夫ノ所為勤怠ニ注意スヘシ

第六十八条

患者ノ食料ハ一々之ヲ検査シ若シ不良ノ品アルトキハ之ヲ交換セシム可シ

第六十九条

入院患者外出ヲ乞フトキハ其由ヲ審問シ病症上障碍ナシト認ル者ハ門鑑ヲ与ヘテ之ヲ許シ帰院ノ節之ヲ収ムヘシ

第七十条

入院ノ患者ヲ来訪スル者アラハ病室通券ヲ渡シテ病室ニ入ルコトヲ許シ帰去ノ節其券ヲ収ムヘシ

第七十一条

来訪者若シ食物ヲ提携スルトキハ之ヲ点檢シ不良物ト認ルモノハ必病室ニ入ルコトヲ差留ムヘシ

第七十二条

大手術ヲ施サントスルトキハ予メ本人及ヒ証人ヘ通知シ其承諾ヲ経ベシ

第七十三条

入院患者ノ病症危篤ニ及フ者ハ速ニ其保証人ニ報告スヘシ

第七十四条

患者ニ退院ヲ許ス時ハ小書付ニ教師ノ捺印ヲ受ケ之ヲ事務局ニ回附スヘシ

第七十五条

他方往診及ヒ回診ハ医員ノ任トス尤其病症重難ナル歟又ハ特ニ教師ノ往診ヲ乞フ者アルトキハ時宜ニヨリ教師ニ往診ヲ申立ルコトアル可シ

第七十六条

往診患者ハ其往診ノ医員ニ於テ方箋ヲ与ヘ総テ外来患者ノ例ニ從フ可シ

但其病症並附方ハ一々之ヲ教師ニ具申スヘシ

第七十七条

患者死亡スルトキハ成規ノ通死亡届ヲ其証人或ハ家人ニ附与スヘシ

第十二章 薬局

第七十八条

薬局ニ於テハ検査係ヲ定メ方箋ノ検査及ヒ調剤製剤ノ取締ヲ為シ局内ノ諸器械紛失毀損セサル様注意シ若シ毀損スルトキハ其旨書記シ現品ヲ添校務局ニ申出ヘシ

但諸器械ハ根帳ヲ製シ其増減ハ洩ナク記載シ置キ毎年度ニ薬局器

械増減表ヲ事務局ニ出スヘシ

第七十九条

処方劑上劇毒薬配伍ノモノハ殊ニ注意ヲ加ヘ若シ方箋ニ極量ヲ超過スルト認ムル歟又ハ誤写等不審ノ廉アルトキハ其医員ニ質問ノ后調剤ス可シ

第八十条

凡ソ調剤ハ医師ノ印章並ニ會計係薬価收入済ノ印章アルモノニ限ル可シ

第八十一条

患者ニ与フル薬瓶並ニ薬袋ニハ患者ノ姓名番号用法等ヲ明記シ其服法ヲ懇諭スベシ

但薬瓶ノ張紙ハ内服ハ赤色外用ハ青色紙ヲ用ユヘシ

第八十二条

調剤用ノ諸器具ハ務メテ之ヲ清潔ニシ薬瓶薬筐ニハ明白ニ標札ヲ貼シ其所在ヲ定メ類ヲ分ツテ之ヲ並列ス可シ

第八十三条

毒劇薬ハ各別ニ之ヲ筐中ニ納メテ他薬ト混同スルコトナカラシメ薬局検査係其開闔ヲ司リ其退出后ハ医務局当直ニ其鑰ヲ預ケ置キ調剤ヲ要スル毎ニ薬局ニ開闔ヲ申立其取扱ニ注意シ調剤シタル量ハ必ス帳簿ニ控ヲクベシ

第八十四条

日々調劑畢レハ藥品並ニ製劑ヲ檢査シ陳敗風化等ニ注意シ製劑ノ欠
乏セルモノハ之ヲ新製シ藥品ハ之ヲ薬舖通帳ニ記載シ檢査係檢印シ
テ之ヲ校務局ニ回附ス可シ

第八十五条

毎日調劑シタル処方箋ハ会計係ノ薬価收入帳簿ト照合シテ毎月上旬
ニ於テ前月中支払并現品ノ藥品表ヲ製シ之ヲ事務局ニ出ス可シ

第十三章 器械係

第八十六条

器械出入ヲ司トリ紛失毀損セサルヨフ注意取締ヲナスヘシ

第八十七条

常ニ器械ノ利鈍良否ヲ点檢シテ臨機ノ供用支拵ナカラシメ若シ破損
等アルトキハ其品名破損ノ緣由ヲ書記シ現品ヲ添ヘテ事務局ニ届ケ
出ツヘシ

第八十八条

手術アルトキハ教師ノ差圖ヲ受ケ必要ノ器械及諸具ヲ具備シテ不都
合ナカラシメ手術終ルノ后之レヲ淨拭整頓スベシ

第八十九条

諸器械ハ教師医員往診携帯ノ外一切校外ニ出ズ可ラス

第九十条

患者施療ノ都合ニヨリ若シ不得止器械ヲ病家ニ貸付スルトキハ該家
ヨリ借用証書ヲ取り關係医員ノ檢印ヲ受ケ置ク可シ

第九十一条

新ニ購求ヲ要スル器械并ニ修繕ヲ要スル器械ハ其品名ヲ記シ教師ノ
檢印ヲ受ケ事務局ニ申立ツヘシ

第九十二条

諸器械ノ員數増減等ハ洩レナク簿冊ニ登記シ置キ毎年六月十二月ニ
器械増減表ヲ製シ之ヲ事務局ニ出ス可シ

一八 福岡医学学校薬舖学教則

甲第三十九号

福岡医学学校へ薬舖学科ヲ設ケ教則別紙ノ通相定候条此旨布達候事
但本期ハ生徒三十名ヲ限り募集候条志願之者ハ来ル五月十五日限
該校へ可願出

令渡邊清代理

明治十四年四月五日

福岡県大書記官赤川臆助

福岡医学学校薬舖学教則

第一条

薬舖学ハ薬舖營業ヲ為サント欲スル者ニ該学ノ大意ヲ教授ス
但入学則教場規則生徒心得等ハ総テ本校医学生徒規則ニ同

第二条

修業年限ヲ壹ケ年半ト定メ之ヲ分テ三学期トス

第壹期

物理学

無機化学

植物学

数学

第二期

有機化学

生薬学

動植物学

第三期

調剤学
処方学

薬物学

調葉実地演習

第三条

每期ノ終リニ試験ヲナシ及第ノ者ハ証書ヲ附与シ落第ノ者ハ尚其ノ

学期ニ留

第四条

全期試験ヲ挙ルノ後更ニ全科ノ大試験ヲ為シ卒業証書ヲ附与シ開業

免状ハ内務省ニ開申ノ上之ヲ与フ

第二節 福岡甲種医学校

一九 福岡医学校規則

第五号

明治十三年甲第五十三号布達相廢シ福岡医学校規則別冊之通改定候
条此旨告示候事

明治十六年二月五日

福岡県令岸良俊介

(表紙)

福岡医学校規則

福岡医学校規則

第一章 総則

第一条 本校ハ医師ノ具成ヲ図リ尋常医学科ヲ教授スル処ニシテ医
学校通則文部省明治十五年第四号達 上款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス
第二条 本校ハ臨床実験ノ用ニ供センカ為メ病院ヲ附屬ス

第二章 学期学科及ヒ学年

第三条 医学科ヲ分テ左ノ諸目トス

物理学 化学 動物学 植物学

解剖学 組織学 解剖組織実地演習

生理学 薬物学 病理学 内科

外科 眼科 診断学 内科臨床講義

外科臨床講義 眼科臨床講義 婦人科学 産科学

衛生学 裁判医学

第四条 修学年限ヲ四ヶ年トシ学期ヲ分テ八学期トス

第五条 学年ハ十二月一日ニ始リ翌年十一月三十日ニ終ル

第六条 学年ヲ分チテ二学期トシ一学期ハ十二月一日ヨリ翌年五月

三十一日ニ至ル百八十二日トシ一学期ハ六月一日ヨリ十二月三十日ニ至ル百八十三日トス

第三章 授業日時及ヒ休暇

第七条 学年ノ授業日数ヲ二百三十八日定規休暇ヲ除ク尤土曜日ヲ除カストシ毎週ノ

授業時数ハ二十一時乃至三十三時トス

第八条 年中休暇日ヲ定ムル左ノ如シ

日曜日

孝明天皇 一月三十日

紀元節 二月十一日

神武天皇 四月三日

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

春季皇靈祭

秋季皇靈祭

夏休業 八月一日ヨリ同三十一日ニ至ル

冬休業 十二月廿五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第四章 教授要旨

第九条 物理学ノ科目ハ物性論 運動論 波動総論 音響論 光線

論 熱論 磁石論 電気論及ヒ氣象論トス教授方法ハ実地試験ヲ

施シ或ハ之ヲ補フニ図画ヲ用ユ

第十条 化学ハ之ヲ無機有機ノ二科ニ区別シ第一期生ニハ無機化学

ヲ授ケ第二期生ニハ有機化学ヲ授ク無機化学ニ於テハ総論非金属

金属論ヲ授ケ有機化学ニ於テハ総論脂肪体含水炭素脂肪類尿酸類

芳香体鞣酸類藍屬糖元質類苦味質類揮発油類色素類萃爾斯類胆汁

類植物塩基類蛋白質類ヲ講述ス教授ノ方法ハ試験ヲ施シ或ハ貯置

製品ヲ示ス

第十一条 動物学ハ自然綱目ニ從ヒ動物ノ諸属ヲ類別シ主トシテ医

科ニ関係アルモノヲ詳論スルニ止ル教授ノ際ハ実物或ハ図画ヲ示ス

第十二条 植物学ハ先ツ外貌学解剖学生理学ヲ論シ次ニリンナ氏及

ヒデカンドルレ氏分科法ヲ解キ兼ネテ薬用上至用ノ植物ニ就キテ其徴候在等ヲ細論ス是レ別ニ医用植物学ノ設ケナキヲ以テナリ講述ノ際ハ実物或ハ図画ヲ示シ解剖学ニ於テハ顕微鏡の製品ヲ作り之ヲ示ス

第十三条 解剖学ハ第一期生ニ骨学韌帶学及ヒ筋学ヲ授ケ第二期生ニハ内臓学脈管学及ヒ神経学ヲ授ケ教授ノ方法ハ実物ニ就キ一々之ヲ示シ製造品ノ預備ナキトキハ図画或ハ犬猫ノ類ヨリ製品ヲ作り其大意ヲ示ス

第十四条 組織学ハ第二期生ニハ総論及ヒ各論中ノ消化器篇及ヒ呼吸器篇ヲ教授シ第二期ニハ順環器泌尿生殖器五官器神経及ヒ腦脊髓論ヲ授ケ其際顕微鏡の製品ヲ示ス

第十五条 解剖及ヒ組織実地演習ハ屍体若クハ動物ニ就キテ之ヲ為サシム

第十六条 生理学ハ活力動物ノ区別人身体化学成分血液營養分泌吸收新陳代謝体温運動神経五官胎生論ヲ授ケ教授ノ方法ハ図画價格顕微鏡の製造品等ヲ示シ或ハ動物試験ヲ施シテ之ヲ示ス

第十七条 薬物学ハ藥品ノ性質形状効用主治用法等ヲ論述シ而シテ藥品ハ貯置製品ヲ以テ実物ヲ示シ更ニ其効用動物試験主治禁忌中毒治法ヲ論シ旁ラ日常使用スル藥品ハ其製造并ニ処方調劑等ノ要旨ヲ説明ス

第十八条 診断学ハ五官診法ニ從ヒ教授ス分テ総論各論トシ総論ニ

於テハ問診視診触診付測打診聴診等ノ通則ヲ順次論述シ各論ニ於テハ呼吸器循環器消化器泌尿器系ニ就キ各系総論ノ順次ヲ以テ視診ヨリ触診打診聴診等ニ及ホス其他生徒ヲシテ各自相交換シテ打診聴診上健康音調ヲ聴習セシメ且ツ入院外来ノ患者ニ就キ打診聴診及ヒ痰尿等ノ検査ヲ実施セシム

第十九条 内科学ハ之ヲ通論各論ノ二科トシ通論ニ於テハ初メ疾病ノ定義ヲ説キ次ニ疾病ノ症候経過預後転帰原因ヲ総論シ更ニ血液變常血行變常營養變常ヲ講述ス各論ニ於テハ第五期生ニハ消化器及ヒ血行器諸病第六期生ニハ呼吸器傳染病營養變常諸病第七期生ニハ中毒神経系及ヒ泌尿生殖器諸病ヲ論ス教授ノ際ハ図画或ハ顕微鏡の製造品若クハ病の産物等ヲ示ス

第二十条 眼科学ハ第五期生ニハ眼窩窩淚器眼瞼結膜角膜鞏膜虹彩毛様体脈絡膜硝子体水晶体網膜視神経眼球筋視官機能ノ諸器及ヒ其診査法檢眼鏡用法ヲ講シ第六期生ニハ屈折異常調節機異常附眼鏡ヲ講ス教授ノ方法ハ内科学ニ於ケルカ如シ

第二十一条 外科学ハ通論各論ノ二科トシ通論ニ於テハ掀衝外傷腫瘍ノ総論淋巴系血管系關節骨筋神經腫ノ諸病総論ヲ授ケ各論ニ於テハ第五期生ニ頭部四肢脊柱ノ諸病第六期生ニハ頭部胸部腹部諸病第七期生ニハ泌尿生殖器皮膚諸病并ニ梅毒論ヲ授ケ器械学繃帶学ハ総論各論ニ於テ其好機ニ応シテ之ヲ授ケ凡テ教授ノ方法ハ内科学ニ同シ

第二十二條 臨床講義ハ第六期以上第八期迄ノ生徒一名ニ患者一名ヲ附与シ生徒ヲシテ各自預診ノ上其監識治法預後等ノ考按ヲ手冊ニ登錄シ之ヲ分担教員ニ出サシメ其當否ヲ説明スルモノトス今其細目ヲ揚ルコト左ノ如シ

第一款 内科臨床講義ハ当分一名ノ教員之ヲ担任シ外科及ヒ眼科臨床講義ハ一人ノ教員之ヲ兼務トス

第二款 五期生ハ之ヲ傍聽生ト定メ第六期生以上ハ実践生ト定ム故ニ治療等ノ助手ヲナサシムルコト多シ

第三款 凡テ臨床講義ハ同日同時ニ之ヲ授ルヲ以テ生徒及ヒ日子ヲ分配スルコト左ノ如シ

月曜日	内科二時				
火曜日	外科二時	眼科一時		外科二時	
水曜日	内科二時		眼科一時	内科二時	
木曜日	外科二時	眼科一時		外科二時	
金曜日	内科二時			内科二時	
土曜日	外科二時	眼科一時		外科二時	
				内科二時	

第七期生 或 第八期生
 第五期生 或 第六期生

第二十三條 婦人科学ハ婦人科診断法陰唇陰腫子宮卵巣喇叭管子宮韌帶ノ諸病及ヒ月經異常等ヲ授ク教授ノ方法ハ内科ノ如シ

第二十四條 産科学ハ総論受胎々児發育妊娠分娩及ヒ産辱ノ生理病理妊娠ノ監識産科ノ手術初生児処置檢乳法摸造品演習等ヲ授ク教

授ノ方法内科ノ如シ

第二十五條 裁判医学ハ分テ誘導篇及ヒ各論トシ誘導篇ニ於テハ裁判医士ノ撰定法一般斷訟医事檢査法ノ通則ヲ論シ各論ニ於テハ損傷中毒室死詐病精神病生殖器病胎児致命論ヲ授ク

第二十六條 衛生学ハ公衆衛生論民間病及其原因診斷預後治療等ヲ授ク

第二十七條 学科課程左ノ如シ

第一期

物理九時 無機化学 六時 解剖学 六時

第二期

有機化学 六時 動植物学 六時 解剖学 六時 組織 六時

第三期

組織学 三時 生理学 十二時 解剖組織実地演習 十二時

第四期

薬物学 九時 内科通論 六時 外科通論 九時

第五期

内科各論 六時 外科各論 六時 診断学 三時 眼科学 六時

内科臨床講義 六時 外科臨床講義 六時

第六期

内科各論 六時 外科各論 六時 眼科学 三時 内科臨床講義 六時

外科臨床講義 六時

第七期

内科各論 三時 外科各論 三時 婦人科学 三時

内科臨床講義 六時 外科臨床講義 六時 眼科臨床講義 三時

第八期

産科学 三時 裁判医学 三時 衛生学 三時 内科臨床講義 六時

外科臨床講義 六時 眼科臨床講義 三時

第五章 試験規則

第二十八条 試験ヲ分テ左ノ四トス

第一 月末小試験

第二 定期試験

第三 医学理科試験

第四 卒業試験

第一節 月末小試験

第二十九条 月末小試験ハ生徒ノ優劣ヲ定メ且ツ半ハ温習ノ目的ニ

テ設ルモノニシテ毎月末二日ヲ以テ学科担任ノ人之ヲ施行シ其得

点ハ一期中平均シ其八分一ヲ以テ定期試験ノ全成績ニ加フ

第三十条 月末試験ハ口答ノミヲ用ヒ筆答ヲ用ヒス

第三十一条 試験成績ハ甲五乙四丙三丁二戊一ノ五格ヲ以テ表ス

第二節 定期試験

第三十二条 定期試験ハ每期ノ末二 五 月 於テ施行シ生徒ノ進退ヲ

定ム

第三十三条 定期試験ニ於テハ每期授業ノ科目ニ就キ各科担任ノ教

員之ヲ施行ス

第三十四条 各科問題ハ口演一題筆答一題トシ口演ハ時限ヲ定メス

筆答ハ二時間内ニ結了スルヲ法トス

第三十五条 此試験ニ於テハ主トシテ論理的ノ問題ヲ用キ傍ラ実物

ニ就キテ試験スルモノトス

第三十六条 試験成績ヲ表スル点数ハ第三十一条ニ均シ

但シ丁以下ノ点数ヲ得ルモノハ落第トシ其期ニ止ム

第三十七条 二月以上欠科スルモノハ定期試験ヲ受ルヲ許サス尚ホ

其期ニ止ム

第三節 医学理科試験

第三十八条 医学理科試験ハ第三期ノ終ニ施行スルモノニシテ其学

科左ノ如シ

第一 物理学

第二 化学

第三 動植物学

第四 解剖及組織学

第五 生理学

第三十九条 此試験委員ハ各科担任ノ教員之ニ任ス

第四十条 問題ハ口答筆答各二題トシ口答ニ於テハ論理的及実物上

ノ応答ヲナサシム

第四十一条 試験対策ニハ姓名ヲ記サス各自ノ対策番号ヲ用ユヘ

シ

但シ此番号ハ試験定日三日前教諭ニ於テ抽籤ヲ以テ定メ置クモノトス

第四十二条 試験委員ハ試験成績ヲ判決スルニ甲乙丙丁戊ノ五格ヲ用ユルコト第三十一条ノ如シ

第四十三条 医学理科試験ノ全成績ハ物理化学動物学解剖及ヒ組織学生理学ノ五成績ニ由テ之ヲ評決ス

第四十四条 此試験ニ於テ全成績丁以下ノ点ヲ得タルモノハ落第トシ其期ニ留メ一期ヲ経ルノ后再ヒ試験ヲ受クルヲ得セシム

第四十五条 医学理科試験ニ於テ落第シ再試験ヲ受ケ尚落第スルモノハ退学ヲ命ス

第四節 卒業試験

第四十六条 卒業試験ハ第八期定期試験及第ノモノニ限り之ヲ施行ス

第四十七条 卒業試験ハ毎歳一月及ヒ七月ヲ以テ定期トシ毎期十週日内ニ之ヲ施行ス

第四十八条 試験委員ハ本校ノ教員中ヨリ選定スルモノトス

第四十九条 卒業試験科目ノ全部ヲ大別シテ左ノ三大科目トス

第一 解剖学組織学生理学衛生学試験

第二 外科眼科論理及ヒ実験裁判医学試験

第三 内科論理及ヒ実験薬物学婦人科産科試験

第五十条 第一大科目ニ於ケル試験法ノ細目左ノ如シ

此試験ヲ区別シテ解剖学組織学生理学衛生学ノ三小科目トス
此試験ニ於テハ毎試験期前ニ定メタル問題ヨリ抽籤法ヲ以テ問題ヲ附与シ口答及ヒ筆答ヲナサシム

口答ノ試験ニ於テハ時トシテ実物ニ就キ之カ説明ヲ成サシムヘシ殊ニ解剖組織ノ学ニ於テ然リトス

生理学衛生学試験ニ於テハ抽籤ニ由テ定ムル処ノ二様ノ問題ヲ与フ即チ其一ハ生理学一ハ衛生学ノ中ヨリ撰ムモノトス

筆答ニ係ル対策ニハ姓名ヲ記サス番号ヲ用ユルコト第四十一条ノ如シ

問題ノ数ハ筆答口答各二題トス

筆答ハ一題毎ニ二時間トシ口答ハ時限ヲ定メス

同時ニ試験スル生徒ノ員数ハ五名ヨリ多カル可ラス

解剖学組織学生理学ノ成績ハ第三期ニ施行理科試験ノ成績ト参考シテ之ヲ評決ス

此試験ノ全成績ハ解剖学組織学生理学及ヒ衛生学ノ三成績ニ由テ之ヲ評決ス

此試験ニ於テ丙以上ノ全成績ヲ得タルモノニハ左式ノ証書ヲ与ヘ第二大科目ノ試験ヲ受クルヲ許ス

此試験ニ於テ丁以下ノ全成績ヲ得タルモノニハ試験委員ノ見込

ニ由テ二週間以上ノ復習時ヲ与ヘ再試験ヲ受ルヲ許ス尤モ再試験ヲ受タル科目ニ就キテハ丙以上ノ点ヲ与エス各科目中ノ一科ニ於テ点数^{点一}充タサルモノハ及第スルヲ得セシメス
試験問題ノ数受験生徒ノ員数対策番号等ノ如キハ第五十条細目ニ異ナルコトナシ

証書式

族籍
姓名
何年何月生

右ハ何年何月何日ヨリ何日ニ至リ施行セシ解剖学組織学生理学衛生学試験ヲ経テ左ノ成績ヲ得タリ

何 解剖学
何 組織学

何 生理学及衛生学

何 解剖学組織学生理学衛生学試験全成績
右試験ノ成績ニ依リ此証書ヲ与フ

年月日
試験委員連名印

附記此証書ヲ得シモノハ其日限ヨリ三日内ニ左ニ揚クル科目ノ試験委員ニ此証書ヲ出スヘシ

第五十一条 第二大科目ニ係ル試験法ノ細目左ノ如シ

此試験ヲ區別シテ外科論理眼科論理外科病床実験眼科病床実験

裁判医学ノ五小科目トス

外科論理的ノ試験ハ抽籤ニ由リテ定ムル処ノ二様ノ問題ヲ与フ即チ其一ハ外科通論一ハ外科各論ヨリ撰ムモノトス

眼科論理及ヒ裁判医学試験ト同シク抽籤ニ由テ問題ヲ定メ之ヲ試験ス

外科及ヒ眼科病床実験ハ附属医院患者ニ就テ之ヲ試験ス其法各生徒ニ外科及ヒ眼科患者ヲ授ケ試験委員ノ目前ニ於テ診察シ其原因監識予后治法等ヲ説明シ且ツ発見セシ処ノ事ヲ翌日迄ニ病

床日誌ニ登録セシメ其後五六日間ハ試験委員ト共ニ自己担主ノ患者ヲ回診シ病ノ経過ヲ病床日誌ニ掲ケ期月ノ後ニ於テ自己ノ

考按ヲ病床日誌ニ附記シ之ヲ試験委員ニ出サシム
生徒ハ此試験期中ハ各臨床講議ニ臨席スヘシ此際試験委員ハ

生徒ニ外科及ヒ眼科患者ヲ診断セシメ其学識如何ヲ試験ス
第二大科目試験ノ全成績ハ外科論理眼科論理裁判医学外科病床

実験眼科病床実験ノ五成績ニ由リテ評決ス
此試験ニ於テ丙以上ノ全成績ヲ得タルモノニハ左式ノ証書ヲ与

ヘ第三大科目ノ試験ヲ受クルヲ許ス
此試験ニ於テ丁以下ノ全成績ヲ得タルモノノ及ヒ科目中ノ一科ニ

於テ点数充タサルモノハ第五十条細目ノ如クス

証書式

族籍

姓名

何年何月生

右ハ何年何月何日ヨリ何日ヲ経テ施行セシ外科眼科裁判医学
試験ヲ経テ左ノ成績ヲ得タリ

何 甲乙丙等ノ
字ヲ埋ム 外科論理

何 眼科論理

何 裁判医学

何 外科病床実験

何 眼科病床実験

何 外科眼科裁判医学試験全成績

右試験ノ成績ニ由リ此証書ヲ与フ

年月日

試験委員連名印

附記此証書ヲ得シモノハ其日限ヨリ三日内ニ左ニ揚クル科目ノ

試験委員ニ此証書ヲ出スヘシ

第五十二条 第三大科目ニ係ル試撰法ノ細目左ノ如シ

此試験ヲ區別シテ内科論理内科病床実験薬物学婦人科産科ノ五

小科目トス

内科論理的ノ試問ハ抽籤ニ由テ定ムル処ノ二様ノ問題ヲ与フ即

チ其一ハ内科通論一ハ内科各論ノ中ヨリ撰ムモノトス

薬物学試験ハ同シク抽籤法ニ由テ問題ヲ定ムト雖モ別ニ処方学

ノ中ヨリ出ス処ノ問題ニ就テ試験ス

婦人科及ヒ産科試験ハ抽籤法ニ由テ問題ヲ定ムト雖モ適當ノ患
者アルトキハ実験上ノ試験ヲナスモノトス

内科病床実験的ノ試験ハ第五十一条細目外科病床実験試験ノ如
シ

内科薬物学婦人科産科試験ノ全成績ハ内科論理薬物学婦人科産
科学内科病床実験ノ五成績ニ由テ之ヲ定ムヘシ

此試験ニ於テ丙以上ノ全成績ヲ得タルモノニハ左式ノ証書ヲ与
ヘ丁以下ノ全成績ヲ得タルモノハ第五十条細目ノ如クス各科目

ノ一科ニ於テ点数数戊ニ充タサルモノハ及第スルヲ得セシメス

試験問題ノ数受験生徒ノ員数対策番号等ノ如キハ第五十条細目

ニ同シ

証書式

族籍

姓名

何年何月生

右ハ何年何月何日ヨリ何日ニ至リ施行セシ内科薬物婦人産科

ノ試験ヲ経テ左ノ成績ヲ得タリ

何 甲乙丙等ノ
字ヲ埋ム 内科論理

何 薬物学

何 婦人科

何 産科

一 体格検査

一 和漢文

一 算術

一 代数

一 幾何

一 物理学

一 化学

一 動物学

一 植物学

第六十一条 生徒ノ募集ハ毎年五月一回トシ其人員ハ一ケ月前之ヲ

報告スヘシ

第六十二条 入学ヲ請フ者ハ証人二人ヲ立テ左ノ書式ニヨリ願書ヲ

出スヘシ

但シ証人ノ内一名ハ本人ノ父兄或ハ親族ニシテ一人ハ親族ニア

ラサルモ本校ヲ距ル壹里以内ニ居住スル二十年以上ノ男戸主ニ

限ル可シ

入学願書式

入学願

私儀医学志願ニ付御校へ入学致度候条御許可相成度御規則ノ義ハ

堅ク相守可申候仍テ証人相立此段奉願候也

何府県何国何郡区何町村何番地

族籍 或ハ何某長次男弟

何ノ誰印

年 齡

右ノ者入学御許可相成候上ハ御規則堅ク相守ラセ可申ハ勿論若シ病
氣其他事故有之節ハ私引受聊カ御迷惑相懸ケ間敷仍テ証人ニ相立候
也

何府県何国何郡区何町村何番地

族籍 某父兄親族

何ノ誰印

何ノ誰印

年月日

福岡医学学校御中

前書之通相違無之候ニ付奥印仕候也

戸長

何ノ誰印

第六十三条 生徒ハ受業料トシテ一ケ月金貳拾五錢宛其学期中ノ分

ヲ学期ノ始メニ納メシメ半途退学スルモ之ヲ還付セス

但他府県ヨリ入学スル者ハ束脩トシテ金五拾錢且受業料ハ一ケ

月金五拾錢宛ヲ納メシム

第六十四条 本校ニ入学スル者ハ容易ニ半途退学スルヲ許サス

但病氣又ハ止ムヲ得サル事故アリテ退学ヲ請フトキハ保証人連

署シ病氣ハ医証ヲ添ヘ事故ニ出ル者ハ事由ヲ具シ出願スヘシ

第六十五条 懶惰不勉強ニシテ学業遲滞シ成業ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七章 教場規則

第六十六条 教場ニ於テハ総テ教師ノ指揮ニ従フヘシ

第六十七条 就業放課ハ擊柝ノ報ニ拠リ其時限ヲ誤ル可カラス

第六十八条 教場ニ於テハ席順ヲ乱ル可カラス

第六十九条 静肅端正ヲ旨トシ喧噪雑沓私語吹煙ス可カラス

第七十条 講義中疑義アルトキハ受業畢ルヲ待ツテ質問ス可シ

第七十一条 受業中教師ノ許可ナクシテ謾ニ其席ヲ離ル可ラス

第七十二条 教師ノ許可ナク決シテ備付器械等ヲ取扱フ可ラス

第七十三条 受業時間ノ外猥リニ教場ニ入ル可ラス

第八章 書籍器械貸与規則

第七十四条 書籍器械ノ借用ヲ請フ者ハ校務所ヘ申出其手續キヲ尽ス可シ

第七十五条 帰省並欠課三週日以上ニ及フトキハ借用ノ書籍器械ハ一先ツ返納スヘシ

第七十六条 借用ノ書籍器械ハ他人ヘ転貸スルヲ許サス

第七十七条 借用ノ書籍器械ヲ毀損スルカ又タハ紛失スル者ハ相当ノ代価ヲ償ハシム

第九章 生徒心得

第七十八条 規則ノ命令スル処職員ノ指揮スル所決シテ之レニ背ク

可ラス

第七十九条 謹慎ヲ旨トシ苟モ不敬鄙陋ノ言行アル可ラス

第八十条 金銭及衣服ハ生徒互相ノ貸借ヲ禁ス

第八十一条 校内ニ於テ高呼吟詠又ハ他ノ勤学ヲ妨クル所為アル可ラス

可ラス

第八十二条 謾リニ他人ノ物品ヲ取扱ヒ又ハ自己ノ所有品ヲ散乱ス

可ラス

第八十三条 墻屋ニ登リ建物ヲ毀損シ又ハ濫書或ハ庭内ノ樹木花草

等ヲ折採ス可ラス

第八十四条 病氣其他事故アリテ欠課スルトキハ其事由ヲ届出ツヘシ

シ

第八十五条 火鉢煙草盆等ノ備ヘナキ場所ニ於テ喫煙ス可ラス

第十章 生徒罰則

第八十六条 本校ノ諸規則ヲ犯シ或ハ徳誼ヲ破リ不品行不良ノ所為

アル者ハ其輕重ヲ量リ左ノ項目ニ拠リ処罰ス可シ

第一 謹責

第二 禁足若クハ拘留

但禁足ハ入舎生ニ科シ拘留ハ通学生ニ科ス

第三 退学

第八十七条 謹責ハ誠諭ニ止メ禁足ハ外出ヲ禁シ拘留ハ放課後校内

ニ留メ置ク者トシ各其罰状ヲ校内ニ掲示ス

但シ禁足抑留ニハ洒掃ヲ附加スルコトアル可シ

第八十八条 禁足ハ三週日以内トシ抑留ハ一日三時間以内ニシテ三

週日間ヲ超ヘサル者トス

第十一章 寮舎規則

第八十九条 入舎又ハ退舎セント欲スル者ハ証人連署ヲ以テ願出ツ

ヘシ

第九十条 舎中ニ於テハ寮長ノ指揮ニ従フ可シ

第九十一条 生徒ヨリ出ス所ノ願届書類ハ総テ寮長ノ捺印ヲ受ケ校

務所へ出ス可シ

第九十二条 毎朝晨起盥嗽ノ後ハ直チニ私席ヲ洒掃シ清潔ヲ要スヘ

シ

第九十三条 毎土曜日ニハ舎内ノ大掃除ヲナシ器具ヲ整頓シ職員ノ

検査ヲ受クヘシ

第九十四条 外出ハ午後第三時ヨリ第六時ヲ限トス尤モ休業日ハ晨

起ヨリ午後第六時マテ外出勝手タルヘシ

第九十五条 外出ノ節ハ必ス名刺ヲ校務所ニ出シ帰舎ノ節之ヲ受

取ル可シ

但名刺ノ取扱ハ他人ニ委託スルヲ許サス

第九十六条 寮舎生ハ殊ニ風儀ヲ正クシ外出中ハ一層注意シ苟モ本

校ノ面体ヲ汚ス所為アルヘカラス

第九十七条 親族病氣其他已ムヲ得サル事故アリテ臨時ノ外出及ヒ

帰郷等ヲ請フ者ハ証人連署ヲ以テ校務所ニ願出ツヘシ

第九十八条 来訪者アルトキハ必ス応接所ニ於テ面会シ舎内ニ引入

ル可カラス

但病氣ノ節ハ寮長ニ届出テ其指揮ヲ待ツヘシ

第九十九条 火災盜難ヲ警戒シ殊ニ石油等ノ取扱ヲ注意スヘシ

第一百条 舎内ニ於テ飲食ヲナスコトヲ禁ス

但病氣ノ節ハ其旨寮長ニ届出テ指揮ヲ待ツヘシ

第一百一条 午後第十二時ニハ必ス灯火ヲ滅シ寢褥ニ就クヘシ

第一百二条 猥リニ他舎へ往復或ハ舎内ニ集合雜談シ又ハ小説稗史ヲ

誦ミ翫弄物ノ取扱ヒヲナス可ラス

第一百三条 喧嘩口論ハ勿論雜戲放歌等ヲナシ相互ニ勤學安眠ヲ妨ク

ルノ所為アル可ラス

第一百四条 冬夏期休業中ハ在舎スルヲ許サス

但シ開業一日前ニハ必帰舎ス可シ

二〇 福岡医学校卒業者医術免許状下附告示

第十一号

本県々立福岡医学校ニ於テ全科卒業ノ生徒ハ自今開業試験ヲ要セス
医術免許状下附相成旨其筋ノ允可有之候条此旨告示候事

明治十六年四月四日

福岡県令岸良俊介

二一 福岡医学学校附属病院規則

第五十号

福岡医学学校附属病院規則別冊之通更正ス

右告示候事

明治十七年七月十四日

福岡県令岸良俊介

福岡医学学校附属病院規則

第一条

本院ハ福岡医学学校ノ附属ニシテ医学生徒ニ臨床講議ヲ授ケンカ為患者ヲ診察治療スル所トス

第二条

院内診察所ヲ五場ニ区別シ病室ヲ二等二分左ノ如シ

一 内科臨床講議場

一 外科臨床講議場

一 眼科臨床講議場

一 婦人科并皮膚病梅毒臨床講議場

一 臨床講議生徒予診場

一 上等病室男女区分

一 下等病室男女区分

第三条

臨床講議場ハ毎場教諭一名宛之ヲ担当シ外来患者診察ハ毎日午前第十時ヨリ午後第二時迄ノ間ニ於テス

但日曜日并定例祭日祝日ハ休暇トス

第四条

患者ハ渾テ生徒ノ担当ヲ定メ予診ノ上教諭之ヲ診断スル者トス

第五条

薬価ハ原価ヲ以テ徴収スト雖モ便宜其価額ヲ定ムル左ノ如シ

内服薬 一日分 貳錢五厘

外用薬 一剂分 貳 錢

点眼水 一日分 壹 錢

第六条

入院料ヲ左ノ式等ニ定ム

上等 一日 金貳拾錢

下等 一日 金拾五錢

但薬価ハ別ニ之ヲ收入ス

第七条

患者入院治療ヲ請フ者ハ証人式名ヲ立テ左式ノ証書ヲ出ス可シ

但証人ノ内一名ハ父兄或ハ親族又朋友ニシテ一人ハ本院ヲ距ル一

里以内ノ地ニ住スル身元慥ナル戸主ニ限ル

入院証書式

入院証

証券印紙

県国郡区町村番地族籍

上等入院料一日金何銭宛

姓名

年齢

年月日

全

姓名
年齢

右之者入院治療相願候ニ付テハ本人在院中身上ニ係ル一切ノ事件私共引受候ハ勿論仮令御治療中如何体ノ事アルモ決シテ異議無之入院料等不納ノ節ハ弁償可仕仍テ入院証如此

福岡医学校附属病院御中

身元引受人 姓名 印

前書之通相違無之依保証ス

県国郡区町村番地族籍
某父兄或親族 姓名 印
証人

右町村戸長

年月日

全

全 姓名 印

第九条

福岡医学校附属病院御中

第八条

本県管内ノ者ニ限り無力貧困ニシテ入院料等ヲ納ムルコト能ハス救療ヲ願者ハ其病症臨床講議有要ト認ムルトキハ入費ヲ要セス入院救療ヲ許スコトアル可シ

但本条ノ場合ニ於テハ願書左之書式ニ依リ身元引受人ヲ立テ本籍

戸長ノ保証書ヲ取り差出スベシ

願書式

私儀

第五十四号

二二 福岡乙種薬学校規則

他府県人ニシテ診察ヲ乞フトキハ初診ノ際金式拾五銭ヲ収ムヘシ
第十条
本院ハ臨床講議有要ト見認ムル者ノ外患者ノ招キニ応シ往診ヲナサス
但本院治療ノ患者ニシテ自家ニ於テ急変証アルトキハ此限ニ非ス

福岡甲種医学校へ乙種薬学校ヲ附置シ規則及職員名称準官等俸額別冊ノ通制定ス

右告示候事

令岸良俊介代理

明治十七年八月十六日

福岡県大書記官渡邊清

福岡乙種薬学校規則

第一章 総則

第一条 本校ハ福岡医学校ニ附置シ薬剤師ノ速成ヲ図リ薬学科ヲ教授スル処ニシテ薬学校通則下款ニ従ヒ之ヲ設置スル者トス

第二章 学期学科及学年

第一条 薬学科ヲ分テ左ノ諸目トス

物理学 化学 植物学 薬品学

製薬学 薬物試験法 調剤学

第三条 修学年限ヲ二ケ年トシ学期ヲ分テ四学期トス

第四条 学年ハ十二月一日ニ始リ翌年十一月三十日ニ終ル

第五条 学年ヲ分テ二学期トシ一学期ハ十二月一日ヨリ翌年五月三十一日ニ至ル百八十二日トシ一学期ハ六月一日ヨリ十一月三十日ニ至ル百八十三日トス

第三章 授業日時及休暇

第六条 学年ノ授業日数ヲ二百三十八日

定期休暇ヲ除ク尤モ土曜日ヲ除カス トシ毎週

ノ授業時数ハ二十時乃至二十四時トス

第七条 年中休暇日ヲ定ムル左ノ如シ

日曜日

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月三日

神嘗祭 七月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

春季皇靈祭

秋季皇靈祭

夏休業

冬休業

第四章 教授要旨

第八条 物理学ノ科目ハ物性論 平均論 運動論 波動総論 音響論 光線論 熱論 磁石論 電気論及氣象論トス教授方法ハ実地試験ヲ施シ或ハ之ヲ補フニ図画ヲ用ユ

第九条 化学ハ之ヲ無機有機ノ二科ニ區別シ第一期生ニハ無機化学ヲ授ケ第二期生ニハ有機化学ヲ授ケ無機化学ニ於テハ総論非金属

金属論ヲ授ケ有機化学ニ於テハ総論脂肪体含水炭素脂肪類尿酸類芳香体鞣酸類藍屬糖原質類苦味質類揮発油類色素類華爾斯類胆汁

類植物塩基類蛋白質類ヲ講述ス教授ノ方法ハ試験ヲ施シ或ハ貯置製品ヲ示ス

植物学 六時
第二期

第十条 植物学ハ先ツ外貌解剖生理学ヲ論シ次ニ「リンナ」氏及「デカントル」氏分科法ヲ説キ兼テ薬用上至要ノ植物ニ就テ其徴候所在等ヲ細論ス講述ノ際ハ実物或ハ図画ヲ示シ解剖学ニ於テハ顕微鏡の製品ヲ作り之ヲ示ス

薬品学実地演習 五時
薬品学 九時
第三期
薬物試験実地演習 六時
製薬学 九時

第十一条 薬品学ハ総論及各論トシ各論ハ根類茎類木材類皮類葉類花類実類其他澱粉砂糖護膜ハルス拔爾撒謨油蠟色素等ノ諸類ヲ分別講授シ就中生薬貯置品ヲ与テ其ノ鑑定徴候ヲ教示シ殊ニ顕微鏡徴候ノ如キハ生徒ヲシテ実地演習ヲナサシム

薬物試験法 六時
第四期
製薬学実地演習 九時
同実地演習 九時
調剤学 六時

第十二条 製薬学ハ始メニ酸類ヲ論シ次ニ塩類中含有スル処ノ塩基ニ從ヒ其製剤ヲ集メテ之ヲ論シ々々其製品ヲ示シ殊ニ検査法ノ如キハ之ヲ実験ニ徴シ製剤中必要ナルモノハ実地之ヲ製セシム

第十五章 試験規則
第十六条 試験ヲ分テ左ノ三トス
第一 月末小試験
第二 定期試験
第三 卒業試験

第十三条 薬物試験ハ薬物名ノ頭字ニ依リ西洋仮名ノ順序ニ於テ之ヲ論シ一々製品ニ就テ之ヲ実験ニ徴シ且実地演習ヲ為サシム

第一部 月末小試験
第十七条 月末小試験ハ生徒ノ優劣ヲ定メ且半ハ温習ノ目的ニ由テ設クル者ニシテ毎月末二日ヲ以テ学科担任ノ人之ヲ施行シ其得点ハ一期中平均シ其八分一ヲ以テ定期試験ノ全成績ニ加フ

第十四条 調剤学ハ調薬一般ノ規程合剤飽和剤散薬丸剤煎湯料

第十八条 月末試験ハ口答或ハ筆答ヲ用ユ

第一期

物理学 九時
無機化学 六時

第十九条 試験成績ハ甲五乙四丙三丁二戊一ノ五格ヲ以テ表ス

第二部 定期試験

第廿条 定期試験ハ每期ノ末二十五日於テ施行シ生徒ノ進退ヲ定ム
但五月ノ試験ニ於テハ進退ヲ定メス其全成績ハ十一月試験ノ全
成績ト平均シテ及落ヲ定ム

第廿一条 定期試験ニ於テハ每期授業ノ科目ニ就キ各科担任ノ教員
之ヲ施行ス

第廿二条 各科問題ハ口演一題筆答一題トシ口演ハ時限ヲ定メス筆
答ハ二時間内ニ結了スルヲ法トス

第廿三条 此試験ニ於テハ主トシテ学理的ノ問題ヲ用キ傍ヲ実物ニ
就テ試験スル者トス

第廿四条 試験成績ヲ表スル点数ハ第十九条ニ均シ
但丁以下ノ点数ヲ得ル者ハ落第トシ其期ニ止ム

第三部 卒業試験

第廿五条 卒業試験ハ第四期定期及第ノモノニ限り之ヲ施行ス
第廿六条 卒業試験ハ毎歳一月ヲ以テ定期トシ十週日内ニ之ヲ施行
ス

第廿七条 試験委員ハ本校教員ヲ以テ之ニ充ツ
第廿八条 卒業試験科目ノ全部ヲ大別シテ左ノ三大科目トス

- 第一 物理学 無機化学 植物学
- 第二 有機化学 薬品学 製薬学

薬物試験法 調剤学

第三 薬物実地試験

調剤学実地試験

製薬実地試験

第廿九条 第一大科目ニ於ケル試験法ノ細目左ノ如シ

此ノ試験ニ於テハ毎試験前ニ定メタル問題ヨリ抽籤法ヲ以テ問題
ヲ附与シ口答及筆答ヲ為サシム

口答ノ試験ニ於テハ時トシテ実物ニ付キ之カ説明ヲナサシムヘシ
殊ニ植物学ニ於テ然リトス筆答ニ係ル対策ニハ姓名ヲ記サス各自
ノ対策番号ヲ用ユヘシ但此ノ番号ハ試験定日三日前ニ於テ抽籤ヲ
以テ定メ置クモノトス

問題ノ数ハ筆答口答各二題トス
筆答ハ一題毎ニ二時間トシ口答ハ時限ヲ定メス同時ニ試験スル生
徒ノ員数ハ五名ヨリ多カル可ラス此ノ試験ニ於テ丙以上ノ全成績
ヲ得タル者ニハ左式ノ証書ヲ与ヘ第二大科目ノ試験ヲ受クルヲ許
ス

此ノ試験ニ於テ丁以下ノ全成績ヲ得タル者ニハ試験委員ノ見込ニ
由テ二週間以上ノ復習時ヲ与ヘ再試験ヲ受クルヲ許ス尤モ再試験
ヲ受ケタル科目ニ就キテハ丙以上ノ点ヲ与ヘス各科目中ノ一科ニ
於テ点数^点ニ充タサルモノハ及第スルヲ得セシメス

証書式

族 籍

姓 名

何年何ヶ月生

右ハ何年何月何日ヨリ何日ニ至リ施行セシ物理学無機化学植物
学ノ試験ヲ経テ左ノ成績ヲ得タリ

何 甲乙丙等ノ
字ヲ填ム

物理学

無機化学

植物学

何 物理学無機化学植物学試験全成績

右試験ノ成績ニ依リ此証書ヲ与フ

年月日

試験委員連名印

附記此証書ヲ得シモノハ其日限ヨリ三日内ニ左ニ掲クル科目

ノ試験委員ニ此証書ヲ出スヘシ

第三十条 第二大科目ニ係ル試験法ノ細目左ノ如シ

此ノ試験ニ於テハ毎試験期前ニ定メル問題ヲ附与シ口答及筆答ヲ
ナサシム

口答ノ試験ニ於テハ時トシテ実物ニ就キ之カ説明ヲ成サシム可シ
殊ニ薬品学ニ於テ然リトス試験問題ノ数受験生徒ノ員数対策番号
等ノ如キハ第廿九条ノ細目ニ異ナルコトナシ

第二大科目試験ノ全成績ハ有機化学 薬品学 製薬学 藥物試験
法 調剤学ノ五成績ニ由リテ評決ス

此試験ニ於テ丙以上ノ全成績ヲ得タル者ニハ左式ノ証書ヲ与ヘ第

三大科目試験ヲ受クルヲ許ス

此ノ試験ニ於テ丁以下ノ全成績ヲ得タルモノ及科目中ノ一科ニ於

テ点数戊ニ充タサルモノハ第二十九条細目ノ如シ

証書式

姓名

何年何月生

右ハ何年何月何日ヨリ何日ヲ経テ施行セシ有機化学薬品学製薬
学藥物試験法調剤学試験ヲ経テ左ノ成績ヲ得タリ

何 甲乙丙等ノ
字ヲ埋ム

有機化学

製薬学

薬品学

藥物試験法

何 調剤学

何 有機化学薬品学製薬学藥物試験調剤学全成績

右試験成績ニ由リ此証書ヲ与フ

年月日

試験委員連名印

附記此証書ヲ得シ者ハ其日限ヨリ三日内ニ左ニ掲クル科目ノ
試験委員ニ此証書ヲ出スヘシ

第三十一条 第三大科目ニ係ル試験法ノ細目左ノ如シ

調剤実地試験ハ処方箋ヲ認め抽籤ニ由テ各一葉ヲ与ヘ調剤ヲナサ
シム

藥物実地試験製薬実地試験ノ試験ハ抽籤ニ由テ定ムル処ノ問題及
藥物ヲ与ヘ之ヲ試験又ハ製造ヲナシ試験委員ニ出サシム

但証人ノ内一名ハ本人ノ父兄或ハ親族ニシテ一人ハ親族ニアラサルモ本校ヲ距ル一里以内ニ居住スル二十年以上ノ男戸主ニ限ル

入学願書式 用紙界紙

入学願

私儀薬学志願ニ付御校ニ入学致度候条御許可相成度御規則之儀ハ堅ク相守可申候依テ証人相立此段奉願候也

国郡区町村番地

族籍或ハ何某長次男弟

何ノ誰印

年齢

右之者入学御許可相成候上ハ御規則堅ク為相守可申ハ勿論本人身上ニ關スル一切ノ儀ハ私引受聊御迷惑相懸ケ間敷依テ証人ニ相立候也

国郡区町村名番地

族籍 父兄親族

年月日

何ノ誰印

福岡薬学校御中

前書之通り相違無之候ニ付奥印仕候也

戸長

何ノ誰印

第四十一条 生徒ハ受業料トシテ一ヶ月金式拾五銭宛其学期中ノ分

ヲ学期ノ始メニ納メシメ半途退学スルモ之ヲ還付セス

第四十二条 本校ニ入学スルモノハ容易ニ半途退学スルヲ許サス

但病氣又ハ止ムヲ得サル事故アリテ退学ヲ請フトキハ保証人連

署シ病氣ハ医証ヲ添ヘ事故ニ出ルモノハ事由ヲ具シ出願スヘシ

第四十三条 懶惰不勉強ニシテ学業遅滞シ成業ノ見込ナキ者ハ退学

ヲ命ス

第七章 教場規則

第四十四条 教場ニ於テハ総テ教師ノ指揮ニ従フヘシ

第四十五条 就業放課ハ撃柝ノ報ニ抛リ其時限ヲ誤ルヘカラス

第四十六条 教場ニ於テハ席順ヲ乱ルヘカラス

第四十七条 静肅端正ヲ旨トシ喧噪雑沓私語吹煙スヘカラス

第四十八条 講義中疑義アルトキハ受業畢ルヲ待テ質問スヘシ

第四十九条 受業中教師ノ許可ナクシテ讓ニ其席ヲ離ルヘカラス

第五十条 教師ノ許可ナク決シテ備付器械藥品等ヲ取扱フ可ラス

第五十一条 受業時間ノ外猥ニ教場ニ入ル可ラス

第八章 書籍器械貸与規則

第五十二条 書籍器械ノ借用ヲ乞フ者ハ校務所へ申出其手續ヲ尽ス

ヘシ

第五十三条 帰省並欠課三週日以上ニ及フトキハ借用ノ書籍器械ハ

一 先返納スヘシ

第五十四條 借用ノ書籍器械ハ他人ニ転貸スルヲ許サス

第五十五條 借用ノ書籍器械ヲ毀損スルカ又ハ紛失スルモノハ相当ノ代価ヲ償ハシム

第九章 生徒心得

第五十六條 規則ノ命令スル処職員ノ指揮スル処決シテ之ニ背クヘカラス

第五十七條 謹慎ヲ旨トシ苟モ不敬鄙陋ノ言行アルヘカラス

第五十八條 金錢及衣服ハ生徒互相ノ貸借ヲ禁ス

第五十九條 校内ニ於テ高呼吟詠又ハ他ノ勤學ヲ妨クル所為アル可ラス

第六十條 謾ニ他人ノ物品ヲ取扱ヒ又ハ自己ノ所有品ヲ散乱スヘカラス

第六十一條 墻屋ニ登リ建物ヲ毀損シ又ハ濫書或ハ庭内ノ樹木花草等ヲ折採スヘカラス

第六十二條 病氣其他事故アリテ欠課スルトキハ其事由ヲ届出ツヘシ

第六十三條 火鉢煙草盆等ノ備ヘナキ場所ニ於テ喫煙ス可ラス

第十章 生徒罰則

第六十四條 本校ノ諸規則ヲ犯シ或ハ徳誼ヲ破リ不良ノ所為アルモノハ其輕重ヲ量リ左ノ項目ニ拠リ処罰スヘシ

但退學ヲ命シタル者ハ其情狀ニ由リ文部卿ヨリ諸學校へ入学禁止セラルコトアルヘシ

第一 譴責

第一 禁足若クハ抑留

但禁足ハ入舎生ニ科シ抑留ハ通學生ニ科ス

第二 退學

第六十五條 譴責ハ誠諭ニ止メ禁足ハ外出ヲ禁シ抑留ハ放課后校内ニ止メ置ク者トシ各其罰狀ヲ校内ニ揭示ス

但禁足抑留ニハ洒掃ヲ附加スルコトアルヘシ

第六十六條 禁足ハ三週以内トシ抑留ハ一日三時間以内ニシテ三週日間ヲ超ヘサルモノトス

第十一章 寮舎規則

第六十七條 退舎セント欲スル者ハ証人連書ヲ以テ願出ツヘシ

第六十八條 舎中ニ於テハ寮長ノ指揮ニ從フヘシ

第六十九條 生徒ヨリ出ス所ノ願届書類總テ寮長ノ檢印ヲ受ケ校務所ヘ出スヘシ

第七十條 毎朝晨起盥嗽ノ後ハ直ニ私席ヲ洒掃シ清潔ヲ要スヘシ

第七十一條 毎土曜日ニハ舎内ノ大掃除ヲナシ器具ヲ整頓シ職員ノ檢査ヲ受クヘシ

七十二條 外出ハ午後第三時ヨリ第六時ヲ限リトス尤休業日ハ晨

起ヨリ午後第六時迄外出勝手タルヘシ

福岡乙種薬学校職員名称准官等表

准官等	八等ヨリ 十等マテ	准官等	八等ヨリ 十等マテ
薬学校	校長	准官等	校長
准官等	八等	准官等	八等
一等教諭	九等	准官等	九等
二等教諭	十等	准官等	十等
三等教諭	十一等	准官等	十一等
一等助教諭	十二等	准官等	十二等
二等助教諭	十三等	准官等	十三等
書記		准官等	

第七十三条 外出ノ時ハ必ス名刺ヲ校務局ニ出シ帰舎ノ節之ヲ受ケ取ルヘシ

但名刺ノ取扱ハ他人ニ依托スルヲ許サス

第七十四条 生徒ハ殊ニ風儀ヲ正クシ外出中ハ一層注意シ苟モ本校ノ面体ヲ汚ス所為アル可ラス

第七十五条 親族病氣其他止フ得サル事故アリテ臨時ノ外出及帰郷等ヲ乞フ者ハ証人連書ヲ以テ校務所ニ願出ツヘシ

第七十六条 来訪者アルトキハ必ス応接所ニ於テ面会シ舎内ニ引入ルヘカラス

但病氣ノ節ハ寮長ニ届出テ其指揮ヲ待ツヘシ

第七十七条 火災盗難ヲ警戒シ殊ニ石油等ノ取扱ヲ注意スヘシ

第七十八条 舎内ニ於テ飲食ヲナスコトヲ禁ス

但病氣ノ節ハ其旨寮長ニ届出テ指揮ヲ待ツヘシ

第七十九条 午后第十二時ニハ必ス灯火ヲ滅シ寝褥ニ就クヘシ

第八十条 猥リニ他舎ヘ往復或ハ舎内ニ集合雑談シ又ハ小説稗史ヲ讀ミ翫弄物ノ取扱ヲナスヘカラス

第八十一条 喧嘩口論ハ勿論雑戯放歌等ヲナシ相互ニ勤学安眠ヲ妨クルノ所為アルヘカラス

第八十二条 冬夏期休業中ハ在舎スルヲ許サス

但開業一日前ニハ必ス帰舎スヘシ

同俸額表

職名	俸額	職名	俸額
校長	二十円ヨリ 五十円マテ	校	長
一等教諭	四十五円以上	二	等教諭
二等教諭	卅五円ヨリ 四拾円マテ	三	等教諭
三等教諭	廿五円ヨリ 三拾円マテ	一	等助教諭
一等助教諭	貳拾円ヨリ 廿三円マテ	二	等助教諭
二等助教諭	拾五円ヨリ 拾八円マテ	三	等助教諭
三等助教諭	拾四円マテ	書	記
書記	五円ヨリ 拾円マテ		

二三 生徒検束

〔福岡日日新聞〕一八八四（明治一七）年九月七日

生徒検束 甲種福岡医学校は年々五十名の生徒を募集し教授するも、其卒業者は年々僅かに十五名の上を越さず、或は落第或は中途にして退校する者多く、係吏員も深く憂慮する処なりと。是必竟該生徒の遊惰なると父兄の不注意なるに因ならん。生徒は何の書籍が入用、斯る器械が無くては脩行が出来ぬと、種々の策を廻らし送金の事を迫るを、父兄は是を真実と信じ間には非常の才覚をして送金するも有しが、其金の達するや牛肉の滋養食と出かけ夫より遊里に剪れ、翌日は宿醉のため頭痛烈しく科業を為るがうるさく、沸騰散では効能薄く、矢張壁の繕ひは土でせよと休業時間を待兼て又も飛出す様

の生徒も間にはあるよしにて、却て資金の自由が其身の害となると云ふ理にや。医学生徒監より生徒父兄の参考告くと云ふ広告を出したり。之を見れば授業料食費其外共一ヶ月金四円内にて修行は出来るものゝ如し。内沓円の雑費とは烟草、髪摘、湯銭、衣類の洗濯賃等に当たるものなりと。束縛とか干渉に過るとか不平を唱ふ輩のあるに拘はらず、通学生を全く入寮生にせんとの説もありとかきく。〔註〕原本句読点なし。

二四 生徒募集広告

〔福岡日日新聞〕一八八四（明治一七）年九月七日

生徒募集広告

本校医学生徒五十名附属薬学校生徒十五名募集候条志願之者ハ九月二十日迄ニ出願スヘシ

但薬学生徒ハ本県内ノ者ニ限り医学生徒ハ本県内ノ者ニテ満員ニ及ハサルトキハ他府県ノ者モ入学ヲ許ス

明治十七年九月

甲種福岡医学校

入学試験ハ九月廿一日ヨリ施行ス

二五 生徒父兄ノ参考ニ告ク

〔福岡日日新聞〕一八八四（明治一七）年九月七日
生徒父兄ノ参考ニ告ク

一 受業料 一期分 前納金壹円五拾錢

但管外生ハ金三円

月 費

一 食 費 凡金貳円

一 筆墨紙炭油費 凡金七十錢

一 雑 費 凡金壹円

總計金三円七十錢

但食費ハ前納タルヲ以テ其父兄ヨリ直ニ校務所へ送納スルモノ

トス

其他ノ費用ハ父兄ノ依頼ニ任セ前以テ校務所へ預リ置クモ妨ケ

ナシ

凡右ヲ定度トシ此外ニ書籍器械等ノ購求ヲ要スルトキハ本人ヨリ書付ヲ出シ生徒監ニ於テ必要ト認ムルトキハ証明書ヲ附与スヘシ

明治十七年九月七日

福岡医学校生徒監

二六 宗像郡開業醫師總代建白書

建白書

〔明治十九年福岡県通常県会決議録〕

永島惟一 郎等福岡県宗像全郡開業醫師總代ノ資格ヲ以テ謹テ書ヲ福岡県々會議長中村耕介君足下ニ呈ス。熟々惟ルニ福岡医学校タル実ニ明治七年ヲ以テ創設シ、十有二年ノ星霜ヲ經歷シ幾多ノ艱難ニ遭遇シ今日ノ隆盛アルヲ得タリ。而シテ該校ノ創立タルヤ、吾々同業者ノ義捐及ヒ篤志者ノ寸志ヲ以テ經營シ、愈明治十二年ニ至リ始メテ地方税ノ負担スル処トナリ、今日ニ繼續スルコトヲ得テ公衆ニ実益ヲ与フルノ僅少ナラサルハ、吾輩ガ弁明ヲ俟タスシテ明カナリ。然ルニ装置全備ノ今日ニ至リ、一朝県会ノ顧ミサル所トナラハ、目下在校子弟ノ不幸且ツ慘状ハ如何シテ之ヲ救ハンヤ。該子弟ノ不幸ハ即チ県下百万同胞ノ不幸ナリ。然リ而シテ上ハ勅令ノ發布アリ下ハ民費ノ多端ナルアリ。該校ノ繼續固ヨリ易キニ非スト雖モ、県下輿論ヲ代表スル県會議場ニ聊カ吾輩等ノ微衷ヲ建言ス。哀ハレ賢明

ナル議長足下吾輩等ノ微意ヲ容レ、県下人民ノ幸福ヲ保全シ併テ吾輩同業子弟ノ不幸ヲ慰了アラシムコトヲ伏シテ乞フ。再拜。

宗像開業医師総代

永島 惟一郎
植木 昌哉
桂元 元碩
中央 玄龍

明治十九年十一月廿八日

福岡県会議長中村耕介殿足下

〔註〕原本句読点なし。

二七 粕屋郡北部開業医師建白書

〔明治十九年福岡県通常県会決議録〕

建白書

不肖等謹デ書フ我福岡県々会議長中村耕介君閣下ニ呈ス。倩々惟ミルニ福岡医学校タル其創立ハ今ヲ去ル十有二年前即チ明治七年ニシテ、以来数度ノ危険ヲ味メ困難ヲ経歴シ遂ニ今日ノ旺盛ヲ極ムルヲ得テ、県下一般ニ鴻益ヲ布ク、実ニ尠少ナラスヤ。吾輩等カ弁明ヲ俟タズシテ琫晰タリ。抑各県下医学校ノ設置少ナカラズト雖トモ、校ノ完全且子弟進歩隆盛ノ点ニ於テハ就中該校甲乙ヲ占メントスル折際豈意ラン乎。這回勅令ノ發布ニヨリ全ク廃棄スルニ至ラハ、内

ハ在校子弟ノ大不幸ヲ醸シ其惨状云フニ忍ヒサルアリ。而シテ其不幸タル特リ在校子弟ニ止ラス、外施テ県下一般ノ鴻益ニ影響ヲ及ホスベシ。嗚呼斯ル危ヲ見テ何ソ傍聞スルハ実ニ隔靴抓痒ノ遺憾ナラスヤ。故ニ吾輩微力ノ称ハサルヲ如何セン。其之ヲ挽回シ之ヲ継続スルノ術ハ本県会ヲ措テ他策アランヤ。依テ不肖庸暗鈍愚ヲ顧ミス聊カ卑見ヲ建言ス。尊賢明断ナル議長閣下、其レ吾輩微意ヲ審察シ同業子弟ノ困窮ヲ哀ミ、県下ノ福祉ヲ安全ナラシメラレシトコトヲ伏テ冀望ス。再拜。

粕屋郡北部開業医師

池園 義直
藤澤 元臣
伴龍 龍洲
赤星 壽禎
大島 繁
荒木 元齡
村岡 養哲
阿部 成基
織田 要節
藤澤 養壽
石川 文育

明治十九年十二月五日

福岡県会議長中村耕介殿

〔註〕原本句読点なし。

二八 福岡医学校費に関する質疑—その一—

『福岡県通常会議事録』第一五号

一八八六（明治一九）年二月六日

○議長中村耕介曰、「中略」医学校費ノ中校長給教諭給ノ二項ヲ議セヨ。

金千五百六拾円ハ校長兼教諭月給ニシテ、現今支給ノ額ニヨリ之ヲ定ム。

（常）減金壹万三千貳百八円

福岡医学校全廃ノ意見

理由本年勅令ノ旨趣モ有之、且農学校ヲ廃スルノツリ合トヲ取り、独医学ノ生徒ヲシテ幸ヲ与ヘキノ理由モナク、加之数年ヲ不出シテ高等中学ノ設ケアル言フ不俟所ナレハ、此生徒ノ徒手スルモ永キコトニハ非ルヘシ。仍テ断然之ヲ廃スル所以ナリ。

金六千六拾円ハ教諭六名月給ニシテ前同断

（常）理由前同断

○二十四番藤井孫次郎曰、原案ヲ可トス。

○六十七番吉田頼二郎曰、医学校ハ全廃スルノ意見ナリ。本年勅

令ノ旨趣ニヨレハ、此地方税多端ノ折柄是等専門校ヲ置クハ其精神ニ戻ルナルヘシ。且此勅令ハ善ク吾意ヲ得タルモノニテ、実ニ今日ニ適當シタリト信ス。加之原案中農学校ヲ廃シアレハ、其約合ヲ取ルモ之ヲ廃セスシテハ不権衡ナリ。又タ高等中学設置モ近ニアル言ヲ俟タサレハ、之ヲ廃スルモ差支ナシト信スル也。

○二十五番林芳太郎曰、六十七番ノ全廃説ヲ賛成ス。医学校八年々全廃論者ナルカ、勅令出タル以上ハ廃スル方カ正当ニテ、置ハ即チ変則ナリ。数年論シタル末ナレハ更ニ述ヘストモ別リシコトナルカ、農学校ノミハ廃シテ医学校ヲ存スレハ甚タ不権衡ナレハ、医学校ノミハ存スヘカラス。中学スラ一校ヲ置クコトハ但書ニ依ル位ナレハ、数年ヲ出スシテ廃校スルハ疑ヲ容レス。番外ハ存スルカ当然トナシトモ、我々ハ廃スルコソ穩当ト信スルナリ。

○議長中村耕介曰、六十七番ノ廃棄説ニ賛成者アレハ、之レヲ議題トシテ存廃ノ可否ヲ議スヘシ。

○二十四番藤井孫次郎曰、医学校ハ存スルヲ可トス。質問會ノ節農学校ト医学校トノ権衡ヲ度々差話テ番外ニ問ヒタル末、知事ハ趁跛ノ議案ヲ発シタルヤト問ヒシニ、趁跛ノ議案ヲ発セリトノ答アリタレハ、諸君ハ農学医学共ニ廃スル積リナルカハ知ラサレトモ、本員ハ両校共ニ維持スル精神ナリ。

○二十六番堤衛曰、二十四番ハ医学校ノミナラス農学校迄モ存スルトナレトモ、之ハ廢スルカ相当ナリ。仮令之ヲ維持スルトモ到底長ク持テサレハ、寧ろ速ニ廢スル方可ナリ。本員ハ県庁カ一ヲ廢シテ一ヲ置カントスルヲ惡ムニアラス。廢スルヲ以テ正當トスルカ故ニ斷然廢校セント欲スルナリ。

○十八番平田道見曰、本員ハ医学校ヲ維持スルモノナリ。六十七番ヲ駁スル前ニ当リテ、一応廢スヘカラサル理由ヲ陳スヘシ。抑本員カ医学校ヲ廢スヘカラストスルモノハ、第一不經濟、第二県下百余万人ノ衛生ヲ欠ク、第三学生ノ方向ヲ失ハシム、此三者ノ大不幸ヲ来スモノアルヲ以テナリ。其不經濟トハ、諸君モ知ル如ク当医学校ヲ地方税ニテ維持シ来リシヨリ、既ニ八ヶ年ノ星霜ヲ經過セリ。其間議會ニ於テハ存廢ノ議論年々勃興シタルヲ、稍ヤ本年迄繼續スルヲ得タルハ、諸君等多少ノ辛苦ト幾多ノ費用ヲ出シタルニ是レ由ルナリ。而シテ未タ其好結果ヲ得サルカ為メニ本年廢スルトノ説モ興ル訳ナランガ、既ニ生徒モ漸次進歩シ十八年度ニ拾六人ハ卒業セリ。十九年度モ二十三人、二十年度モ二十五人位ハ卒業スル見込アリ。斯ク將ニ好菓ヲ結ハントスルノ秋ニ際シ、一朝廢校シ去ントスルハ經濟上ノ得策ト云ヘカラス。次ハ衛生ナルカ、近頃八年々伝染病等ノ流行アリテ、政府之レカ予防規則ヲ発シ防禦ノ術至ラサルナク、從テ県庁其他ノ手モ行届ケハ衛生ハ其レニテ足ルト雖トモ、病

勢猖獗ノ際、檢疫ニ從事シ患者ヲ診察シテ病理及之レカ撲滅ノ法等ヲ研究スルニ至リテハ、尋常ノ醫師テハ及ハサル所アリ。此場合ニ際リテハ医学士ノ効用尤モ居多ナリトス。斯ク衛生ニ大關係アル医学校ヲ一朝廢棄セハ、大ニ便利ヲ失フノミナラス、衛生ノ進歩ニ甚タシキ影響ヲ与フヘシ。次ハ医学生徒ナルカ、是レハ皆我々ノ養成スル所ニシテ、此内ニハ八期生モアリ六期生モアリ五期生モアリテ、大概修業モ出来居レリ。然ルヲ忽焉廢校スルトキハ其生徒等ハ如何スヘキヤ。二百余名中ニハ貧困者アリテ悉ク他府県ニ行キ修業スルヲ得サルモノモアリ。又タ東京ニハ佐藤病院等アレトモ、其レニハ入校試験アリテ相當ノ学力ナケレハ入学スル能ハス。一方ヨリ論スレハ、私立医学校モ出来ヘケレハ他ニ学ヲ所ハアルヘシト云ヘキモ、追テ設置セラル、高等中学ノ教則中ニ医科ヲ置トナレハ、私立校ノ設置ハ覺束ナシ。然ルトキハ、専門学ニテモ医学ノ如キ他ニ転スヘカラサル学業ハ終ニ其目的ヲ達スル能ハサルニ至ルヘク、其慘状実ニ察スルニ余リアリ。是ヨリ六十七番説ニ對シテ弁スヘシ。六拾七番ハ本年医学校ヲ廢スルトモ、追テ高等中学ノ設置アレハ生徒ノ目的ヲ失フ憂ナシトナレトモ、高等中学モ何時頃設立セル、ヤ別ラサレハ、其間生徒カ俟ツコトモ出来サルベク、且農学校トノ權衡ヲ論スレトモ、其為メ医学校生徒ヲシテ不幸ニ遭遇セシムル如キコトハ為スヘカラス。或ハ農学校ヲ廢シテ趁

跛ノ議案トナリ居レハ、医学校ヲ廢シテ兩足共ニ切斷スヘシトナシトモ、斯ノ如キハ六十七番ノ為メニ取ラサル所ナリ。

○九番倉富恒二郎曰、本年ハ最早廢校說勝ヲ占ムルナランカ、只今拾八番ヨリ陳述セシ位ノコトハ年々ノ議論ニテ尽シ居レリ。而シテ本年ハ新議員モ多カラサレハ各員等ハ大概承知ナルヘシ。只一言シ置ハ大学別科生ヲ廢セラレタレハ開業医トナルヘキ道絶ヘタル様ナレトモ、各地方ニ於テ臨時試行ハレテ之レカ応試者モ尠カラス。且其応試ハ医学校ノ卒業証ヲ有セストモ出来ル訳ナルヲ以テ、相当ノ学力アラハ開業医ト為ルコトヲ得レハ、医学校ハ全廢スルモ聊カ差支ナキナリ。

○八番大庭弘曰、本員モ廢棄論者ナルカ、十八番ハ自身カ医師ニテ医学ニ熱心シ居ル人ナレハ、医学校ヲ維持セラル、ハ当然ノコトニシテ、之ヲ駁スルニハ足ラス。前年ノ議事録ヲ調査アレハ判然スルコトナルカ、本員ハ本年廢案說ノ流行スルニ倣フテ廢校論ヲ主張スルニハアラス、十八年以來議場ニ立ツ毎ニ論セサルコトナシ。然ニ本年ハ鬼二瘤ヲ取ラレシトカ云如ク、勅令ナル者ノ出タルヨリ、維持論者變シテ廢校論者ヲ増来リタルハ我輩ノ仕合ナリ。最後ニ一言ス。十八番ハ医学ト衛生トヲ誤認セラレシカ如シ。医学校ヲ維持スルニ当テ衛生ノ必要ヲ喋々サレシモ、衛生ハ全く別派ナリ。且民度ノ進歩スルニ從テ衛生等ノコトハ益開ケ来ルモノナリ。本員杯ハ平生衛生ニ注意スレハ

醫師ノ厄介トナリタルコトナシ。故ニ医学校ハ廢シテモ衛生ニハ差支ナキナリ。

○番外一番山崎忠門曰、番外カ原案維持ハ珍ラシカラネ共、熱心ノ余リ一言スヘシ。医学校ノ必要ハ十八番ヨリ述ヘタレハ更ニ贅セサレトモ、六十七番ノ廢校說即常置委員意見ニ對シ陳述セント欲ス。意見書ノ旨趣タル農学校ヲ廢スルノ鈞合云々ト云ニアリ。其コトハ質問會ノ際番外モ兩人交代シテ充分弁シ置シモ、尚一応陳スヘシ。各員ハ趁跛ノ議案ト云ハルレトモ決テ趁跛ニアラス。抑立案ノ際ニハ其辺ノコトモ飽マテ熟議シ、勅令等モ考ヘテ定メシナリ。依テ説明ニ医学校ヲ存置スルハ斯々ノ次第、農学校ヲ廢棄スルハ斯々ノ次第ト云コトヲ記載セント云ヒシモ、從來ノ慣行カ斯ノ如キコトヲ記セストノ議ニ至リテ、遂ニ記載セサリシカ、其勅令ノ旨趣ト云フモ、形ノ存スルモノヲ直ニ廢スルトノ意ニハアラス。中学校モ一校ト定マリシヲ今年迄維持セシモ、矢張形ノ存スルカ為メニシテ、医学校モ之ト同様ナリ。然ヲ本年之ヲ廢スルトキハ二百余人ノ生徒ハ如何スヘキヤ。元來医学ナルモノハ、他ノ学業ト異ナリテ卒業免狀ヲ得ル迄修業為サシメスシテ、学力ノ少シアル位ニテハ開業スル能ハス。百里ノ道ヲ九十九里迄行テモ、巷里ヲ欠ク為メニ醫師ト為ルコトヲ得サルモノナリ。依テ医学校ハ高等中学ノ設立アル迄力現今生徒ノ卒業スル迄ハ維持スルノ見込ナリ。是丈ノ理由ハ説明ニ

掲クル管ナリシヲ、是迄書カサルトテ略シ居レトモ、実ニ医学校ハ是迄多額ノ費用ヲ入シノミナラス、今之ヲ廃スルトキハ片輪ノ医師ヲ養成スル計リト思ヒ、存置ノ議案ヲ発シタル訳ナリ。然ルニ農学ハ一事ヲ学ヒテ二事ヲ為シ得レトモ、医学ニテハ左様ノ訳ニ行カス。且農学ハ少々学ヒ居テ中途ニ廢シテモ、師範校ニアレ中学校ニアレ小学校ニアレ、従事シテ効用アルモノナリ。此故ニ各員カ趁跛ト云ハルレハ如何ニモ趁跛ナレトモ、形ハ趁跛ニシテモ其実ハ趁跛ニアラサルナリ。

○六十七番吉田軻二郎曰、先刻述シ廢校ノ理由ハ余リ簡單ナリシヲ以テ委ク之ヲ陳セン。只今番外一番ノ弁明ハ能ク了解シタリ。然ルニ其陳述中生徒ヲシテ方向ニ迷ハシムルノ一点ハ実ニ憫然ノコトナリ云々、其ハ番外ノ論ヲ俟タスシテ満場諸君モ知リ居ラルヘシ。又本員等モ又其憫然ナルヲ思ヘハコソ之ヲ廢セント欲スルナレ。抑番外ノ説ニヨレハ、医学ハ中途ニ廢スレハ既ニ学ヒ得シ所モ全ク効用ヲ失ヒ、農学ハ一事ヲ学ヒ得テモ効用ヲ為スモノナレハ之ヲ廢シテモ支ナシト云フカ如シ。之ハ甚シキ間違ノ事ナルヘシ。元来学業ヲ為スモノハ其事柄ノ難易輕重ニ関スルモノニ非ス。易キヲ学ブモ難キヲ学フモ学生タルノ精神ハ皆同一ニシテ、半途ニ廢学スルモ支ナキト云モノハ万二一モアラサルナリ。然ルヲ医学校ハ云々ニヨリテ廢スヘカラス、農学校ハ云々ニヨリテ存スルニ及ハストセラル、ハ、全ク番外カ

事柄ノミ泥ミテ考案セラル、ニヨリ起ルコトナルヘシ。若生徒ノ心情ヲ察シラレタラバ、医学生徒ニマレ農学生徒ニマレ何レニ等差ハナキ管ナリ。果シテ差等ナキトセハ一ヲ廢シ一ヲ存スルノ理由ハ決シテナカルベシ。是レ本員等カ之ヲ廢セント欲スル由縁ナリ。

○六十八番田中新吾曰、本員モ廢校論ナルガ、其議論ハ年々歳々陳述シテ既ニ陳腐ニ屬セリ。番外ハ形ノ存スルモノハ廢セヌト云ハレシモ、医学校ハ年々廢棄ニ決シ既ニ形モ存セヌ管ナレトモ、不認可ノ為メニ命脈ヲ繋キ居ルモノナリ。本年之ヲ廢スルハ県下ノ輿論ニシテ勅令出シ為ニアラス。然ルヲ番外カ形存スルヲ以テ維持スルト云ハル、ハ甚不服ナリ。又之レヲ維持スルトキハ、本年丈ニテハ卒業出来ズ今ヨリ四ケ年ト見ルモ、若シ落第者等アレハ又一ケ年ハ掛ルヘク、斯テモ矢張勅令ニ反キ不認可ヲ為シテ維持サル、ヤ。番外ノ陳述ハ実ニ不正ト存スルナリ。

○番外二番木戸麟曰、農学生ト医学生ノ區別ハ番外モ充分承知シテ取調ヘ居レリ。遠キ欧羅巴ノコトハ暫ク措キ、我国ニ於テハ医師ノ養成ヲ本科別科ノ二様ニ別チ、一ハ学士ヲ養成スルノ所、一ハ速成医ヲ養成スルノ所トセリ。其別科生ハ既ニ廢セラレシモ、未タ我国ニ医師足ラサル故高等中学ノ内ニ医科ノ分科ヲ置クコトニナレリ。其レヲ篤ト取調フルニ学科程度ハ別ニ置カス

トアリ。其学科ト云フハ他ニアラス、即チ甲種医学校ノ学科ヲ直ニ引直スノ旨趣ナリ。果シテ然ラハ、高等中学ノ医科ニハ甲種医学校ノ学科ヲ用フルコトハ既に今日ヨリ陰ニ定リ居ルモノナルニ、今之ヲ廃スルトハ実ニ大早計ト謂ヘシ。番外ヲ以テ将来ヲ考フレハ此儘存シ置クカ一番ノ得策ト信ス。又大学ニテ別科生ヲ廃シタルトキハ別科生夥多ナリシカハ、其等ノモノハ直ニ廃セシテ矢張存シ置キ、向後一般ヨリ入レヌト云迄ニ止メタル故、今デモ大学中ニ別科生ハ入り居レリ。医学校ノ処分モ之ト同一ニテ、勅令モ到底ハ廃スルトノ旨趣ナレトモ、現在後日ニ目的立居ルニ予シメ之ニ処スルノ策ヲ施サス、忽チニ撃倒シテ二百余人ノ生徒ヲシテ廃学セシムルハ、極端ニ走ルノ仕事ト云ハンノミ。又タ農学ノ事ナルカ、政府ハ本年三月ニ勅令ヲ發シテ、農学ハ誰モ知り居ラサルヘカリサルニ初ノ成木モ知ラスシテハ不都合トテ、尋常中学高等中学ハ勿論之ヲ加ヘ小学ノ学科ニモ農学科ヲ加ヘテ可ナリトノコトナリ。然レハ農学モ決シテ欠クヘカリサルモノナレトモ、高等中学設置ノ際ニ至リテモ、農学科ハ何時頃置クニナルヤモ別ラス、又如何ナル学科ヲ用フルト云フコトモ予知スヘカラス。左スレハ今ノ農学校ヲ存シ置テ他日ノ効用ヲ為スヤ否ヤモ別ラサレハ、寧ロ之ヲ廃シテ生徒ヲ東京ニ遣ハサント欲ス。然ラハ医学校ヲ存スルモ趁蹊ニアラス、農学校ヲ廃スルモ亦趁蹊ニアラサレハ、各員等モ何卒

公明正大ノ議論ヲ以テ決定アラシコトヲ企望ス。

○七十番熊本壽人曰、番外一番二番ハ頗リニ趁蹊ニアラストノ弁明アレトモ、質問会ノ節番外一番力交代シテ廣橋部長着席ノ際儘ニ趁蹊ノ議案ナリト断言セラレタリ。余リ趁蹊ニアラスト弁セラル、故一言ス。又医学ハ中途ニテ他ノ学業ニ移ルヲ得ス、農学ハ然ラストナルカ、医学モ理化学等ヲ学ヒ得タル丈ハ他ノ事ニモ効用ヲ為スハ農学ト同様ナルヘシ。

○八番大庭弘曰、本員ハ最早陳セサル積リナリシモ、番外ヨリ說出テタレハ一言セサルヘカラス。総テ物ノ改革ヲナスニ当テハ、憫然ナル情実ハ免カルヘカリサルモノ也。官吏ニシテモ、一官衙ノ廢滅ニ付テハ非職免職アリテ、其間ニハ転書ヲ囁テ処々ヲ駆廻ルトカ、随分難渋ノ有様ハ我々県会ヨリ見レハ真ニ憫然ノ感覺アリ。又医学生ハ中途ニシテ廃スレハ片輪ニナルト云ハルレトモ、福岡医学校ヲ廃スルトテ生徒カ医学ヲ止ルトノ理由ハアラサルヘシ。只中止スレハ難渋ト云フ位也。西洋ノ如キモ学士ノ免状ナケレハ価値ニ妨ケアリト。教員ノ如キモ總テ同様也。寧完全ノ学校ニ入リテ完全ノ教科ヲ受ル方可也。又仮令中途ニシテ医学ヲ止ルトモ、決シテ生涯ヲ誤ルコトナシ。今ノ宮中顧問タル寺嶋公モ元トハ松木廣菴ト云フ医師ナリシモ、今日ハ雲上筈ヲ握ルノ人トナリ、又大鳥圭介君モ元ハ緒方廣菴ノ弟子ナリ。長州出身ノ大村兵部大輔モ村田藏六トテ矢張元ハ医師ナリ

シ。医師ニシテ医師ヲ止メ身ヲ名譽ノ地ニ置モノ尠ナカラス、其他医師ノ落第生ニシテ判任トナリ郡書記トナリシモノ沢山アレハ、憂ルニ足ラサル也。改革ヲナサントセハ冥目シテ断行セサルヘカラス。

○番外一番山崎忠門曰、黙シ居ル積リナリシモ、守素ノ熱心ト生徒ノ不幸ヲ見ルニ忍ヒサルガ為メ一言スヘシ。番外モ医師ニシテ八番ノ云ハル、如キ出身ノ人アルハ固ヨリ知レリ。番外ハ其人ガ片輪トナルト云シニアラズ。其未タ成業ニ至ラズシテ之ヲ廢スルトキハ、医術ガ片輪トナルト云シ也。又七十番ハ先日番外一番ガ趁跛ト云シトテ頗リニ云ハルレトモ、其節ノ番外一番ハ廣橋也。其述シ所ノ精神ト異ナルニ付聊弁シ置クヘシ。当時番外一番ガ趁跛ト述ヘシハ、外面ヨリ見レハ趁跛ノ如クナレトモ決シテ趁跛ニアラストノ精神ナリシニ、或ル議員ガ此通ニスレハ趁跛ニアラスヤ云々トノ問ニ、其様ニ見レハ趁跛ノ如クナレトモ其精神ニ至テハ決シテ趁跛ニアラズト述シ也。

○三十四番風斗実曰、本員ハ最早黙シ居ル積リナリシモ、番外一番ヤ番外二番等ノ説ニヨリテ疑团生シタリ。番外一番ハ廣橋書記官ガ述シモノナルニ付弁置トカ云フ如ク云ハレシカ、本員等八人ハ代ルトモ番外一番ハ矢張番外一番ニシテ決シテ代リナシト思フ。只今ノ言論ハ番外一番ガ番外一番ヲ駁セラレタルガ如シ。同シ知事ノ代理者ニシテ人ノ代ル迎答弁ノ異ナリテハ、甚

タ信ヲ置キ難シ。又深ク取約メタラハ又候趁跛ニナルト思惟スレトモ、既ニ此事ニハ時間モ長ク費シタレハ、此先キ番外ガ如何程弁セラル、トモ最早本員ハ黙シ居ルヘシ。

○番外一番山崎忠門曰、三十四番ハ誤聞セラレタルガ如シ。素ヨリ何人ノ出ルモ番外一番ハ矢張番外一番ニテ、決シテ異ナルコトナシ。先キニ七十番説番外一番ノ述シ所ト同一ナラハ、マタ弁スルニモ及ハサレトモ、間違アルヲ以テ之ヲ補シモノ也。駁撃杯トハ思ヒモヨラズ。

○四十一番中川三郎曰、本員モ廢棄ヲ希望スル論者ナルガ、番外ハ医学校ヲ廢スレハ貳百數十人ノ生徒大ニ難渋スヘシ、故ニ姑ク維持スヘシトナルガ、斯ク云ハ、貳百數十人ノ生徒一人モ残ラス卒業スルマテハ学校ヲ存置セサルヘカラス。何トナレハ三人ニ善クシ五人ニ悪クスルコトハ出来サルヘケレハ也。又番外二番ハ之ヲ廢棄スレハ不経済ト云ハルレトモ、之ヲ置ク杜反テ不経済ナラン。何故ナレハ番外二番ノ言ノ如ク此儘生徒ヲ募ラサレハ、組数モ追々ニ減シ生徒ハ僅少ナルニ至ルマテモ、高給ヲ取ル所ノ上等教員ヲ置サルヘカラス。然ラハ教員ヲ減センカ、之ヲ欠ケハ是迄通ノ授業ハ出来ザルヘシ。是之ヲ不経済ト云ヘシ。之レヨリ論鋒ヲ転シテ一己ノ意見ヲ吐露スヘシ。最初我国未タ医学ノ起ラサリシヤ、政府モ頗ル之カ改良進歩ヲ計ラレタリ。然ルニ最早各自其必要ヲ覺リ奮テ医学ニ従事スルニ至リ、

今日ニテハ一ノ専門科ニシテ殆ント商業ト同一ノ現況ナレハ、地方費ヲ以テ其商業ヲ翼ルニハ及ハサル也。之ハ一己ニ放任シテ可也ト思フ。彼ノ法律ノ如キ現今公費ヲ以テセサルモノハ、已ニ人々其必要ヲ知ル。続々就学スルモノアルガ為メ也。是等ノ学問ハ中学ヤ小学ノ如キモノト異ナル也。政府ガ別科生ヲ廃シテ本科ノミトセラレタルモ亦此旨趣ニ出ズシテ、完全ノ者ヲ養成セント欲シタルナルヘシ。就テハ他校ヲ廃シテ之ヲ維持スル程ノ必要ニアラサル也。唯々生徒ガ惘然也トノ一点ヨリ言ハ、番外ノ説モ尤ナル様ナレトモ、政府ノ見已ニ此ノ如クナレハ三四年後ニハ必ス廢スヘシ。左スレハ五十歩モ三十歩モ同様也。此事ニシテ社会未タ其必用ヲ見認メ居ラサレハ、公費ヲ以テスルカ可ナレトモ、已ニ其必用ヲ見認タル以上ハ、之ヲ廢スルヲ以テ適當ト思惟スル也。

○十八番平田道見曰、本員モ黙シ居ル積リナリシモ、四十一番ノ説アルニヨリ一言セサルヘカラス。四十一番ハ之ハ已ニ其必要ヲ見認メ一ノ商業ノ如クナリ居ルト云ハルレトモ、其ハ大ナル間違ニテ現ニ目今医学校ニ入り居ルモノモ概ネ医師ノ子弟ニテ、未タ他ノ人民ガ必要ヲ見認ルト云フノ場合ニハ至ラサルナリ。

○三十九番藤金作曰、本員ハ医学校ノコトニ就テハ年々維持論者ノ一人也。農学校モ同様維持論者ナリシカ、本年議場ノ勢ニテハ到底廢セサルヘカラザルニ至レリ。依テ医学校ニ就テノ成績

ヲ述ヘン。抑此医学校ニ就テハ十二年以來本年度マテ八ケ年間年々存廢ノ論議場ニ現出シ、只今マテ実費支消セシモノ九万七千七百四十三円ニシテ、内雜収入貳万八千五百圓也。左スレハ全ク支消セシモノ七万六百五十七圓余也。而シテ生徒ノ卒業セシモノ百零一人、今年度内ニ卒業スルモノ廿八人、就テ百廿九人ハ年度内ニ卒業スヘシ。又病院ニテ治療平愈生命ヲ拾ヒシモノ凡千人余アルヘシ。之ニテ八ケ年間ノ費金ニ対スル功益ハアリシト思フ。残生徒二百一人ハ廿年ヨリ廿三年マテニ卒業スル割合ニ当レリ。之ヲ俄然今日ニ廢校スルトキハ、生徒ハ方向ニ迷ヒ実ニ惘然ト思惟スル也。情考ルニ今年迄入校シテ生徒ノ自費スル所一ヶ月五円トスレハ、十八年ノ七月ヨリ今日マテノ分ヲ合スレハ延年月計三百四十一年六ヶ月ニシテ、其費金ハ貳万四百九十四圓余也。而シテ地方税ヨリ入ル、所生徒一人ニ付四拾円宛也。之ヲ三百四十一年六ヶ月ニ乘スレハ一万三千六百六十円ヲ要スリ。之ヲ合スレハ三万四千五百円トナル。先ツ之ヲ医学校ノ成績ト云ヘシ。今之ヲ中途ニテ廢スルトキハ、實ニ生徒モ方向ニ迷ヒ他ニ行ント欲スルモ能ハス。故ニ之ヲ高等中学設立マテ置クハ至極同感ナレトモ、原案ニ賛成シ能ハサルモノハ、政府勅令ヲ發布シ高等中学ニ医科ヲ設ルトノ一事アリテ廢棄説勢力強シ、是レ畢竟政府ノ方針之ヲ招キタルナリ。故ニ本員ハ何レニモ贊成ヲ表セス、専ラ二百一人ノ生徒ヲシテ方向ヲ迷ハ

サラシメントノ考案中也。本員ハ単ニ政府ノ速ニ高等中学ヲ設ケザルヲ憾ルノミ。

○五十六番岡田孤鹿曰、氣ノ毒ナカラ本員ハ六十七番説ヲ賛成ス。

番外一番ヤ番外二番ノ押付論ニ対シテハ一言報シタケレトモ、時間ノ妨トモナレハ別ニ論セス。番外モ之ヲ維持センヨリ早く高等中学設立ニナル様尽力アランコトヲ希望スル也。

○番外式番木戸麟曰、今県下医師ノ數ハ一千五百七十七人ニシテ、内百一人ハ卒業医師ナレトモ、残り千四百七十三名ハ旧藩時代ノ医師ナレハ、改良セサルベカラス。而シテ本年小倉、田ノ浦、平松、曾根、楠原等ニハ悪性虎列刺闖入セシニ、土地ノ医師ヲ呼ヒタレトモ虎列刺ヲ恐レテ容易ニ來ラス。小倉ニ於テハ近傍四五箇所ニ避病院ヲ置キ予防法ヲ施サントセシモ、医学校試験ヲ歴サル開業医ナレハ真正ノ予防ヲ施スコト能ハス。依テ当年医学卒業生徒ヲ雇ヒ、其等ノ手続ヲ終ヘ右ノ所ニテ稍ク防遏スルヲ得タリ。若シ此卒業生微リセハ、豊前等ハ如何ナル慘況ヲ呈スルカ、下民間ヨリ上紳士ニ至ルマテ、悉ク遺類ナキニ至ルモ知ルヘカラス。全体医師數ヨリ論スレハ英國杯ニ比シテ格別差違ナケレトモ、實際役ニ立ツ所ノ医師ハ真ニ僅々タル者也。就テ向後屹度良医ヲ養成セサルヘカラス。実ニ封建時代ノ医師ハ単ニ伝染病ノミナラス洋医ノ法ヲ知ラサレハ、総テノコトニ付迪モ役ニハ立タサル也。之ヲ其儘ニナシ置モ、到底医学ヲ盛

ニシ純然タル良医ヲ養成スルコト出来サル也。依テ可成忍耐シ可成維持シテ可成隆盛ニナサンコトヲ希望ス。今之ヲ打潰スカ可ナルヤ、將タ保持スルカ可ナルヤト云ヘハ、諸君モ言ハズシテ維持スルノ可ナルヲ知ラルヘキ也。

○十八番平田道見曰、別ニ論スルコトモナケレトモ、一言終リニ臨テ述置ヘシ。別ニ医師ヲ養成セストモ可也トノ説ナレトモ、醫師ハ代言師ノ如キ一時試験ニテ出来ルモノニアラス、七科ノ卒業ヲナスハ迪モ開業医ニ就テ學ブトモ能ハサル也。

○三十九番藤金作曰、最早言論モ尽タレトモ、医学生ノ傍聴モ沢山ナレハ一言シ置ベシ。則本会ニテ之ヲ全廢スルト雖モ、二十年四月マテハ十九年度ノ費用ヲ以テ支出スルニ付、何レモ解体セス、勉強アランコトヲ欲ス。其レマテニハ如何トカ方向ヲ迷ハサ、ル様ニスルノ胸算也。

○六十八番田中新吾曰、三十九番ノ只今ノ演舌ハ原案ヲ維持セラル、如ク聞得シカ、原案可論者ナルヤ、將タ否論者ナルヤ、確輝ト答弁アリタシ。

○議長中村耕介曰、三十九番ハ廢棄論者也。

○八番大庭弘曰、全国医学校ノ數ハ幾何ナルヤ。

○番外三番箕浦晴海曰、只今確答ハ出来サレトモ、大概一県一箇所ナキ所ハアラズト思フ。

○八番大庭弘曰、本員ハ各県悉ク設ケアリトハ信セサルガ、医学

校ナキ所ニ虎列刺闖入シ、人民悉ク死亡シ尽キタル所アルヤ。

○二十五番林芳太郎曰、昨年番外ニ質問シ書留タル所ハ、全国医学校ヲ設シ箇所ニ拾八県ニシテ内乙種十九甲種九也。

○議長中村耕介曰、可否ヲ別タン。六十七番廃棄説同意者起立セヨ。

起立者 五拾六名 過半数可決

〔註〕原本句読点なし。

二九 福岡医学校費に関する質疑―その二―

〔福岡県通常会議事録〕第三三号

一八八六（明治一九）年二月一四日

○議長中村耕介曰、〔中略〕医学校費ノ再議案ヲ議セヨ。

福岡医学校費再議案

一金壹万三千貳百八円

説明

教育費中福岡医学校費ニ対シ之ヲ全廃スルニ決セシ、其要領タルヤ本年勅令ノ旨趣ニ基クト云フニ過キス。然ルニ勅令ノ旨趣モ現在有益ノ学校ヲ直ニ廃止シ、之ヲ引継得ヘキ高等中学設立ノ日ヲ待テ要セスト云フノ精神ニアラサルヘシ。而シテ該校ノ如キ地方税ノ経済ニ属セシ以来既二八年ノ星霜ヲ経、其費ス所ノ金額ハ九万七千七百四拾余円ニ及ヒ、今日ノ隆盛ハ実ニ一朝一夕ノ結果ニ非サルナリ。加之現在式百貳拾九名ノ生徒中、明治

廿年度内ニ於テ卒業スヘキ人員ハ四拾四人ノ多数アリ。而シテ其学資ヲ要シタル金額ヲ概算スレハ、三千八百円ヲ下ラサルヘシ。夫レ斯ノ如ク多額ノ学資ヲ費シ、将ニ県下医道ノ改良ニ任セントスル多数ノ生徒ヲシテ、忽チ学途ノ方向ニ迷ハシムルハ、実ニ本県ノ為メニ取ラサル所ナリ。且ツ此校タル校舍器械等稍備ハリ、其名声既ニ全国ニ布及ス。直チニ此校ヲ以テ高等中学ノ医科ニ充ツルモ固ヨリ敢テ不可ナキナリ。然ルヲ未タ医科設立ノ位置モ定マラサルニ先チ、自ら進シテ之ヲ廃スルハ実ニ処分ノ穩当ヲ得タルモノニ非スシテ、深ク遺憾トスル所ナリ。依テ再議ニ附ス。

○二十四番藤井孫次郎曰、医学校費ニ付テハ、二次会以来十八番ノ能弁ニテ鄭重反覆其必要ヲ陳述アリテ余マス所ナシ。本員モ之ヲ賛成シテ意見ヲ陳述セシモ遂ニ廃棄ニ属セシカ、今復再議案出テ再度之ヲ議スルコトハナレリ。顧ミルニ本年此医学校ヲ廃スルニ於テハ、生徒ハ勿論其父兄ノ落魄沮喪ハ如何ハカリナラン。且良医ノ診断ヲ企望スルハ、否論者モ同情ナルヘシ。然ラハ其必要ハ已ニ感セラルヘキニ、忽チ之ヲ廃棄シ去ラントハ実ニ遺憾ノ至リナリ。然ルニ問題トモナラサルニ斯ク維持スルハ、所謂木ニ縁テ魚ヲ求ルノ謗リヲ脱シサレトモ、熱心ノ余リ原案賛成ノ理由ヲ陳述スルナリ。

○十五番征矢野半彌曰、本員ハ三次会ニ否決セシ理由ヲ以テ、矢

張本案モ否トスルナリ。

○五十六番岡田孤鹿曰、十五番説ヲ賛成ス。

○六十七番吉田頼二郎曰、三次会ニテ意見ハ陳ヘ尽セリ。最早本案ニ付テ論スヘキコトナシ。十五番説ヲ賛成ス。

○十八番平田道見曰、本員モ討論ハ已ニ二次会三次会ニテ尽シタリ。本案ニ至リテモ猶原案ヲ可トス。

○番外二番木戸麟曰、屢繰事ヲ云様ナレトモ、説明ニモ記載セル如ク、医学校ヲ維持シテ勅令ニ抵触スレハ仕方ナキモ、決シテ抵触ハセサルナリ。而シテ現今ハ医師要求ノ最モ多キ時ナリ。

生徒モ既ニ卒業ノ期ニ迫レリ。該校ニ対スル費用モ初ヨリ今日迄ニハ沢山掛ケ居レリ。生徒ノ学資ヲ費ヤシタルモ多カルヘシ。

父兄ハ子弟ノ甲種医学校ヲ卒業シテ免状ヲ得ルコトヲ樂シミ居レリ。該ル次第モアルニ忽チ之レヲ廢校スルトキハ、富有者ノミノ生徒ニモアラス、且当地ニテ修業ノ目的ナレハ他ニ行クコトモ出来ズシテ方向ヲ失シ、医師需用ノ急ナルニモ間ニ合サルヘシ。或ハ衛生ノ道開カハ医学校ハ入ラヌトノ論アレトモ、衛生力進歩シテ医師ノ不用トナル場合ニハ、海陸軍モ入ラス政府モナクシテ可ナルヘシ。是レハ実ニ夢想兵衛夢物語ノ未來記ヲ聞ク様ニテ、左様ノコトハ中々中々マダ中々今日ノ社会ニ望ミ難ケレハ、医師ノ養成ハ最モ必要ナリ。依テ各員ノ再考ヲ乞フ為メ再議案ヲ発セシナリ。

○番外一番山崎忠門曰、医学校ノコトニ付テハ二次会以來充分弁

明ヲ為セリ。十八番ノ如キハ原案賛成者ニテ、人ヲシテ感動セシムル程ニ雄弁ヲ振ハシタレハ、最早他ニ我々ノ陳述スヘキコトハナシ。其レニ復斯克再議案ヲ発シタルハ、医師ノ必要丈ナラハ未タシモノコトナレトモ、生徒ノ愍然モアリテ旁再考ヲ望ム所以ナリ。其レモ医学校ヲ維持シテ勅令ニ支フレハ仕方ナキ

モ決シテ差支ハナシ。然リトテ永遠ニ維持スルトニハアラスシテ、際限ハ既ニ別リ居ルモノナリ。

○十五番征矢野半彌曰、然ラハ再案ヲ発セラル、ノ主点ハ生徒ノ愍然ト云ニアルヤ。

○番外一番山崎忠門曰、其レノミニアラサル故ニ旁ト云ヒシナリ。

○十五番征矢野半彌曰、然ラハ何ガ主トナルヤ。

○番外一番山崎忠門曰、愍然モアリ必要モアリ旁ナリ。

○八番大庭弘曰、必要ノミナラハ愍然ト云ハレシハ取消サル、ヤ。

○番外一番山崎忠門曰、愍然モアリ必要モアレハ旁ナリ。旁ナル

故ニ旁ト云ヒシナリ。

○議長中村耕介曰、可否ヲ決スヘシ。原案同意者ハ起立セヨ。

起立者 四名 少数廢棄

○議長中村耕介曰、然ラハ医学校費ノ再議案ハ廢棄ニ屬セリ。

〔註 原本句読点なし。〕

三〇 府立医学学校の運命

『福岡日日新聞』一八八七(明治二〇)年一〇月八日

府立医学学校の運命

府立医学学校の費用は明治廿一年度以降地方税を以て之を支弁することを得ずとは、去月三十日勅令第四十八号を以て公布なりたる所なるを以て、各府県に設立せる医学学校は、廿年度即ち廿一年四月限りに閉校せざる可からざることとなりたり。此の際私立を以て其学校を継続し得るもの幾何ある可きか。恐らくは甚た多からざる可しと信せらるゝなり。

今や府県人民か辛苦経営して、以て生命を委託す可き先生の教養に尽したる医学学校は、此の勅令を以て其縁を断たざるを得ざることゝなりたるは、是非もなき次第ながら、高等中学の医学部は毎区に二十一年度より設置ありと云へは、實際生徒の養成には差支なかる可きか。然れども一方よりして考ふるときは、数年来設置継続せし学校を閉鎖せんとするは、今更なる心地せられて最と惜しき思ひなき能はざるなり。併し諸事に費用多き今日なるに、高等中学校の経費をも出すことは實際已む可からざることなれば、民心の如何を思ふときには、一方を盛んにせん為めに一方を仆すことも致しかたなきことにてある可し。

去りながら、新に設けたるものは急に其準備も出来難きものなれば、一方に相当の学校を設立したればとて、従来のもものは直ちに無用な

りと云ふことはあらざる可く、費用の一点よりして堪へ難からんを察し、医学部の隆盛を計るか為めに此の勅令は発せられたるにてある可ければ、地方税を以て府県立の医学学校を設立することこそ許可なきとも、他の資金を以て設立するは政府に於ても望まるゝ所なるへし。然りと雖も各高等中学校の経費には各々定額のあるあり。即ち二十一年度に於ける第五高等中学校の経費は、国庫金及び地方税を合せて五万円なりとす。此の五万円中医学部に費す金額は幾何なるかを知らざれども、無論本校にこそ生徒も多かる可く、教師も多人数を要す可ければ、其定額金の多分を消費することならん。然るに我福岡医学学校の如きは、本年度に於ても一万三千円余を消費したる位なれば、其他の諸県に於ても医学学校に費したる所は大概相同しかる可く、其生徒も進歩して卒業前のももある可ければ、此れを一所に集めたりとて福岡医学学校に費したる位の少額にては、第五高等中学区内の医学生を充分満足せしめ得る丈に教養する学校を設立することは、容易なりとは云ふ可からざるものあらんか。其の校費の分配なり教養上前途の目的なりは、果して如何なる見込のあるらんか。県立医学学校の命脈は既に迫りたり。之れに継ぐ所の高等中学医学部の前途に於ける組織目的は、これを聞かんことを欲するは一般の望みなるべし。予輩は敢て勅令に反対して旧医学学校に恋々たらざる可し。然れども数多の学生をして其前途の方向に迷はざる様、速に其教養の法を定めて、一般に安心する所あらしめられんことを

希望するなり。

〔註〕原本句読点なし。

第四節 県立福岡病院

三一 県立病院設立協議会

〔福岡日日新聞〕一八八七（明治二〇）年七月八日

県立病院設立協議会 福岡区有志惣代廣田々龍、井上侃齋、益田道乙、鞍手郡同上村山巍、嘉麻穂波両郡同上佐谷道哉、清水愛、上下座夜須三郡同上山鹿春汀、福島文濤、怡土志摩早良三郡同上香江淺深、山鹿麓、蒲生俊英、八木嶺秀、中村東庵、宗像郡同上永島惟一郎、植木昌哉、田川郡加來數馬、京都仲津二郡同上安田雲齋、企救郡同上加治元簡、築城上毛二郡同上中村傳多、内野東庵、生葉竹野二郡菊池春熙、吉富俊三、三潯郡同上築山揆一、野田白敬、上妻下妻二郡同上石橋養元、松尾茂、御井御原山本三郡田中勲平、陶山成器、江口恭哲の二十九氏は、県立病院設立の事に付き、一昨六日午前八時当地材木町少林寺に集会協議したる由なるか、同日は始めての会合にて何となく円滑と云ふ訳に参らす、又銘々居郡有志の惣代となりて来り居る事故さうサラ／＼と論する人もなく、随分ジツとしたる模様にて中々身の入たる話し多く、種々議論の末午後六時に及ひたるも未だ纏まらざるより、一同は同夕東公園一方亭にて懇親宴会を開き、昨日は又午前九時より開会し正午十二時頃までに程能く協議纏りて、建議草案を修正する為数名の委員を設けて退散

したり。今其協議の要領を聞くに、客歳勅令第十五号の趣もあり、第五高等中学校分科医学科の設置ある上は、当医学校の如きも其良教師に富める器械の備はれる殊に経歴の観るべきものあり、名声の天下に著明なるにも拘はらず、其の存廢の如何は決して期すべからずして、県下一般の衛生事業上には非常の大關係を有する訳なれば、分科医学科の設けありたる日には今の生徒は直に之に入學せしめて、宜しく現今附属の病院を以て完全なる県立病院と爲し、彼の良教師をして時々各郡区を巡廻せしめ、患者に接し医師に対して充分技倆を振はしむことゝ爲したらば、本県が三州に跨り地勢人情の互に同じからざるものあるとも、決して自利他損の患なくして衛生の道普及して医術の改良平均する訳合にて、県下一般都鄙の別無く略ぼ其利益を蒙ふる事の偏らず、地方税を均一に負担する旨趣にも副なひ不平の人も少くならん。而して追々は地方税を仰がずして維持の立派に出来る様になさば、どこにも不都合なくして良教師も精器械も利用されて、詰り衛生事業がチャンと整頓して県下一般人の幸福となる云々にあるが如し。而して以上の旨趣に一致して一兩日内建議する筈なりと云ふ。(因に記す。上妻郡の石橋養元、生葉郡の菊池春熙、竹野郡の吉富俊三の三氏が、県会の医学校を廃棄したる砌より当春頃まで、東奔西走病院の設立を謀り居たる末、有志者の心一致する今日に至りたるなりと云へり。)

〔註〕原本句読点なし。

三二 福岡病院

〔福岡日日新聞〕一八八七(明治二〇)年一月二五日・二六日

福岡病院

医学校の経費は地方税を以て支弁し能はさることゝなれり。今は明治十二年以来地方税を以て支弁し来りたる福岡医学校の命運は絶たり。医学校のこととは予輩またこれを云ふを得されと、茲に此の校の來歴を考ふれば、去る明治七年の頃有志者あり、千辛万苦して福岡病院なるものを設立し、学生を導き大患を療せしに其功著しく、遂ひに十二年に至りて福岡医学校と稱し、之れに病院を附属して附属病院と稱せり。斯くて器械を整頓し医師其人を得て、本邦に於て未曾有の手術(国帝截開術)を施し、我福岡医学校の名は海外に聞へて最好評を博したるは、全く明治七年以来経費を重ね勉力を積み、殆んど十四年の星霜を経て此の結果を得たるものにして、我県下に於ては頗る名譽のものたりしを以て、仮令勅令第四十八号の故に地方税を以て其経費を支弁し能はさることゝなりしも、他の方法を設けて此の学校を維持し度は、予輩か希望なり。然れとも如何にせん、其費用は年々一万三四千円を要す可きか故に、寄附金等を以て存置せんことは誠に容易ならざる次第なれば、其処置に於て頗る困しむ所なりしか、今県会の議案を見るに至り、これを県立福岡病院となし、一万四千五百五十三円を以て此の病院を設置せんとの発案ありたるを見、又常置委員諸氏はこれを公立となし、本年限り一万五千

円を補助せんとの意見を附せられたることを知れり。去れば今其執
れに決するとも、こゝに一ケ年間は充分完全なる病院を存し得るか
如くなれとも、予輩は猶少しく予輩か意見を陳し、議員諸君の参考
に供せんと欲するなり。

生命の貴重なることは予輩か今更ら論する迄もなきことなれとも、
人は必らず一度は死せざる可からざるものにして、其の死するや真
に死すへきの秋にて命数の尽るところならんには、生者必滅の理に
て固より如何ともなす能はざるか、良医の治療を受けなば死するに
及はざるの時にして、これ無きかために父母兄弟姉妹をして死せし
むるに至らば、豈に遺憾なからんや。故に完全なる病院を設け良医
を置き器械薬品を精良にし非命の死を救ふことは、誠に肝要なるこ
となるべきに、世には病院を目して贅沢物の如く驕奢の具の様と思
ふものも無きにあらざれど、如此きは甚だ誤りたる見解なりと云ふ
べし。何者通常の開業医の如きは、多く粗製の薬品を用ひ殊に薬局
生の不注意不熟練なるより屢々危険を生ずることあり。去りながら
予輩はこれかために開業医を無用なりと云ふにはあらず。只た流行
病等のあるとき杯は、流行せる開業医は存外に役には立ぬものたる
ことは、衛生のことに關係する人より屢々聞く所にして、予輩は幾
個にても其事実を知り居るなれとも、今これを公にするを欲せず、
只如此き場所に於ては病院に良医を置きて予防治療の功を奏せし
むることの必要あるを知るなり。況んや外科の大手術の如きは、一

度に七人の医師四人の看護者を要すと云へり。今之を詳言すれば一
人は執刀者にして二人は助手なり、一人はコロ、ホルムを主る者に
して一人は脈を診し居るなり、又一人は器械を主り一人は惣体を監
督するものにして、四人の看護者は医師の命に応じ奔走する者なり
と。此の人員は尋常の大手術に於て要する人員にして、或る場合に
於ては倍数即ち十四人を要することありと云へば、仮令一二の良医
ありと雖も、決して尋常の大手術と称するものもこれを施し行ふこ
と能はざる可ければ、病院を設置せば必らず充分に完全なるもの
置かざる可からず。然らざれば決して其金高に応じ金丈の効能はあ
り得ざるものなり。

凡世の開化文明に趣くは分業法の普く行はるゝと行はれざるとによ
りて別る者にして、其最も混雑したる業務にありて最も微細に分業
するを要することは、経済学者か多くの類例を掲げて吾人に示す所
にあらずや。然して其混合錯雑したる微妙の機械を備へ其貴きこと
金銀を以て計算し難きものは、人の身体にあらずや。此の身体機關
の損所を修繕し、病者をして健康ならしむるものは医師なり。故に
医師は最も其分業法を守ることの厳肅なるを要するものなれとも、
普通の開業医なるものには之れを望むこと難し。故に完全なる病院
を置き、医学士をして此の分業法によりて医療の進歩を計らしむる
こと誠に緊要にして、医学士たる人々は皆喜んでこれに応ずへし。
夫れこれを為さんには、少くも内外科眼科婦人科等の四科位には

分業せしめざる可からず。勿論為し得へくんは、猶細別することは利なる可きも、亦一方には経費の点の思はざる可からざれば、先づ斯くなし置きたらんには当分不足なるへし。去れば今完全なる病院を設置せんには、年々一万三四千円の金を要せされは能はざる可きを以て県立病院を置きて、一には名譽ある福岡医学校の附属病院を継続し我県下の名譽を保ち、二には常に良医を雇置きて流行病等のあるに際し其治療予防に力を尽さしめ、三には難治の病者を治療し、四には一般普通の開業医を誘導せしめて治術を研究せしめ、五には分業法によりて医学各科の進歩上達を計画せしむることは、今日の如く良医に乏しき時にありては最も急務たるを知るなり。

然れども論者は必らず言はん、福岡に病院を置くときは其近傍の者には利便なる可きも他郡区の者はこれに漏れざるを得ず、一ツの県立病院にして其益を受くるは甲乙同しからずと。之れ止むを得ざるのことなり、之れ地理上の幸福なり。特に福岡区民か此の幸福を得んか為め他を見棄つるにあらず、県庁か福岡区民に私したるにあらず、地理上天然に受くる幸福なれば已むを得ざるものなり。然れども病院に遠隔せる地方に於ては其幸福を受け得ざるにあらず。去れば今これを設立したりとして未来の景況を想像すれば、左の如くなるへし。

一 地方に病者ありて其の地の医者治方に困りたる時は、病院に來りて其の治法を質問すること。或は其の病人を入院せしめて治

療を受くること。或は病院の医学士を招きて其の治療を受くること。

一 県内各郡には医師組合ありて、毎年若干度は集會して業体上のことを研究すれば、其疑團は病院に來りて質問することを得へし。又福岡には福陵医會あり、久留米には久留米医會あり、医学士を招待して医事を研究せり。將來如此き會は各地に設けて普く医事の進歩を計らしむへし。

一 虎列拉病等の侵入したるときは、医学士を派遣し予防消毒治療のことに従事せしむへし。

以上の如きは衛生上必要欠く可からざるものにして、遠隔せる郡村と雖も此の恩沢には洩れざるへし。尤も遠近によりて幾分か幸福に厚薄あるへしと雖も、為めに此の病院を廃棄せんとするは不可なり。況んや巡迴教師なるものを置き、毎月一回は行政郡区を巡迴せしめ、醫師の質問に応じ新説を伝へ、大患を診察しこれを治療し或は治方を懇示し、郡区内の衛生に注意せしめ其利害を上陳せしむる等のこと、又最有益なるへし。

去りながら、論者は今日の附属病院を以て標準として説を為すものもあらんか。今日の附属病院は医學生に臨床講義をなす為めのものにして、治療を専らとするものにあらず。故に一方に醫師を出すの功ある丈けに、病者は所謂手習草紙とならざる可からず。是れ猶師範学校の附属小学の如くにして、附属小学の生徒は常に他の小学校

生徒に劣ることは特に福岡県に限らざる、天下一般皆然らざるはなしと云へり。故に今病院を設置するときは、治療に専らとなるを以て其利益を及ぼすことは、可成は一般に厚薄なからしめざることを務め、病者には最も親切なることを務む可ければ、県下の利益は決して今日の附属病院を以て見る可からざるへし。

予輩は最早病院の利害は論し尽したり。故に県立にすると公立にするの利害に付て一言せんに、此の病院一年の経費を凡一万四千円余とすれば、薬師手術料診察料の収入も必らず七千円余はある可ければ、差引年々七千円余を費したらんには此の病院を維持することを得へし。七千円の金、以て一年幾人の命を救ふて相償ふか。苟も人命の貴きを知るものは決して此の金を惜まざる可し。然りと雖も此の病院を公立とし一時に一万五千円を補助して、来年度よりは全くこれを見棄へしと云は、此の病院の命脈は既に定りたるか如きものなれば、良医は必らず去らん、来るものは必らず不充分なるへし。一万五千円の金を棄て老衰また立能はざる如き人に補助せんと云は、これを賛成するものは必らず小數なるへし。如此き決議は、福岡病院の精神を枯して僅に其朽体を存せしむるものなり。同しく金を出さは、後來に充分の働をなし且有益のもたらしむることに使用せざる可からず。予輩の考にては我県下の事情は未だ県立病院を置くことは最も必要あるの時にして、彼の中学費等と比して共に論すへき時にあらずと信するなり。知らず我議会は此の問題を如何に

決せんと欲するか。

〔註 原本句読点なし。〕

三三 福岡病院継続之儀ニ付建白

〔明治二十年福岡県通常県会決議録〕

福岡病院継続之儀ニ付建白

某等謹ンテ書ヲ我福岡県會議長及ヒ県會議員諸君閣下ニ呈ス。夫レ衛生ヲ普及シシ術ヲ進歩セシムルハ、国家ノ一大急務タルハ論ヲ俟タサル所ニシテ、維新以來百般ノ学理技術日一日ニ進ミ月一月ニ開ケルノ中ニ就キテ、最モ顯著ナル者ハ医術ニ踰越スルモノナシ。殊ニ本県医学校ノ如キハ設立既二十年ノ星霜ヲ経、実ニ教員其ノ人ヲ得タルト器械ノ完備トニヨリ、其間学生業ヲ卒テ県下ニ開業スルモノ顆ク、廢疾難患ノ起死回生スルモノ幾万人、某名年一年ニ四隣ニ轟キ、実利成績頗ル著大ナルヲ以テ、曩ニ福岡県知事安場君閣下ニモ書ヲ呈シテ医学校継続ヲ建白セシ事アリ。然ル際本年勅令第四拾八号府県立学校ノ費用ハ地方税ニテ支弁スル能ワサル事布告セラ、ル、ニヨリ、以後該校ヲ廢セラル、ニ於テハ、我福岡県衛生事業ノ伸縮ニ一大關係ヲ来スヤ必セリ。之レ我等不肖ヲ不顧敢テ閣下諸君ノ高慮ヲ煩ス所以也。抑モ我福岡県ノ晚近衛生ノ進歩シタル、之ヲ十年ノ古ニ比スレバ、豈啻霄壤ノ差ノミナランヤ。既ニ欧米各国ニモ猶其ノ影響ヲ及シタルト云フモ、敢テ過言ニ在ラサル可シ。如何

トナレバ、彼ノ文明發達ノ各国ニモ猶稀ナル技術医薬等ノ実跡ヲ、
 我県医学校ヨリ報道シタル事ハ実ニ少ナカラサレハ也。然ルヲ何ソ
 ヤ、一朝此ノ成頓ノ校ヲ斃シ此ノ有益ノ院ヲ閉サバ、果シテ我福岡
 県ノ衛生ハ失退スヘキ乎必セリ。豈慨歎ニ堪ヘサラン乎。爰ヲ以テ
 不肖等ハ切齒叩頭大ニ之レカ一点ヲ悲シムト雖トモ、如何セン勸諭
 発布有ル以上ハ実ニ如何トモスヘカラズ。然トモ退テ深ク之ヲ考レ
 バ、已ニ長崎県ニ於テ高等中学之医科ヲ置カル、ニヨリ、医生ハ此
 校ニ入学セバ授業上關係無キモ、病院ノ如キニ至リテハ難患危急ニ
 際シ数十里ノ波濤ヲ凌クニ堪ユヘカラス。縦令之ニ堪ユヘキモ、貧
 困無資ノモノ何ゾ及フベキヤ。由テ不肖等ハ粉骨碎身以テ此ノ繼續
 ヲ訟ヘント欲スル際、欣哉我県知事安場君閣下ノ見既ニ爰ニ顕出シ、
 本年県會議案中病院繼續之事ヲ発セラレタリト。実ニ不肖等ハ大早
 ノ雲霓ニ会シタル如ク、欣喜雀躍云フヘカラス。只ニ我輩ノ喜フノ
 ミナラズ、県下人民ノ喜ヒ実ニ少ナカラサルヘシ。之則チ我県々々
 議士ハ決テ爰ニ見無キ諸士ニアラサルヘキハ、万々予輩ノ信ヲ置ク
 処ナレトモ、猶フ一言ヲ呈シテ以テ原議ノ按ヲ賛成シ玉ワレン事ヲ
 願フノミ。仰キ冀クバ諸君幸ニ不肖等ノ切意ヲ嘉納シ玉ワバ、我福
 岡県ノ衛生ハ愈進テ彌止マサルヘケンヤ矣。恐惶頓首。再拜。

明治廿年十一月十六日

筑前国穂波郡中村 清水 愛
 全国鞍手郡沼口村 村山 巍

豊前国田川郡市場村 加來 數馬

福岡区 廣田 田龍

全 益田 道乙

筑前国志摩郡稻留村 香江 淺深

全国遠賀郡二村 安日 養元

筑後国御井郡庄島町 江口 恭哲

全国全郡瀬ノ下町 三原 亘

全国山門郡中町山門郡 醫師總代 碓井 千丈

全国三潯郡高三潯村 源 元策

全国上妻郡福島村 石橋 養元

筑前国宗像郡野坂村 篠田 周三郎

県會議長中村耕介殿

県會議員御中

(註) 原本句読点なし。

三四 福岡病院費に関する質疑

『福岡県通常會議事録』第一四号

一八八七(明治二〇)年十一月三〇日

○議長中村耕介曰、然ラハ福岡病院費俸給ノ項ヲ議セヨ。

高等中学校分科医学部設立ニ付テハ、福岡医学校ハ二十年度
 限り廢止スト雖トモ、県立病院ハ衛生上欠クヘカラサル要具

ナルヲ以テ、該学校ヲ直ニ県立病院ニ変更セント欲スルニヨリ、本費ヲ設クル所以ナリ。

俸給

金三千三百六拾円ハ院長名副院長名月給百四拾円宛ヲ以テ之ヲ定ム。

金三百円ハ幹事名月給式拾五円トシ此額ヲ定ム。

金五千三百式拾八円ハ医員月給ニシテ、内式千八百八拾円ハ医学士式名月給百式拾円宛、式千四百四拾八円ハ医員拾名、月給五拾円宛式名、拾三円宛八名トシ之ヲ定ム。

金八百四拾円ハ薬局長薬剤生月給ニシテ、内四百八拾円ハ薬局長名月給四拾円、三百六拾円ハ薬剤生五名月給六拾四宛ヲ以テ之ヲ定ム。

金三百三拾六円ハ会計掛受付月給ニシテ、内式百八拾八円ハ会計掛三名月給平均八円宛、四拾八円ハ受付名月給四円ヲ以テ之ヲ定ム。

福岡病院費全廢

(常) 増金壹万五千元

金壹万五千元 公立病院補助費

理由凡病院ハ患者ノ入院医師ノ往診等便利ノ地方ニ於テ設立スルヲ適當トシ、且県下ニ一ツノ完全ナル病院ヲ永存セシメント欲スルニ依リ、本年限り此補助金ヲ与ヘン

トス。

○拾五番征矢野半彌曰、本項ヲ議スルニ先タチ本項ニ対スル建議書審査ノ結果ヲ報道スヘシ。該建議書ハ其要唯原案ヲ賛成センコトヲ希望スルトノ主趣ニ止マルモノナレハ、之ヲ報道シ置ク。

○五十六番岡田孤鹿曰、本員ハ病院費壹万四千五百円ヲ削除シ、更ニ壹万五千元ヲ以テ一時限り補助スルノ修正説、即チ常置委員意見ヲ提出ス。其理由ノ如キハ質問会ニ於テ既ニ陳弁セシヲ以テ、今茲ニ贅セサルナリ。

○三十三番佐々木正懋曰、本員ハ此原案ニ対シテハ全ク之ヲ廢棄スル意見ナリ。其主旨ハ此ノ如キ大金ヲ地方税ヨリ徴取シテ、僅ニ一月一回位ノ医学士ノ巡廻アルモ其効ナカルヘキヲ信スルカ故、断然之ヲ全廢センコトヲ希望ス。尚反對論者ヲ待チテ之ヲ陳スヘシ。

○四十番中川三郎曰、三拾三番説ヲ賛成ス。一昨年以來此項ニ対シテハ全会一致ヲ以テ廢棄シタリ。然ルニ其際マテハ医学学校ノ附属アリシニ、昨年モ亦全会一致ヲ以テ終ニ全廢説ニ可決シタリ。凡ソ事物ハ社会進化ノ作用ニ因テ漸々変化するルコトハ動物社会ノ免レサル所ナレハ、本年モ亦タ全会一致ヲ以テ之ヲ廢棄スルヤ否ヤニ至リテハ予メト知スヘカラサルナリ。昨年医学学校ヲ廢シタルカ如ク斯ノ如キ事ニ地方税ヲ支弁セハ、自然民力ノ困弊ヲ来シ、他ノ必要ナル道路ナリ築港ナリ其他地方税ヲ以

テ支出スヘキモノ多々アリテ、即福岡病院ノ如キモノハ之ヲ維持スルニ殆ント地方税ニ余力ナシト云フモ敢テ過言ニアラサルヘシ。又五十三号ノ達ニ拠レハ、道路開鑿費ノ如キハ其地元町村ヨリ取立ルコト能ハサルモノト思惟ス。元來病院ナルモノハ慈善家ノ仕事ニシテ、地方税ナルモノハ未納者アルニ当テハ公売処分ヲ以テ之ヲ取り立、貧富ノ別ナク平均ニ出スモノナリ。而シテ此ノ病院ヲ距ル遠キハ三十五里近キハ十町ニ過キサルノ幸不幸アルノミナラス、病院ノ診断ヲ乞フモノハ多クハ是レ中等以上ノ人民ニシテ、決シテ下等人民ノ能クスル所ニアラス。而シテ之カ苦痛ヲ云ヘハ、公売処分ノ徴収法アリ。之レカ功能ヲ云ヘハ、僅カ一月二一回位ノ巡廻ナレハ、病勢ノ変化ニ因テ之カ治療ヲ施スコト能ハサルカ為メ、治スヘキノ患者モ終ニ救フヘカラサルニ至ラン。果シテ然ラハ之ヲ取ルニ貧富平等ノ徴収ヲ以テシ、之ニ酬ユルニ貧富不平均ノ結果ヲ以テスル者ニシテ、遠隔貧民ノ不幸実ニ之レヨリ大ナルハナシ。今ヤ政府ノ針路モ着々地方税ノ区域ヲ狭メラル、ノ傾ギアレハ、旁以テ本項ハ地方税中ヨリ放逐アランコトヲ希望ス。

○拾五番征矢野半弥曰、本員ハ常置委員意見書ニ対シ五十六番ニ質問セン。何故ニ福岡病院ヲ廃スルヤ、将タ何故ニ補助金ヲ与ルヤ。

○五十六番岡田孤鹿曰、拾五番ノ質問ニ答フヘシ。大体ノ理由ハ

常置委員意見書ニ記載スル通りナルガ、先ツ前段ヨリ答弁セン。地方税ニテ之ヲ維持センニハ、県下僻遠ノ地迄モ均一ノ幸福ヲ与ヘサル可ラサレトモ、僅カニ医学士ノ月壹回ノ巡廻デハ到底目的ヲ達シ得ヘキモノニアラス。故ニ直接ニ利益アル福岡区民及近郡人民ノ希望ニ任セテ公立トナシ、其基礎ヲシテ鞏固ナラシメント欲スル所以ナリ。又タ後段ハ本年度ヲ限り之ヲ補助スルモノニシテ、而シテ此ノ補助ハ即チ公立トナスノ根拠ナレハ、壹万五千円モアラハ之ヲ受継キ将来ニ維持スルノ有志者力起ルヘシト思惟セシモノニテ、他ニ高尚ナル理由アルニアラサル也。

○番外式番木戸麟曰、一応原案ノ精神ヲ説明スヘシ。追々全廢論ヲ主張スル論者モアレトモ、県下ノ大患者ヲ療養スルニハ此病院ハ実ニ一日モ欠クベカラサルモノニテ、是迄ハ医学校ニ附属病院ナルモノアリ。医学士モ教授上妨ケナキ限りハ勉強施術ニ従事シタルヲ以テ、毫モ其不便ヲ感セザリシナリ。右ハ畢竟医学校ヲ利用シタルノ賜ニシテ、而シテ今日俄然之レヲ廢止センカ、県下大患者ハ手ヲ束ネテ死ヲ待ツノ外ナキ而已ナラス、若シ昨年ノ如ク悪疫ノ流行等ニ逢着セハ、忽チ予防ノ先導者ヲ失シ将来ノコト懸念セラル、次第ナリ。月壹回ノ巡廻ニテハ毫モ益スル所ナシトノ論アレトモ、堂々タル医学士ノ巡回スルコトナレハ、独リ地方患者ニ益スルノミニ止マラス、併セテ開業医ノ改良ヲモ促ス訳ナレハ、其他暗々裏ニ利益スルコトハ蓋シ鮮

少ナラサルヘシ。今統計表ニ徴スルニ、去明治拾八年ヨリ翌拾九年ニ至ル滿一年間、該附屬病院ニ於テ腹壁切開術ヲ施シタル者ハ総計七拾七名ニシテ、内筑前五拾三名、筑後拾三名、豊前二名ノ割合ニシテ、外ニ他県人六名ナリ。左レハ豊前ハ太ダ少ナケレトモ、從來ノ医学校ヲ廢シテ更ニ病院ヲ組織スルカ故ニ、其面目モ一新スル道理ニシテ、其間多少ノ違ヒコソアレ、随テ豊前地方ヨリ入院スル者モ増加スルヤ疑ヒナシ。実ハ県庁ニテモ地方税外ニテ適當ノ維持法ハナキヤト種々研究モナシタレトモ、大患ノ治療ヲ為サンニハ到底一地方一小部分ノ負担ニ堪ヘ得ヘキニアラス。依テ斯クハ県立病院ノ組織ヲナシタルナリ。

○八番大庭弘曰、原案ヲ可トス。偕テ、病院ノ効能ハ只今番外ヨリ詳悉縷述セシヲ以テ、今更本員ノ喋々ヲ要セス。元來本員ハ至ツテ健康体ナレハ、是迄衛生杯ハ頓着ナキ方ナリシモ、近頃漸ク其必要ヲ感シタリ。尤モ彼ノ医学校ノ如キハ本員ノ大ニ好マヌ所ナリシカ、幸ニシテ勅令ノ發布ト共ニ自滅セシモ、病院ノ事ニ至ツテハ全く其意見ヲ異ニセリ。四拾壹番ハ利益ノ全国ニ及ハサル所ヨリ之ヲ排斥スルノ説ナリシカ、斯ル類例ハ太タ夥多ナル事実ニシテ、福岡師範校ノ如キモ亦タ然リ。如何ントナレハ之ヲ福博間人ニ比スレハ僻遠ノ人ニハ幾分ノ不便モアル訳ニテ、而シテ之ヲ極論スルトキハ子弟ナキ者ハ教育費ヲ負担セスト云フモ可ナルヘシ。要スルニ地方税ニテ起スノ事業

ハ可成の其利益幸福ヲ県下全般ニ及シタキハ滿場異論ナキ所ナレトモ、一利一害ハ事物ノ常數ナレハ、幾分ノ不平均ハ忍ハサルヘカラス。又病院ハ慈善家富豪ノ特志者ニ放任スヘキモノナリト論スレトモ、奈何セン我邦ハ彼ノ英米諸國ノ如ク、老人ニテ數拾万円ヲ貯フル者ニ乏シキコトナレハ言フヘクシテ行ハル可ラス。總シテ世ノ黄金家ナルモノハ、多クハ守銭奴ニシテ、却テ通常人民ヨリモ金ヲ吝ムノ弊モアレハ、將來四拾壹番説行ハルヘキ時節ヲ待テ、之レヲ断言スルモ亦タ遲シトセサルナリ。

○廿六番堤衛曰、只今ハ病院大体ノ議事ナルヤ、將タ俸給丈ノ議事ナルヤ。

○議長中村耕介曰、俸給ノ項丈ヲ附議セシモ、全廢論問題トナリシ以上ハ、無論存廢ヨリ決スルコトニ致スノ考ナリ。

○廿六番堤衛曰、医学校ハ全廢論者ナレトモ、病院ノ大体ハ先ツ原案ヲ可トス。

○拾八番平田道見曰、本員ハ原案同意者ナリ。故ニ反对論ヲ攻撃シ兼テ病院ノ必要ヲ陳ヘント欲ス。本員カ地方税中多額ノ費用ヲ占メタル病院ナルニモ拘ハラヌ、殊更ニ之レヲ維持スル所以ノモノハ大ニ理由ノ存スル所ナリ。抑モ病院ノ要ハ、通常開業医ノ施術シ能ハサル大患者ヲ治療スルヲ以テ第一ノ目的ト為スモノナレトモ、此ノ目的ヲ達センニハ土地家屋器械医師等四箇ノ完全ヲ要スルモノアリ。依テ順次之ヲ開陳スベシ。第一、現

今福岡医学校ノ土地タルヤ、一般砂地ニシテ且ツ飲料水空気がモ太ダ清爽ナリ。而シテ地質ノ砂ト否トハ大ニ動植物ノ生育上ニ關係アルモノニシテ、仮令ハ植物ニハ真土ノ湿気アルカ適スレトモ動物ハ之ニ反シ乾燥ナル砂地カ可ナリトハ、即チ衛生上ノ大元則ナリ。第二、家屋ノ構造方ニ付テハ往々異見ナキ能ハスト雖トモ、之レヲ要スルニ私立開業医ノ家屋ニ比スレハ、病室診察所薬局等略ホ完備シタリト云フヘシ。第三、器械ハ地方税ニテ追々買入レタルモノ、外、慈善家ヨリ寄附セシモノ、旧藩主ヨリ譲与セシモノモアリテ、充分完全ナリト確信ス。第四、医師ニ至ツテハ陳スル迄モナク、大森校長ヲ始メトシ、熊谷池田榎本医学士ノ如キ学理ト経験トニ富ミタル屈指ノ人物ナリ。以上陳弁セシ四点ヲ完備シタルノ学校ハ本邦中ニモ比類稀レナルモノニシテ、一朝之ヲ廢止セハ何レノ時カ再興スヘキヤ覺束ナキコトナリ。而シテ亜細亞洲中ノ嚆矢ナル帝國切開術ノ成績ハ大学医学部モ及ハストハ、現ニ橋本軍医ノ驚歎明言スル所ナリ。蓋シ斯クノ如キ好成绩ヲ得タルハ、医学士其人ノ技術ヲ見ルニ足ランナレトモ、他ノ三点モ亦タ与ツテカアリシ矣ト申スヘシ。三拾三番ハ全廢ノ理由トシテ幸福ノ厚薄ヲ喋々スレトモ、右ハ単ニ県下人口トカ戸数トカニ比例セシモノニテ、其実大患者ノ入院スルハ却ツテ僻境ノ開業医カ持テ余シタル者ニ多シト信ス。何ントナレハ、福博及近郡人民ハ病症ノ輕重ニ拘ハラズ、

便利上ヨリ入院スルモノモ甚タ尠ナカラサレハナリ。又四拾壹番ハ病院ハ其生質ヨリシテモ慈善家ノ仕事ノ様ニ陳スレトモ、實際上未タ其場合ニ至ラスト思惟ス。聊カ原案ヲ可トスルノ主旨ヲ陳述ス。

○拾四番多田作兵衛曰、本員ハ五拾六番説ヲ賛成スルモノナリ。地方税ハ全管内ニ幸福ヲ与フルモノニ支出スルガ主眼ナレトモ、奈何セン我福岡県ハ兩筑一豊ノ三國ニ跨レルヲ以テ、随テ入院患者モ区々平均セサルハ勿論ナリ。左レハ若シ原案ノ通り県立ニ為シ置クトキハ、年々存廢ノ説出テ、之レヲ浮沈ノ間ニ弄スルニ至ルヘシ。蓋シ病院前途ノ為メ痛嘆スル所ニシテ、全ク之レヲ廢スルハ本員ノ忍ハサル所、否非トスル所ナリ。然レトモ、附屬病院ハ医学士其人ヲ得テ大ニ一般ノ信用ヲ博シタレハ、今之ニ壹万五千円ノ補助ヲ与ヘ公立トナシ置クトキハ、世間特志者ノ寄附金ヲ以テ将来ニ維持スルノ方法モ立チ、其ノ基礎ハ却テ鞏固ニシテ、且ツ為メニ他県人迄モ其幸福ヲ享受スルニ至ルヲ信スレハ、旁々五拾六番説ヲ賛成ス。

○六拾八番田中新吾曰、本員ハ医学校ニ対シテ八年来全廢論ヲ取リシ者ナレトモ、病院ニ至ツテハ原案可論者ナリ。三拾番ノ全廢説モアレトモ、從來拾万円ニ近キ程ノ器械什具ヲ買ヒナカラ、今日俄然廢スルトキハ、此ノ拾万円ハ忽チ画餅ニ帰スルト云フヘシ。又五拾六番ノ補助説ハ最も本員ノ好マサル所ニシテ、彼

ノ拾万円ヲ捨シ上ニ尚ホ尅万五千円ヲ加ヘル道理ニテ、而シテ其監守モ出来ヌトハ、県下ノ共有財産ヲ一地方ノ人民ニ与ヘルト云ノモ、強チ誣言ニアラサル可シ。公立校ノ不規則ナル事ハ是迄ノ経歴ニ徴スルモ判然ニシテ、之レヲ県立校ニスル時ハ其費用モ多額ヲ要シ、或ハ贅沢物ノ如ク看做人アレトモ決シテ然ラス。聞ク所ニ拠レハ、従来附属病院ノ際テサヘ一年間ノ収入ハ概シテ三四千円ハアリシト。果シテ然ラハ這回更ニ単純ナル病院トスレハ、入院患者モ次第第二殖へ薬価等モ倍シテ可ナレハ、之レヲ合計スルトキハ少クモ八九千円乃至尅万円ノ収入アリト信セサルヘカラス。然ルニ本員ハ尚ホ原案ノ金額ヨリ二千円ハ減殺シ得ルノ胸算ナレハ、全ク地方税ノ支出額ハ僅々二千円ニ過キス。此ノ二千円位ノ為メニ公立ニ落ストハ、真個ニ惜ムヘキ事ニアラスヤ。番外ヨリ先刻陳弁アリタル入院患者ノ統計ハ附属病院ノトキノ数ニシテ、其本色ハ医学校ノ際ナリシニモ、猶ホ許多ノ入院患者アリシヲ見レハ、今度組織ヲ変スル上ハ、其借徒スルハ無論ニシテ、経済上ヨリ論スルモ不経済ニハアラスト確信ス。

○式拾八番立花親信曰、五拾六番説ヲ賛成ス。本員ハ今回之レヲ公立ノ組織ニ変センニハ、福博人民ハ勿論近郡人民ニ於テモ大奮発ヲ要スル訳ナレハ、尅万円位ノ補助ハ与ヘサルヘカラスト思ヒシニ、五拾六番ハ奮発シテ尅万五千円ノ補助ヲ与ユルトナ

レハ、実ハ過分ト思ヘトモ一時限りノ事故本員モ之ヲ賛成シタルナリ。固ヨリ此等ノ事業ハ、地方人民ノ自治ニ一任スルコト永遠ノ得策ニテ、之ヲ原案ノマ、据置キテ年々歳々存廢論ヲナスハ、必竟リ永久不拔ノ策ニアラス。況ンヤ異日久留米小倉等ニモ病院ヲ興スニ至ラハ、当病院モ地方税ノ支弁ヲ廢スルニ相違ナキニ於テオヤ。故ニ寧ロ補助ヲ与ヘ今日ヨリ公立ニ落シ置クカ良策ナリ。

○拾式番中村傳多曰、本員モ五拾六番ト同感、即チ廿八番トハ其主旨反對ナリ。本員ハ病院ノ効能ハ姑ク閣キ、我カ福岡県ハ通常衛生ニハ手モ可ナリ行届キ居レトモ、非常衛生ニ至ツテハ豊前杯ニモ病院ハアレトモ、誠ニ微々タルモノニシテ未タ不十分ナリト云ハサルヲ得ス。而シテ福岡病院ハ拾八番モ述シ如ク諸器械万般稍完備シ、特ニ医学士其人ハ自他ノ大ニ信スル所ナレハ、今暫ラク之レヲ維持シテ、久留米小倉等ニモ完全ナル病院興ルニ及ヒ、之レヲ廢シテ晩カラスト思ヒシモ、數年来ノ経歴ヲ考フレハ、何時モ全廢論者カ勢力ヲ得ルノ傾キアリシナリ。左レハ斯ル有様ニテ此ノ病院ヲ兎ヤ角兩三年ヲ繼續シタレハトテ、其効力モ薄弱ナル次第ナレハ、此際将来ノ資金トシテ式三万円ヲ補助シ之ヲ公立トシ存置シタキ精神ナレトモ、實際成立ツヘントモ信セネハ、止ムヲ得ス五拾六番説ヲ賛成スル所以ナリ。

○貳拾五番林芳太郎曰、五拾六番二問フ。均シク五拾六番説ノ賛成者中ニモ、拾四番ノ如キ拾貳番ノ如キ將タ貳拾八番ノ如キ、其主旨ハ種々相異ナルカ如シ。先ツ拾四番カ陳ヘシ所ヲ聽クニ、果シテ五拾六番説ノ可決スルトキハ、筑前地方有志者ヨリ公立病院ヲ興スヘシト断言セシカ、五拾六番カ拾五番ニ答ヘシ趣ニテハ、斯ノ如ク老万五千円ヲ補助シ置カハ自然湧出スヘキトカ、至極茫漠タル説ナリキ。右ハ五拾六番ニ於テ儲二十一年度ヨリ設立スヘキ見据アルヤ。又ハ多分設立スヘシト云フ予想丈ニ止マルヤ。

○五拾六番岡田孤鹿曰、真ノ予想ナリ。

○拾五番征矢野半弥曰、五拾六番ノ補助論及原案可論者モアレトモ、本員ハ相変ラス三拾三番ノ全廢論ヲ賛成ス。原按ノ組織ハ不完全モ亦タ甚タシキモノニシテ、県下ノ大患者ヲ引受ケ且ツ医学士ヲシテ管内ヲ巡廻セシムル目的ナレトモ、本員ヲ以テ之レヲ視レハ、此ノ目的ハ鏗一文ノ価直ナキモノト信ス。故ニ理論ハ措テ經驗上ヨリ論スヘシ。豊前人ハ知悉セラル、通り五六年前小倉病院ニ大医赤鹿某ヲ聘用セシカ、其目的タル六郡内ノ大患ヲ治療シ併せて毎月四五回ツ、地方ヲ巡廻セシムル筈ナリシモ、其目的ト結果トハ現ニ齟齬セシコトナラスヤ。已ニ月四五廻ニシテ猶ホ然リ。況ンヤ一回ノコトナルヲヤ。要スルニ県立病院設立論者ハ所謂抱人ノ憂ニ均シクシテ、例セハ數年前政

府カ全力ヲ傾ケテトモ申サンカ、三菱会社ニ巨額ノ補助ヲ為セシ。當時ハ日本ノ航海權ハ殆ント同社ノ占ムル所トナリ、有名ナル遠江灘ハ三菱ノ汽船ノ外殆ント他船ヲ見サルノ景況ナリシ。今日ヨリ之レヲ追想スレハ、全社ノアリシカ為メ海運上便益ヲ得タルコトモアリ、又タ同社ノアリシガ為メニ他ノ海運業ヲ妨ケタルコトモアリ。病院ノ如キモ亦タ然リ。永久之ヲ存置スルトセハ、何レノ時カ独立自治ノ氣象ヲ呈出スヘキ、真個ニ覺束ナキ事ト云フベシ。凡ソ社会ノ事ハ事物其物ノ生質ニ就キリアリヤ否ヲ吟味シテ、果シテ利アツテ損ナキコトヲ知ラハ、他ノ干渉ヲ俟タスシテ自ラ興起スルハ、需用供給ノ關係ヨリ争フヘカラサル事実ナリ。況ンヤ地獄極樂ヲ眼前ニ演出スルニ於テハ、其感情ハ起ラサラント欲スルモ得サルナリ。反對論者ハ我邦ハ未タ慈善家富豪家ノ以テ之レヲ托スルニ足ルモノナシト陳スレトモ、右ハ県民ヲ辱シムルノ言ニシテ、固ヨリ取ルニ足ラサルナリ。尚ホ五十六番説ニ對シテモ駁撃シタク考レトモ、暫ク發言權ヲ八番ニ讓ルコトト為スヘシ。

○五番佐々木正藏曰、本員ハ原案ヲ可トス。全廢論者モ敢テ病院其物ヲ不必要トスルニ非ラス。単ニ均一稅ヲ課スルノ不可ナリト云フニ過キス。本員ノ原案ヲ可トスル理由ハ、一時大患ヲ引受テ治療セシメンコトハ、誰レモ希望スル所ナレトモ、一朝大患ニ罹ツテ良医ヲ聘セントスルモ、如何セン金力ニ余裕ナキ上

ハ、遺憾ナガラ断念セサルヲ得ス。依テ多少ノ不権衡ハアルニモセヨ、之ヲ県立ニナシ置クトキハ、容易ニ良医ヲ聘シ得ル、而已ナラス、一年度ノ費金ハ総計老万四千何百円ナレトモ、雑収入ヲ引去ルトキハ七千余円ニ過キス。而シテ此七千円ヲ県下ノ総戸数ニ負担セシムルトキハ、老戸ノ平均額ハ僅々三錢六厘ナリ。凡ソ商業ヲ営ムニモ他ノ会社ヲ興スニモ、協同一致ヲ以テ成立ツトキハ随分社会ニ運動サル、モノナレハ、旁々県立ヲ可トスルナリ。

○八番大庭弘曰、十五番ハ原案ヲ攻撃スルノ材料トシテ三菱会社ノ比譬ニ喋々セラレシカハ、本員モ原案ヲ維持スルノ材料トシテ三菱会社ノ比譬ヲ挙クベシ。回顧スレハ今ヲ距ル十数年前、東京丸、名護屋丸、相模丸、エリエル号、コスタルカ号、ヨルゴニヤン号等ガ長崎横浜間ヲ航海セシ時ハ、日本ノ海運ハ挙テ洋人ノ手ニ委セシ有様ニテ、現ニ本員等モ乗船シ殆ント牛豕ト一般ノ取扱ヲサレタルコトアリ。其後政府ニ於テ三菱会社ヲ保護スル事トナリ、漸ク之レヲ挽回セシハ、今日ヨリ考フルトキハ太々好マシカラヌコトナレトモ、当時ノ場合ニ於テハ至極結構ノ策ナリシガ如シ。如何ニモ独逸ノ如ク続々特志者ノ病院ヲ興スアレハ格別ナレトモ、貧弱ナル我邦ニテハ到底望ムヘカサル次第ナレハ、究竟地方税ニ訴フルノ外ナキナリ。然ルニ十五番ハ本員ガ右ノ一言ヲ以テ痛ク県民ヲ侮辱セシニヤ論スレト

モ、論ヨリ証拠實際ナキニ於テハ致方ナキニアラスヤ。夫レトモ独力ヲ以テ此ノ病院ヲ興スノ特志者モアラハ、本員ハ直チニ平身低頭シ、一大白ヲ傾ケテ謝シ且ツ祝セント欲ス。又常置委員説ハ最モ不可ナルモノニシテ、未ダ果シテ公立ヲ起スヤ否サヘ判然セサル前、即チ無形ノモノニ補助スル道理ナリ。元來補助スルト云フモ補助スヘカラズト云フモ、必竟有形物ニ對セシ言葉ナレハ本員ハ飽迄モ原案ヲ可トス。

○三十三番佐々木正懋曰、反對論者ナル五番ハ、全廢論ノ要旨ハ地ノ遠近ニ因ツテ病院ノ利益ヲ享有スルモ随テ厚薄アルニ、均一ナル地方税ヨリ支弁スルハ不可ナリトナレトモ、之レヲ県下ノ総戸数ニ割当ルトキハ一戸三錢六厘ニ過キス。而シテ此ノ三錢六厘ハ以テ大患治療ノ幸福ヲ買フモノナリト陳述シ、且ツ会社ノ引証ヲモ示サレシガ、抑モ会社ノ純益金ハ老万円ノ株主ニハ即チ老万円ニ對スル利益ヲ配当スルモノニテ、老万円ハ老万円五円ハ五円ト相当ノ規則アレハ、其間毫モ不平均ナキモノト信ス。然ルニ現今ノ附属病院ニ係ル去十九年ノ入院患者ノ統計ヲ見ルニ、筑前ハ四百十五人、筑後ハ六十人、即チ筑前七人ニ付筑後一人ノ割合、豊前ハ三十二人ナレハ筑前十一人ニ付豊前一人ノ割合ナリ。又外来患者ハ筑前五万九千九百五十九人、筑後三千五百四人ナレハ十五分ノ一、豊前千四百三十九人ナレハ四十分ノ一二當レリ。左レハ這般組織ヲ變更シタレハ抑其不平

均ハ免レサルコトナリ。各員ハ平素公平々々ト喋々サル、ニモ拘ハラズ斯ル不公平論ヲ主張サル、ハ、本員ノ解セサル所ナリ。十八番ハ幾分ノ多少云々ト陳セシカド、只今列挙シタル統計ニテハ、五万人ニ対シテ何十人トノ大差ナルニハアラズヤ。又六十八番ハ本年之レヲ廢スルトキハ、從來買入レタル拾万円ノ器械ヲ棄却スルモノナリト論スレトモ、昨年ノ福岡医学校ニ対シテハ、大多数ヲ以テ之ヲ全廢スルニ決議シタレハ、該拾万円ハ昨年既ニ棄テ去リシ道理ナリト思量セリ。

○廿五番林芳太郎曰、本員ハ豊前議員ニシテ昨年ノ医学校費ニハ全廢論ノ一人ナリシモ、本年ノ病院ニ対シテハ先ツ原案同意ナリ。然レトモ本員ハ其実断然公立ガ成立ツモノナレハ寧ロ補助論ヲ賛成スル意見ナレトモ、五十六番ノ答弁ニテハ其成立ツヘシトハ予想ニシテ其成否モ確輝ト定マラサレハ、或ハ素志ヲ空フスルノ恐レナキ能ハス。依テ本年迄ハ原案ヲ可トシ他日確然極リシ上ハ無論補助説ヲ主張セント欲ス。然リ而シテ該病院ニ要スル一年度ノ総費額ハ老万三四千円ノ巨額ニ上ルト雖トモ、其雜收入ヲ扣除スレハ七千余円ノ正味ニシテ、此ノ外入院料兼働等ヲ倍加セハ七千円ハ尚ホ減少スヘキナリ。況ンヤ從來ノ組織ヲ一変シテ更ラニ病院専務トナルコトナレハ、入院外来両患者ノ漸次増殖スヘキハ殆ント疑フニ足ラサルオヤ。

○四拾七番岡部熊彦曰、五拾六番説モアレトモ常置委員説ニハ不

同意。如何ナレハ好シヤ本年限り之レニ補助シ公立病院ヲ設置スルニモセヨ、自然将来ノ維持ニ苦ミ来年度ニ至リ俄然全廢スルニ至ルモ知ルヘカラス。故ニ本員ハ強固完全ナル病院ヲ起サシコトヲ企望ス。尚ホ本員カ原案ヲ可トスル要旨ハ、既ニ各員モ縷々陳述シタレハ更ラニ弁論ヲ要セス。又タ三拾三番ハ地方税ヲ以テ県立病院ヲ設置スルハ不平均ナリトノ論ヲ主張スルモ決シテ否ラス。抑モ我カ県内ニテ地租人口ノ夥多ナルハ我カ筑前ニ如クハナシ。筑後其二ニ居リ、豊前ハ僅カ六郡ナレハ其順序ヲ得タルモノト謂ツヘシ。然シテ貧民ニハ可成的地租ヲ輕課スル方法モアレハ、敢テ貧富平等ノ配置法ニハアラサルナリ。

○四拾壹番中川三郎曰、本員ハ先刻ヨリ前後四五六回モ起立セシモ生憎発言權ヲ得サリシ。然ルニ我カ反对論者タル八番五番ハ只今ハ退場セシニ付、論駁スルニ由ナシ。又拾八番ノ規則説ニモ更ラニ弁駁ヲ要セスガ、拾二番ニ対シテハ一言セサルヘカラス。本年限り補助スルノ旨意ハ如何ナル点ニ出シモノナルヤヤ知ラス。然ルニ拾二番ノ説ニ拠レハ、病院ハ必用ナリ起スヘシトノ旨意ニ依リテ補助スルナラン。併シ老万五千円ノ利子ハ一ヶ年凡ソ七八百円ニ過キス。又收入ハ七千円計リニ当リ、則チ利子ト收入ヲ合計セハ凡ソ八千円トナルガ、到底此位ノ金額ニテハ完全ナル組織ハ出来サルヘシ。寧ロ原案ヲ可トスルノ優ルニ如カサルナリ。尚ホ常置委員説ハ器械ト共ニ老万五千円ヲ補

助スル迄ニシテ、且ツ無形ニ補助スルノ理ナシト信ス。是レ独リ本員カ惜ムノミアラス、社会一般ノ惜ム所ナリ。故ニ之レハ自治ニ放任スルヲ可トスルナリ。

○四拾三番坂倉謹次郎曰、病院費ノ各項ニ於テハ少シク意見アレトモ大体ハ原案ヲ可トスルナリ。既ニ各員モ縷々陳述スル如ク、若シ常置委員意見ノ如ク本年限り之レニ補助スルトセハ、本員カ如キハ病院近傍ノ者ナレハ之レニ対シテハ応分尽力セサルヲ得サルナリ。左リ乍ラ壹万五千円ニテハ完全ナル病院ヲ建設スルコトハ覚束ナシ。若シ是レヲ充分設置シ得ル見込アラハ、本員カ如キハ無論県立ヲ捨テ私立若クハ公立ヲ取ラント欲スル精神ナレトモ、常置委員説ニ可決スルニ至ラハ福岡病院ハ必スヤ廢滅ニ属スヘシ。此ノ完全ナル病院ヲシテ俄然全廢ニ帰セシムルハ本員カ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ。又廿八番説モアレトモ、豈ニ独リ病院ノミナランヤ、学校ニセヨ何レ私立若クハ公立ニナサ、ルヘカラサルハ今日社会ノ方針ナリト雖トモ、俄然之レヲ廢スルニ於テハ将来之ヲ新設スルノ目途ハ立タサルナリ。地方税ノ支出ヲ省クコトハ本員ト雖トモ各員ト感ヲ同フスル所ナレトモ、今病院ヲ全廢シ随テ患者減少ノ実跡ヲ見ルニ至ラハ廢棄スルモ可ナレトモ、矢張り患者ハ旧ニ依リ依然タルヲ免レサル以上ハ之レヲ全廢スル場合ニハ至ラサルナリ。又土地ノ遠近論モアレトモ、廿里乃至三拾里ノ道アルモ来リテ診断治療ヲ請ハ

ント欲スレハ、来リテ其望ヲ遂クルコトヲ得ルト雖トモ、一旦之ヲ全廢スルニ至ラハ、地方ノ遠近ニ拘ハラズ来テ治療ヲ求ムル能ハサルノ難渋ヲ生スヘシ。又廿拾五番ノ經濟論モアレトモ其主意ト述フル点トハ矛盾スルモノ、如シ。成程拾五番説ノ如ク、三菱会社ハ之ヲ保護スル者ナキトキハ他ニ此事業ヲ起スコトアルハ当然ノ事ナリ。全体県立病院ナルモノアルトキハ第一各医師モ各々施術上ニ競争ヲ起シ勉強スレトモ、若シ一旦全廢スルトキハ将来ハ葛根湯ノ敷医師計リニテ、杏林殆ント地ヲ払フノ勢ニ至ルナラン。故ニ二三年間ハ地方税ヲ以テ維持シ、其内時機ヲ見計ヒ公立トスルヲ穩當ト思フナリ。

○五拾六番岡田孤鹿曰、今一度簡單ニ陳述スヘシ。廿五番ハ公立否無形物ニ補助スルハ不了解ト云フガ、曾テ県立中学校ヲ公立ニ落サントセシ際ハ頗リニ補助説ヲ主唱セシ論者ナリシ。然ルニ今日補助ニ対シ兔ヤ角云フハ、第一不了解ト云ハスシテ何ソヤ。本員ハ当地ノ者ニアラス、併シ拾四番ハ当国人ナレハ充分公立ノ起ル目的アルコトヲ明言セリ。廿五番ハ畢竟原案賛成ノ材料ノ為メ喋々スルナラン。否ラサレハ變説スルナルヘシ。

○廿五番林芳太郎曰、仮令へ本員カ拾九県立中学校アリシ時公立トスル説ヲ主張シタレハ迎、之レヲ本年ニ比スルハ甚タ不都合ト云フヘシ。本員ハ病院ノ必用ヲ感スルヲ以テ県立病院ヲ企望スルモノナリ。五拾六番モ今日病院ノ必用ヲ感シタレハコソ補

助スルニアラスヤ。仮令へ補助金ハアルモ其根蒂立タサレハ、決シテ素志ヲ達スルコトハ出来サルヘシ。

○拾五番征矢野半弥曰、本員カ原案廢棄ノ理由ヲ聊カ陳述スヘシ。既ニ何レモ病院ノ必要ヲ陳述スル如ク若シ滿場カ病院ノ必要ヲ知ラハ、強テ地方税ヲ以テ設置セサルモ必スヤ起ルナラント思惟ス。然ルヲ矢張地方税ノ馳走ニ預リ度トハ太甚タ了解ニ苦シム所ナリ。且ツ反对論者ハ追々ハ公立若クハ私立ニナスヘキニ未タ民度モ進歩セサレハ云々ト云フモ、既ニ諸君カ病院ノ必要ヲ知り居ラハ必ス民度モ進歩シタルヘシ。大体知ラスト云フ者ハ攬ヒテ教ユヘキモ、未タ早シト云フ者ハ抑モ我カ敵ナリ。然ルニ四拾三番ハ県立病院アレハ各醫師モ競争スルト云ハレシカ、之レハ甚タ了解シ難キ説ナリ。却テ病院ノ設ケアルニヨリテ他ヨリ良医ノ来ラサル所以ナリ。因テ病院ヲ廢スルニ至ラハ良医モ利アルヲ以テ他県ヨリ続々輻湊スルニ至ルヘシ。到底県立アル間ハ公立ノ起ル時機ハ来ラサルナリ。

○六拾八番田中新吾曰、全廢論者ノ口実ハ昨年通常会ニ於テ医学校全廢セシニ付、其例ヲ以テ病院ハ起スニ及ハヌトノ意氣込ナルカ、大体医学校ト病院トハ其性質ヲ異ニスルモノナルニ、昨年カ斯ク々々ナルニ付本年モ病院ハ廢スヘシト云ハ抑モ不当ノ甚シキモノト謂ツヘシ。即チ昨年維持論者タル三拾三番モ今日ノ廢棄論者トナリタル如キ。之レハ日進開化ノ実効ニシテ本員

カ最モ嫌フモノハ常置委員説ナリ。何ントナレハ壹万五千元ノ手切レ金ヲ以テ維持スルコトハ到底出来サルヘシ。然ラハ充分県会カ関涉スルヤト云ヘハ夫レハ決シテ関涉スル能ハス。此事ニ付テハ曾テ友人ト閑話ヲナシタル事アリ。現在ノ医学校ニ壹万五千元補助セハ可ナルヤト云フニ、甲生ハ否ナ壹万円ニテ可ナリト云ヒ、乙生ハ五千元ニテ可ナリト云ヒ、丙ハ補助ヲ受ケストモ可ト云ヒシナリ。是レハ一場ノ閑話ナルカ之レハ関涉セサルニ出テタルナリ。独リ壹万五千元ノミナラス、殆ント拾万余円ノ多額ナル物件ヲシテ空ク水泡ニ帰セシムルハ遺憾ノ至リナリ。故ニ徹頭徹尾常置委員説ニハ不賛成ナリ。

○三拾九番藤金作曰、本員モ委員会ニテハ五拾六番説賛成ナリシ。ソレハ今日無理ニ維持シテモ来年ニ至リ廢スルトキハ実ニ不幸不利ノ甚キモノナリ。故ニ壹万五千元ノ補助費ヲ与ヘ置カハ永遠維持モ立ツヘシト思ヒタレハナリ。然ルニ追々各員ノ説ヲ聞クニ付ケ本員カ固有ノ維持論ニ立チ返リタキ感想ヲ惹キ起シタリ。偕テ全廢論者ノ論点ハ県下人民ニ幸福ヲ与フルノ不平均ニ在ルカ、三拾九番カ考察ハ一ニ經濟ノ点ニ覺ル所アルニ因テナリ。昨年虎列拉病流行ノ際ニハ国費ト地方税ヲ以テ三万円モ費ヤシ、尤モ一己人ノ金モ多カリシモ、医学士ヲ利用シ大ニ之レヲ予防駆除ノ法ヲ施シタレハコソ、幸ニ該病毒散蔓ノ患ヲ免カラル、ノ幸福ヲ得タルモノナリ。若シ長崎ノ如ク病勢ヲシテ県下

ニ獨斷セシメタランニハ、其費用ハ數拾万円ノ多キニモ及ヒタルナラン。故ニ本員ハ猶ホ該ノ医学士ヲ手足ノ如ク縦横自在奔走セシムルコトヲ得ルノ方ハ存シ置ント企望スルモノナリ。我カ県下ニハ數医先生ノ數ハ頗ル多シト雖トモ、未タ利用シテ幸福即チ伝染病ノ蔓延ヲ撲滅スルニ足ルモノ鮮矣シ。然ラハ此ノ病院ハ仮令ヒ近傍人民カ其幸福ヲ受ル厚キニモセヨ是非存シテ、以テ將來ニ維持セサルヲ得サルハ、彼ノ國費ヲ以テ設立セル電信局ニシテモ、其所在ノ地ト本員等地方ノ人民トハ利便幸福ヲ受ルコトノ厚薄同シカラサルモ致方ナキト一班ナリ。夫レ然リ。其幸福相同シカラサレハコソ地方税負担ノ額ニ於テモ亦タ差アル所以ニシテ、人口尠人ニ三拾五錢、近方ハ五拾錢ト云フカ如ク、地租ノ割合重キハ尠円六拾六錢、輕キハ九拾八錢ニシテ六割ノ差等ヲ生ス。又県下三國ニ區別スレハ、人口尠人ニ付筑前尠円三拾五錢、筑後尠円拾三錢、豊前尠円六錢、而シテ此ノ病院ヲ廢シテ減シ得ルハ七千円位ニテ地租尠円二五厘内外ニ出テス。之ヲ復タ三國ノ比例ニヨリ算出スルトキハ、少キハ尠円二三厘、病院近接ノ地ニシテ尠円二六七厘ナリ。蓋シ之レハ各員ニ於テ土地遠近ノ論アルニヨリ、地方税ヲ負担スルニモ亦タ厚薄アルヲ陳スル迄ニテ、實際多少ノ幸不幸アリト雖トモ、各員モ經濟ノ大体ニ注目シ適當ノ決議アラシコトヲ欲ス。故ニ本員ハ五拾六番ヘノ賛成ヲ取消シ原案ヲ贊成ス。併シ各項ニ就キテ

ハ猶ホ多少ノ修正意見ヲ有セルナリ。

○拾六番友枝速水曰、本員ハ可論者ノ尠人ナルカ、反對論者ノ全廢説ヲ聞クニ付ケ益々可論ノ価格ヲ増シタルナリ。定メテ全廢論者ハ病院ハ不必要ナリト云フナラント思ヒシニ、第一非論ヲ主張スルヨリ述フルヲ以テ既ニ病院ノ必要ナルヲ証スルニ足レリ。廢棄論者ノ論点ハ遠隔ノ地方ハ均一ニ幸福ヲ得スト云フノ主旨ニ過キス。又タ常置委員説モ先ツ議場ニ成立ヌト仮定セシニ、若シ之レヲ全廢スルトセハ其必要ニシテ惜ムヘキモノハ如何スル積リナルヤ。必スヤ地ヲ払フニ至ルヘシ。其時ニ至ラハ反對論者モ大ニ後悔スルハ必定ナリ。最早過マル可キヲ知りタレハ必ス起立ノ時ニハ明瞭ナルヘシ。果シテ異論者ノ説ノ如クセハ毎村毎戸ニ迄病院ヲ設置セサルヘカラス。然ルヲ遠地ナルヲ以テ來テ治療ヲ求ムル能ハスト云フハ、抑モ亦貧ノ愚民ニシテ天ノ恩恵ヲ受サル人物ナレハ死ナハ死スヘシ。敢テ惜ムニ足ラサルナリ。本員カ如キハ數医ノ手ニ介ル、モ遺憾トスルニ足ラサルモ、県下ノ父母トモ頼ムヘキ人物ヲシテ徒ラニ數医ノ手ニ落命セシムルハ豈ニ遺憾ノ至リニアラスヤ。實ニ千金万金ヲ土芥ノ如クスルハ甚タ好マサル次第ナリ。抑モ福岡ハ序下ニシテ且ツ才子淵藪ノ地ナレハ、各学校ニ養成スル生徒等カ晝夜腦漿ヲ傾注シ為メニ肺病等ニ罹ル者アリ。因テ必スヤ病院ナカレ可ラス。又一步ヲ進メ地形上ヨリ云フモ北ニ有名ナル玄海洋

ヲ控へ暮々朝々汽船ノ出入来往スルアリテ、各県ノ人士上陸福岡両市ノ間ニ徘徊遊観スルニ風致上ニモ関係スヘシ。因テ五拾六番ニ対シテ今一ケ年猶予センコトヲ請求ス。左スレハ本員モ其時ニ至ラハ翻テ五拾六番ニ賛成スルコトモアルヘシ。

○三拾三番佐々木正懋曰、六拾八番ノ語氣ヲ察スルニ、本員カ昨年医学校維持ヲ主張セシニ本年ハ他人ノ為メニ籠絡セラレ廢棄説ニ左袒ストノ意ナルカ、之レハ本員ニ取リテハ実ニ迷惑千万ト云フヘシ。抑モ本員カ廢棄論ヲ採ルコト蓋シ茲ニ年アリ。然ルニ六拾八番カ兎ヤ角云フハ、作為ニ出テ困却ノ余リ此ク云フナラン。又四拾七番ハ福岡ハ人口且ツ地租モ他ニ比シ夥多ナルニ付不平均ニアラストノ弁解ナシタルモ、決シテ否ラス。福岡ハ九千二百拾二戸ニシテ筑後ハ八千二百五拾七戸ナリ。僅カ八ト九トノ差アルノミ。而シテ入院患者ハ四百何拾人ト六拾人トノ差ナリ。又拾六番ハ廢棄論者ハ将来必ス後悔スヘシト述ヘシカ、昨年迄ハ大多数ニテ全廢シタルニアラスヤ。全ク拾六番ハ昨年ノ不認可ニ大閉合せシモノト鑑定ス。本員カ持論ハ決テ動カサルナリ。

○拾八番平田道見曰、三拾三番ハ誤聞セシナラン。本員カ耳障リハ、昨年ハ大多数ニテ全廢シ今日ハ之ヲ維持スルハ不了解ト云フガ抑モ了解セサル所ナリ。仮令昨年ハ維持論ヲ取ルモ時ト場合トニヨリテハ之レヲ廢棄スルコトモアルヘシ。之レハ開化ノ

進歩ニ随ヒ人々脳髓ノ感覺ニヨルモノナリ。然ルニ今日満場ニ可論者多キハ是レ社ヲ氣運到来ト云フヘシ。拾四番拾二番モ昨年迄ハ維持論者ナリシモ今日廢棄説ヲ提出スルハ、之ヲ存廢ノ間ニ置クヨリ常置委員意見ニ賛成シタルモノナルヘシ。

○拾二番中村傳多曰、昨年本員カ論シタルコトハ議事録ニ就テ取調ヘナハ分ルベシ。詰リ自治ニ任スルハ兼テノ持論ナリ。然ルニ今日之ヲ廢棄スルト否トニ付テハ本員モ大ニ困マリ居ルカ、段々医学校等ノ事ヲ考案シ詰マリ自治ニスルヲ賛成セリ。而シテ本員ハ三万円位ハ与ヘタキ考モアリシカ、常置委員ノ決議ニテ壹万五千円補助スルニ決シタレハ致方モナキコトナレトモ、永遠ニ継続スルコトハ万々企望スル也。

○拾四番多田作兵衛曰、議場ノ勢ニ依テハ迫モ本員カ説モ多数ヲ占ルコトハ難カルヘキモ、将来非常ノ困難ニ遭遇スル乎永ク継続スルヤハ、必ス起スノ初ニ当テ考案スヘシ。然ルニ病院ハ県立公立何レカ可ナルト云ハ、之ヲ県立ニシテ三國存廢ノ間ニ置クヨリハ寧ロ公立ヲ可トスルナリ。左スレハ永遠ニ継続スルコトヲ得ヘシ。又タ壹万五千円ヲ資産家ニ預ケ置ケハ壹割ノ利子アルヘシ。且ツ病院ノ事ニ付テハ各郡ノ有志者及医師ヨリモ続々建議シ、既ニ病院ノ必用ナルコト人民モ腦裏ニ感シタル時ナレハ、随分義捐寄附ヲ募集シテ維持スルヲ得ヘシ。況ンヤ各郡聯合会ヨリ金ヲ徴収スルニ至ラハ、之ヲ維持継続スルハ容易

ナルヘシ。左スレハ年々ノ存廢説モ跡ヲ弘ヒ強固ナル公立トスルコトヲ得ヘシ。何分公立病院ハ今年ノ新設ナレハ旁々常置委員説ノ如クセント欲スルナリ。

○八番大庭弘曰、拾四番説ニ対シ一言スヘシ。拾四番ハ五拾六番ノ主旨ヲ以テ万代不易トシ、而シテ原案ヲ不安心ノ様ニ思フナレトモ之レハ未定ノ事ナリ。壹万五千円ヲ福博ノ有志者ニ貸付テ割ノ利子ヲ得ルトナレトモ是亦未定ノ事ニシテ、駅通局ノ利子モ低落セラレタレハ壹万円以上ノ金ニ一割ノ利子ハ第一預主モ迷惑ナラン。又預クルコトモ出来サルヘシ。之レニ増金シテ以テ万代不易ト思フハ抑モ間違ナリ。拾四番ハ廿年度ノ臨時會ニ於テ師範校女生徒寄宿舎天井ノ論ニ付テハ、議場ノ輿論トテ終ニ變説セシコトアリシ。今又拾四番ハ県立病院ヲ可トスル説カ議場ニ勢力ヲ占メタル上ハ、到底常置委員説ハ多数ヲ得ル覺束ナシト云ヘリ。若シ然ラハ速ニ県立ヲ可トスルノ輿論ニ降参セヨ。尚ホ三拾九番モ往々變説セシコトアリテ何ツモ拾四番ノ譴責ヲ受ルカ、既ニ今日モ三拾九番ハ常置委員説ヲ捨テ県立病院可論者中ニ伍入セシニ、拾四番ハ之ヲ譴責セサルハ何ソヤ。且ツ算頭議員ノ綽号ヲ取りタル三拾九番其人ニシテ壹万五千円ノ補助ハ不足トスル位ナレハ、到底設置スルコトハ出来サルヘシ。因テ僅々九百円許ノ利子ヲ計リ之ヲ以テ万代不易ノ策トハ敢テ信ヲ措カサル所ナリ。

○六拾七番吉田輅二郎曰、五拾六番説ニ賛成ス。最早滿場ノ勢モ知レタル以上ハ更ラニ弁論ヲ要セサルモ、補助ヲ設ケ公立ニスルハ当然ナレトモ地方税ヲ以テ維持スヘキモノニアラス。病院ニ集權スレハ之レニ対スル良医ハナキニ至ルヘシ。全体外國ノ病院ハ一己人若クハ數人ノ設置ニ係リ、慈善家カ貧民ヲ救助スルノ意ニ出テタルナリ。我日本ハ未タ其度ニ進ミ居ラサレハ如是スル訳ナレトモ、追々ハ私立ニ為サ、ルヘカラス。先刻拾四番カ述ル如ク、病院ヲ設置スルハ本年カ新設ナレハ地方税ヲ以テスルカ公立ニスルカハ今日必要ニシテ、今日ハ未タ私立ニハ成シ難シ。故ニ公立ニ落スコトトシ之レカ補助額ヲ定メ置ケハ、必スヤ公立病院ハ起ルヲ信スルナリ。併シ滿場ノ考カ本員等ノ考案ト相違スルヲ以テ故ラ弁論ハ要セサルモ、後日反對論者カ嚙臍スルニ至テ初メテ本員カ説ノ勝ヲ占ムルニ至ラン。

○七拾三番福江角太郎曰、福岡医学校ト病院トハ並立シタルモノニシテ、其初メ病院ハ一地方人民ノ負担スヘキモノニシテ、決シテ県立ニスヘキモノニアラストテ病院ノ二字ヲ削除セリ。然レトモ臨牀講義等アルニヨリ附属病院トシ今日迄維持シタルモ、医学校ヲ全廢スル以上ハ病院ハ公立トナルハ至當ノ事ナリ。又人民一般ニ病院ノ必要ヲ感スル時機ニ趣キタレハ、壹万五千円ノ補助ヲ基礎トシ必ス永續スルニ相違ナシ。因テ五拾六番説ヲ賛成ス。

○拾四番多田作兵衛曰、八番ニ対シ一言ス。輿論ニ降伏セヨ云々ト卑劣ナル語ヲ吐露アリタレトモ、本員力興廢論ニ就テ輿論ニ從ヒ説ヲ変センコト無キハ、既往ノ日誌ニ就テ調査アラハ判然スヘシ。素ヨリ議場ノ多数力既ニ之レヲ立ルト決シタル以上ハ、各項ニ付修正ヲ加ヘ永遠ニ維持シ得ル様ニハナサ、ルヘカラスト雖トモ、大体ノ興廢論ニ対シ輿論ニ從ヒ変説スルコトハ能ハサルナリ。

○七拾壹番佐藤春次郎曰。本員ハ廢棄説ヲ可トスルモノナリ。維持論者モ地方人民ハ病院ノ必要ヲ感シ居ルト陳ベラル、以上ハ之ヲ廢棄スルモ必ス公立病院ヲ新設スルコトアルヲ確信シタリ。初メ之ヲ起スヤ人民未タ其必要ヲ感セサルカ為メ地方税ヲ以テ設立セシモ、既ニ其効用ヲ感スル以上ハ補助モ与ヘスシテ可ナリ。本員ハ三拾三番説ヲ賛成ス。

○五拾七番小畑兵三郎曰、各項ニハ多少修正意見アレトモ原案ノ大体ハ可トス。

○三拾四番風斗實曰、三拾三番説ヲ賛成ス。何人ト雖トモ生命ハ大切ナリヤ否ト問ハ、必ス大切ナリト答フヘシ。又夕病院ハ必要ナリヤ否ト問ハ、三尺ノ童子モ答テ必要ナリト云フヘシ。然レトモ今地方税ヲ以テ維持スヘキモノナリヤ否ト云ハ、之ヲ廢スルカ至当ナリ。諸君モ論スル如ク、地方税ナルモノハ貴賤貧富ノ別ナク県下百余万人民ノ均シク負担スルモノナリ。然レ

ハ此金ヲ以テ唯タ一地方部ニ屬スル病院ヲ維持スルハ抑モ間違ナリ。今日ハ病院ノ必要善悪ヲ論スルニアラスシテ地方税ノ支出ヲ議スルモノナレハ、県下百余万人民ノ智度ニ適スルヤ否ヲ熟考シテ議スヘキモノナリ。本員モ生命ノ大切病院ノ必要ハ飽マテ信スルモ、地方税ヲ以テ維持スヘキ性質ノ物ニハ非サルヲ信スルナリ。序ニ一言ス。廿五番ハ是迄年々廢棄論者ニシテ本年之ヲ維持セラル、ヲ見レハ、世ノ中ニハ能ク情実的ニ拘泥シ易キモノタルヲ知ラル、ナリ。

○八番大庭弘曰、三拾四番ニ対シ一言ス。我々ハ貧民ノ代議士ニアラズ。我々ノ選挙者ハ地租五円以上ヲ納税スルモノナリ。決テ貧民ノ代議士ニアラス。而シテ地方税ハ富者力重ク負担スレハ公売処分ヲ受ルモノハ其負担モ僅少ナリ。或ル論者ハ地方税ヲ以テ病院ヲ設立シテモ、貧民ハ斯ニ来リテ診断ヲ受ルコト能ハサレハ、公立ニスルカ当然ナリト云ハレトモ、畜ニ此ノ病院ノミニ止マラス、凡ソ社会ノ事優勝劣敗ハ免レ得サル次第ナリ。

○拾五番征矢野半弥曰、只今八番ヨリ三拾四番ニ向テノ陳述ヲ聞クニ、八番ハ富者ノ被選挙人ニシテ貧者ノ代議士ニアラス、故ニ富者ノ為メニ益スル所アレハ可ナリ、貧者ノタメニ不利ナルモ可ナリト。成程我等ノ選挙人ハ富者ニ相違ナシ。併シ之ヲ議スルハ独り富者ノ為メニ議スルモノナルカ、将タ県下百余万人

民ノ為メニ議スルモノナルカ。本員ハ地租五円以上納税スルモノ、ミニ制裁力アリトハ思ヒ得サルナリ。偕テ本員ハ先刻陳シタル所ノ自説ヲ敷衍シ置カシ。諸君ハ地方税ハ利益ヲ起スコトニ用ルヲ主旨トセラル、モノニ似タリ。而シテ本員ハ利益ヲ起スニハ地方税ヲ以テスルヲ欲セス。凡ソ利益アルモノハ人必ス之ヲ捨テザルトノ主旨ナリ。即チ病院ハ必要ナリ、利益アルモノナリ、地方税ヲ以テ維持セサルモ必ス起ルコトアルモノナリ。諸君、見ヨ。豊前企救郡ニ於テ公立病院ヲ起シテヨリ以來、地方ノ人民其必要ヲ感シ不完全ナカラモ今日ニ猶ホ繼續セルニアラスヤ。既ニ一郡ノ力尚ホ能ク一ノ公立病院ヲ維持セリ。況ンヤ県下ノ広キ一般ノ人民其必要ヲ感スルノ今日ニ於ケルオヤ。此ノ公立病院ヲ維持スル敢テ難キニアラス。是ヲ以テ地方税ヨリ補助スルニ及ハサルヲ信ス。

○八番大庭弘曰、本員カ三拾四番ニ対シ陳スル所アリシニ、拾五番ハ横鎗ヲ入レタレハ聞捨ニモナラサレハ、又一言シ置クヘシ。本員ハ富者ノ為メノミヲ計リ貧者ハ措テ顧ミスト云フ精神ニアラス。本員ノ此ク述タル主旨ハ、重要ノ事業ヲ起サントスルニ当リ、之レハ貧者ノ為メニ氣ノ毒ナリトテ廃止スルハ本員ノ取ラサル所ナリ。拾敷里外ノ貧民カ此病院ニ来リ受診シ得サルハ、其者ノ平常ノ不勉強ト云ハシカ又不注意ト云シカ、決テ貧民ニ対シ氣毒杯ト遠慮スルニ及ハス。又拾五番ハ時尚早シト云フハ

社会ヲ害スルナリト陳シタリ。是レハ却テ拾五番ノ思慮間違ヘルモノナリ。事ニ依リ速ニスヘキアリ緩ニスヘキアリテ、拾五番カ如ク緩急順序ヲ顧ミス単理ニ走ルモノコソ、是レ真ニ社会ヲ害スルモノ耳。

○廿六番堤衛曰、先刻来廃棄論者ノ陳述ヲ聴クニ種々アリテ一シテ未タ感スヘキアラス。本員カ大体原案ヲ可トスル所以ノモノハ、公立又ハ私立ニナストキハ種々ノ費用ヲ要スルヲ以テ、貧民ハ到底底明医ノ診療ヲ乞フコトヲ得サルカ為メナリ。原案可論者ニモ亦タ、各項ニ至リテハ修正ノ意見アリトハ減額説ヲ抱クモノニシテ、本員ハ之ヲ減スルヲ好マス。既ニ廿五番ノ如キハ収入金ヲ差引セハ些少ノ金額ヲ以テ維持シ得ヘシト云ヒタルハ、取モ直サス我ハ減額論者ナリト自ラ証明シタル言葉ニテ、今日病院ヲ設立スルニ此ノ如キ説ハ実ニ賛成シ能ハサル也。

○壹番鹿野淳二曰、本員ハ原案維持論者ノ老人ナルカ、此ノ病院費ニ就テハ各員モ反覆討論アリテ既ニ余ス所ナシ。然ルニ五拾六番ノ此病院ヲ公立ニシテ永遠ニ維持セシムル為メ補助スルト云ハレタルハ、先キニ廿五番モ陳ヘシ如ク、未タ公立病院アラサル今日ニ於テ補助トハ甚タ不可思議千万ナリ。併シ廃棄論者モ僅カ七八名ニテ故サラ駁スルニ及ハス。五拾六番ハ議場ニテハ勢力アル議員ナレハ、其説或ハ成立ツコトアルヤハ知ラレサレトモ、最早議長ニ於テ起立ヲ命セラレンコトヲ乞フ。

○議長中村耕介曰、討論既ニ熟シタリト思ヘハ可否ヲ調査スヘシ。

三拾三番ノ全廢説同意者ハ起立スヘシ。

起立者 七名 少数廢棄

○議長中村耕介曰、五拾六番ノ補助ヲ与ヘ公立病院トスル説同意者ハ起立スベシ。

起立者 拾六名 少数廢棄

○議長中村耕介曰、原案同意者ハ起立スヘシ。

起立者 四拾四名 過半数可決

○議長中村耕介曰、本日ハ是レニテ議事ヲ閉ツヘシ。

午後四時四拾分退散

〔註〕原本句読点なし。

三五 福岡病院設置告示

〔福岡日日新聞〕一八八八(明治二〇)年三月一四日附録

告示第八号

福岡医学学校并薬学校本年本月三十一日限り廢止シ同年四月一日ヨリ

同校跡へ病院ヲ設置ス

明治二十一年三月十三日

福岡県知事安場保和

三六 福岡病院規則

告示第廿四号

〔福岡県広報〕

福岡病院規則左之通相定ム

明治廿一年五月十日

福岡県知事安場保和

福岡病院規則

第一条 本院ハ病者ノ診察治療ヲ為ス所トス

第二条 本院内ヲ左之四部ニ區別シ各部ニ診療場ヲ設置シ部長各之ヲ担任ス

内科部 外科部 眼科部 婦人科産科小兒科部

第三条 本院病室ヲ區別シ左ノ五区トス

外科区 内科区 眼科区 婦人科産科小兒科区 隔離区

第四条 重病患者ニシテ本院ノ往診ヲ請求スル者アルトキハ院務ノ都合ニ依リ各部担当ノ者其求ニ応スルコトアルヘシ但往診ヲ請求スル者ハ其書面ニ主治医ノ病歴書ヲ添ヘ本院へ申出ツヘシ

第五条 左ノ休業日ハ外来患者ノ診察ヲ為サス

大祭日 祝日 日曜日 十二月廿八日ヨリ一月六日迄

第六条 本院ノ診察ヲ請フ者ハ診察時間ニ来院シ其住所族籍氏名年齢職業ヲ受付掛へ申告シ患者控所ニ在リテ順次ノ呼出ヲ待ツヘシ

第七条 本院へ入院治療ヲ請フ者ハ福岡区若クハ同区外一里以内ニ

住居スル丁年以上ノ戸主壹名ヲ保証人トシ親族連署ノ証書ヲ差出

スヘシ但証書式ハ本院会計掛ヘ問合せヘシ

第八条 本院ノ診察ヲ請フ者ハ其初日診察科トシテ左ノ額ヲ徴収ス

管内ノ者 金五錢 管外ノ者 金三拾錢

第九条 本院ヘ入院スル者ハ左ノ二等ノ内本人ノ望ニ任セ入院科ト

シテ之ヲ徴収ス但薬価及治療用物品代ハ別ニ之ヲ徴収ス

上等 一日 金三拾錢 下等 全 金貳拾錢

第十条 本院ニ於テ手術ヲ受クルモノハ左ノ區別ニ從ヒ手術料ヲ徴

収ス

大手術金三元 中手術金貳円 小手術金壹円、金五拾錢、金貳

拾錢

第十一条 本則第四条ニ抛リ往診ヲ為ストキハ往診料トシテ左ノ額

ヲ徴収ス

一回 金五拾錢

第十二条 本院ノ薬価ヲ定ムルコト左表ノ如シ但薬価ハ日々之ヲ徴

収ス

薬価表

水薬	散薬	丸薬	全上頓服薬
一日	一日	一剂	一剂
金五錢	金五錢	金三錢五厘	金三錢五厘

三七 玄洋医会創立ノ趣旨

点眼薬	膏薬	含嗽薬	灌腸剂	洗淨剂	エレキ	吸入	婦人病洗	膀胱洗	ブーシイ	耳洗	点眼	拔牙	注入	外科付換
一剂	一剂	一剂	一剂	一剂	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一 二 三 四 五 等 等 等 等
金三錢五厘	金四錢	金三錢	金四錢	金三錢	金四錢	金三錢	金四錢	金五錢	金貳錢五厘	金壹錢五厘	金壹錢五厘	金拾錢	金二錢五厘	金二錢 金四錢 金六錢 金八錢 金拾錢

『杏林之葉』第一卷第一号 一八八九(明治二二)年六月

玄洋医会創立ノ趣旨

上古草昧ノ時ニ於テハイザ知ラス、苟モ社会ヲ組織スルノ位置ニ達シタルノ人類集合体ヲ見ルノ地方ニ於テハ、國ノ東西ヲ論セス其間自ラ分勞ノ事業アラザルハナシ。抑モ分勞ハ以テ精ヲ致シ粗ヲ避クルノ手段ニシテ、頼テ以テ文野ノ分ル、所ナリ。蓋シ文野共ニ分勞ノ事アリト雖トモ、文明ノモノハ密又密ヲ加へ、野蠻ト半開ノモノハ粗ニシテ且ツ雜駁ノ状ヲ免レス。而テ吾國ノ分勞尚未タ乙者ノ種類ヲ去ルコト遠カラザルモノタルハ、余輩ノ深く恥ル所ナリ。然リト雖トモ此等分業ノ粗密ハ、其必要ヲ感スルノ日ニ至ラハ自ラ其赴ヲ一新スルモノナレハ、左ノミ意トスルニ足ラスト雖トモ、茲ニ須叟モ忽諸ニ附ス可ラサルノ事情アリテ、吾人分業社会ノ間ニ横リ、以テ分業ノ進歩ヲ妨ケルノミナラス、却テ之ヲ退歩セシムルノ実跡アルヲ見ルナリ。何ソヤ請フ、備ニ之ヲ論セン。余輩熟々社会ノ風潮ヲ候フニ、其同業社会間ニ於ルト他業社会ニ対スルトノ論ナク、交互相助ケ甲乙相補ヒ集テ大成スルノ道ヲ講スルノ精神全ク欠カスルカ、若クハ之レアルモ甚タ微弱ナルヲ見ルナリ。コレ余輩ノ常ニ痛嘆大息ニ堪ヘサル処ナリ。

世間ノ広キ其間千差万別種々ノ分業アルト雖トモ、其期シテ以テ目的トスル所ノモノハ、直接自護ノ道ト間接自護ノ道ヲ円満ナラシムルニ外ナラス。左レハ一ノ同業社会ハ他業社会ノ間ニ交互相對峙シテ世ニ処シ、甲社会ハ乙社会ニ對シ一ノ集合自治体ト謂ハサルヲ得ス。已ニ一ノ自治体タリ。豈ニ又他業社会ニ對スル權利義務ノ

二大要素ヲ共有セズシテ可ナランヤ。然ルニ吾國ノ風古來其位ニ在ラザレハ、其政ヲ議セストノ自家放棄依頼主義ハ因襲俗ヲ成シ、農ニ工ニ商ニ医ニ、苟モ直接政務ニ關係セサルモノハコノ權利義務ヲ説クモノ殆ト絶無ノ姿ナリ。而シテ其ノ最モ甚タシキハ吾人医師社会ノ狀況ニシテ、コノ社会ノ人タル其ノ胸裏応分ノ教育アリ知識アルニモ拘ラズ、徒ニ往昔ノ長袖者流ト其ノ精神ヲ同フシ、章句ノ徒ヲ学フニアラスンバ諂諛ノ輩ニ倣フテ得意然タルモノ、往々ニシテ之レアルヲ見ル宜ナリ。人称シテ制外ト云フ。實ニ言語ニ断ヘタル次第ナラスヤ。斯ル景況ニシアレハ、内ハ以テ同業社会ノ安寧幸福ヲ維持増進スルコト能ハス、外ハ以テ他業社会ニ對スル權利ヲ將ニ否ナ既ニ漸次敗類シツ、アルノ間ニ挽回拡張シ、一鞭シテ以テ日本醫師社会改良ノ盛況ヲ赤髯者社会ニ示シ、以テ夫ノ治外法權ノ柵ヲ破ルノ一大補助ト為スガ如キ活潑ナル行為ヲ望ムコト能ハサルナリ。去リトハ又俯甲斐無キ次第ナラスヤ。

吾人今日ハ堯天舜地ニ栖息スルモノニアラサルナリ。自察放擲仙人掌主義ニ依頼スルノ時ニアラサルナリ。必ス自ラ進ンテ權利ヲ拡張シ義務ヲ負担スルニアラサレハ間ニ合ハサルナリ。夫レ然リ然リト雖トモ人多クコノ点ニ注目スルヲ之レ為サス。其甚シキニ至テハ口忠恕ノ道ヲ唱フト雖トモ、細ニ其心術ヲ解剖スレハ復タ言ニ忍ヒザル反對ノ行為ヲ百千ノ仁術自任者其人ノ中ニ出スアルハ、往々ニシテ目撃スル所ナリ。又熟々吾同業社会間交互ノ状態ヲ覘フニ、甲乙相

視ル仇讐ノ如ク互ニ其短ヲ訶ハキ其失ヲ挙ケ之ヲ他ノ社会ニ向テ喋々シ、以テ自己一身ノ技術ヲ売ラント欲スル等、恰モ奸商売ノ競手段ヲ学フガ如キモノ比々之レアルヲ見ル。嗚呼、何ゾ遠大確實ノ幸福ニ着目セズシテ近小不確ノ小利ヲ之レ索ムルニ汲々スルノ甚タシキヤ。又何ゾ同業社会ノ安寧幸福ヲ思ハスシテ他業社会ノ冷笑ヲ招クノ愚ヲ学ヒ、自ラ覺ラサルノ甚タシキヤ。若シ其レ斯ル狗鼠ノ徒今日ニシテ尚其跡ヲ絶タサル事果セリト仮定スルトキハ、此輩ハ即チ吾醫師社会集合自治体中ノ一分子ニテアリナガラ、集合体全体ヲ愛セス、反テ之ヲ毀傷損害スルモノト謂ハサル可ラス。此輩ノ如キハ己ニ自体ヲ愛セス、又何ノ暇アリテカ能ク他社会ヲ愛スルコトヲコレ為シヤ。

吾人醫師社会中斯ル狗鼠ノ徒アルヲ、他社会ノ看破ニ係ラバ其結末ヤ又思フヘキナリ。何ソヤ吾人醫師社会ノ權利ハ決シテ拡張ノ沙汰ニアラスシテ、却テ冷遇今日ニ止マラス、将来其劇ヲ加フルモ亦知ルヘカヲサルノミナラス、有為活潑ノ士ハ身醫師社会ニ齒スルヲ恥チ、遂ニハ平田篤胤ヲ学シテ幡然医籍ヲ脱スルモノナキヲ保ス可ラス。事已ニコ、ニ及ハ、張仲景扶藪蘭度ノ如キ憂世者其人アリト雖トモ、誰ト共ニ之ヲ計ラン。亦之ヲ如何トモス可ラサルナリ。

左レハ吾人ハ今ニシテ斯ル鼠輩ノ絶跡ヲ期シ、内ヲ固フシテ而シテ他社会ニ対スル權利ト厚遇ヲ取ルノ資ニ充テスンハアル可ラサルナリ。

今又眼ヲ転シテ欧洲ニ於ケル醫師社会ノ景況ヲ注視スルニ、其義務責任ノ重大ナルト同時ニ其權利ノ広汎ナルト、他社会ノ間ニ立チ優待厚遇セラる、ノ状、之ヲ本邦現時ノ状ニ比スレハ、天地月竈モ啻ナラサルノ有様ニシテ実ニ欣羨ノ他ナキナリ。今其一隅ヲ挙ケテ之レガ三隅ヲ示サンニ、独乙ノ如キハ醫師社会ノミヨリ成立スル所ノ国会及県会アリテ、二地方ノ県会ヲ除クノ他皆参政ノ權ヲ有セリ。故ニ醫師社会ニ関スル条例發布前二ハ、中央政府ハ之ヲ国会ニ地方庁ハ之ヲ県会ニ附議シ、其決ヲ待ツノ類アリ。亦愉快ナラスヤ。近來吾国ノ如キ其制多クハ泰西ノ長ヲ採ルモノ、如シ。早晚必スコノ点ニ達スルノ期アルベケレトモ、古來未曾有ノ变革、豈ニ一朝ノ能クスキ所ナランヤ。況ンヤ又他社会ノ吾醫師社会ヲ視ル今日ノ如キアルニ於テオヤ。故ニ吾人醫師タルモノ、今日ニ於テ銳意熱心之レガ方法ヲ講シコノ改革ノ盛況ヲ見ルニ至ラスンバ、止ム可ラサルナリ。社会ハ優勝劣敗ノ活劇場ナリ。吾人ハ其ノ乙者タルヲ希ハサルモノナリ。独乙ノ如キモ、前二陳タル如ク地方一二ノ醫師県会尙未タ劣敗ノ地ニ在テ参政ノ權ヲ得サルモノアリ。余輩ハ刮目シテ今後本邦何レノ地方醫師県会ガ、他ニ先チ参政ノ權ヲ得ルヤヲ見ント欲スルモノナリ。

然リト雖トモ、垂穂ノ秋ハ耕耘種殖拔莠ノ春夏ヲ経ルニアラサレハ來ラス。大堤ハ一蟻ノ崩ス所ニアラス。大厦ハ孤柱ノ支ヘ難キ所ナリ。寒暑ノ難ヲ忍ヒ衆多ノ力ヲ合セ巨大ノ材ヲ須タサレハ、收獲ヤ

崩壊ヤ支柱ヤ皆其目的ヲ達ス可ラサルナリ。左レハ吾人医師社会タルモノ宜ク之ヲ此ニ鑒ミ、今ヨリ大小ノ集会ヲ起シカヲ合セ心ヲ一ニシ、奮発興起艱難ヲ辞セス劳苦ヲ避ケス之カ手段法ヲ画シ、一ハ以テ學術ノ研究ヲ謀リ、二ハ以テ業務障碍ノ鼠輩ヲ駆リ、三ハ以テ医師社会徳ノ義ヲ厚フシ、四ハ以テ他社会ニ対スル義務ヲ全フシ、以テ既往頹敗ノ權利ヲ挽回シ、一鞭シテ参政ノ權ヲ握ルノ域ニ達セズンハ止ム可ラサルナリ。

然リ而シテ、果シテ之カ集会ヲ開ニ至ラハ、其記事ヲ要スルモノ甚タ多シ。故ニ之カ事ヲ報スルモ之カ意見ヲ論述スルモ、一年只タ一回発刊ノ報告書位ニテハ充分ニ吾人ノ思想ヲ交換スルノ具ニ供スルニ足ラスシテ、從テ事業發達ノ度モ其遲滞ヲ免レ難シ。是ヲ以テ余輩爰ニ偏ク會員ヲ募集シ、毎月刊行ノ新報ヲ作り、吾人會員ノ機関ト為シ、之ヲ利用シテ以テ吾人ノ目的トナス所ノ医事ノ進歩ニ無限ノ速力ヲ与ント欲ス。賛成ノ諸氏其レ之ヲ諒セヨ。

〔註〕原本句読点なし。

三八 玄洋医学会規則

『杏林之葉』第二卷第三号 一八九〇(明治二三)年三月

玄洋医学会規則

第一章 総則

第一条 本会ヲ玄洋医学会ト称ス

第二条 本会ハ左項ヲ以テ目的トス

第一項 医師ノ職分ニ対スル權利義務ヲ明シ之カ拡張履行ノ策ヲ講スルコト

第二項 学理及実檢上ノ研究会ヲナスコト

第三条 本会ハ毎月一回雜誌ヲ刊行シ會員ニ頒ツ

第四条 本会ノ雜誌ヲ杏林之葉ト名ケ左ノ事項ヲ掲ク

第一項 本会ノ記事

第二項 内外各国医師社会及医会ノ景況

第三項 古今東西名医ノ事蹟

第四項 新刊書籍ノ批評

第五項 福岡病院実験紀事

第六項 會員ノ実験及論說

第七項 欧米医事新報及本邦医事新報ノ抄録及転載

第二章 組織

第五条 本会ハ福岡県居住医師ヨリ成立ス

但他府県人ト雖トモ本会ニ加入スルコトヲ得

第六条 本会規則並ニ規約ニ抵触セサル限りハ各支部ニ該部限ノ會員ヲ置ラ得ル

第七条 本会ヲ本部及支部ニ分ツ

第八条 本会本部ハ福岡市福岡病院内ニ設ク

第九条 支部ハ福岡県各行政郡市ニ置クコト如左

福岡市 久留米市 糟屋郡

宗像郡 怡土志摩早良郡 鞍手郡

那珂御笠席田郡 上座下座夜須郡 嘉麻穂波郡

遠賀郡 御井御原山本郡 生葉竹野郡

三潞郡 山門郡 三池郡

田川郡 上妻下妻郡 企救郡

京都仲津郡 築城上毛郡

第十条 本部ハ本会一般ノ会務ヲ主宰シ支部ノ会務ヲ管理ス

第三章 役員及職務章程

第十一条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名 副会長一名 幹事三名

常議員二十名 書記若干名

第十二条 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 一名 副会長一名 幹事三名乃至六名

議員 若干名

第十三条 本部及支部ノ役員ハ総テ報酬ナシ

但書記ニハ相当ノ給料ヲ与フ

第十四条 本部ノ正副会長ハ支部ノ正副会長及幹事ノ投票ヲ以テ正

会員中ヨリ之ヲ公撰ス

第十五条 本部幹事ノ全員及常議員ノ半数ハ会長ノ指名ヲ以テシ其

半数ハ本部支部ノ正副会長幹事及議員ノ投票ヲ以テ正会員中ヨリ

之ヲ公撰ス

但本会正副会長ハ此撰ニ当ルヲ得ス

第十六条 本部ノ書記ハ会長之ヲ任用ス

第十七条 支部ノ正副会長及幹事ハ該支部ノ正会員ヨリ之ヲ公撰ス

第十八条 支部ノ議員ハ支部正会員ノ投票ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 会長ハ本会ヲ総理シ副会長ハ之ヲ輔翼シ会長不在ノトキ

ハ之ヲ代理ス

第二十条 本部幹事ハ会長ノ指示ニヨリ会務ヲ分掌ス

第二十一条 書記ハ会長及幹事ノ命ヲ受ケ事務ニ服ス

第二十二条 常議員ハ会長ヨリ発スル枢要ノ議案ヲ審議スルモノト

ス

第二十三条 支部会長ハ支部ヲ管理シ副会長ハ之レヲ輔翼シ会長不

在ノトキハ之ヲ代理ス

第二十四条 支部幹事ハ支部会長指示ニヨリ会務ヲ分掌ス

第二十五条 支部ノ議員ハ支部会長ヨリ発スル枢要ノ議案ヲ審議ス

ルモノトス

第二十六条 本会役員ノ任期ハ滿一ケ年トス

但シ再撰スルコトヲ得

第二十七条 本会役員ノ撰ニ当ルモノハ著明ノ原因ナク之ヲ辞スル

コトヲ得ス

第四章 会員及会費

第二十八条 福岡県内ニ住スル会員ヲ正会員トシ県外ニ住スル会員ヲ賛成会員トス

第二十九条 凡テ会員ノ意見書ハ支部会長ヲ經テ本部長ニ出スベシ

第三十条 新ニ入会スル者ハ住所姓名及年齢ヲ明記シ其支部会長或ハ幹事ニ申込ベシ

第三十一条 本会々員ノ転居或ハ死亡セルトキハ其趣ヲ各自支部ノ会長或ハ幹事ニ通報スベシ

第三十二条 本会々員ハ会費トシテ金若干ヲ二月八月ノ二期其支部へ醸出スベシ

第三十三条 本部ノ費用ハ前条醸出金ノ内ヨリ会員一人ニ付二月八月ノ二期六拾錢ツヽヲ収メ之ヲ支弁ス

但シ賛成会員ノ会費ハ直チニ本部ニ収ムベシ

第三十四条 本部ノ会金ハ凡テ之ヲ国立銀行ニ預ケ置クモノトス

第三十五条 退会又ハ死亡スルモ入会金及会費ハ還付セス

第五章 集会

第三十六条 本部集会ハ本部支部正副会長幹事及常議員ヲ以テ之ニ充テ毎年三月一回之ヲ開キ本会ノ要件ヲ議定シ且ツ前年度ノ会計庶務ヲ報告シ役員ノ改撰ヲ行フ

但シ集会ニ当リ本部長ハ議長トナル

第三十七条 会長要件ト認メ或ハ常議員五名以上要件ト思惟スルト

キハ会長ニ請求シ臨時会ヲ開クコトヲ得又會員二十名以上必用トスルトキハ支部会長ヲ經テ本部長ニ請求シ臨時会ヲ開クヲ得

第三十八条 常議員会ハ会長ノ見込ヲ以テ臨時之ヲ開ク但シ議長ハ毎回之ヲ互撰スルモノトス

第三十九条 支部集会ハ各支部ノ会員ヲ以テ之ニ充テ毎月一回以上之ヲ開キ本会ノ目的ヲ講究ス

第四十条 支部会長要件ト認メ或ハ議員三名以上又ハ會員拾名以上要件ト思惟スルトキハ支部会長ニ請求シテ臨時会ヲ開クコトヲ得

第四十一条 議員会ハ支部会長ノ見込ヲ以テ臨時之ヲ開ク但シ議長ハ毎回之ヲ互撰スルモノトス

第四十二条 支部会長ハ支部集会ニ於テ決議ノ件ヲ其都度本部長ニ報告スヘシ

第四十三条 本会ハ毎年「三月」総集会ヲ開キ左ノ事ヲ行フ

第一項 事務及會計ノ報道

第二項 第二條各項ニ対スル討論質議

第三項 演説及談話会

第四項 親睦会

第六章 議事

第四十四条 議場ハ極メテ静肅ナルベシ

第四十五条 議長ハ議場一切ノ事務ヲ統理ス

第四十六条 議場ニ提出スヘキ議題ハ議長ノ意見ニ任ス

第四十七条 議論若シ議題外ニ奔逸スルカ或ハ其根拠ヲ失テ枝葉ニ

亙リ又ハ喧嘩ナルトキハ議長之ヲ中止ス

第四十八条 二人以上同時ニ意見ヲ吐露スルヲ許サス若シ同時ニ発

言スルアレハ均シク一時之ヲ中止シ議長ノ指命ヲ待ツベシ

第四十九条 議決ハ出席者ノ過半数ナルヲ要ス若シ同数ナルトキハ

議長之ヲ判ス

第五十条 議論尚ホ終ラサルモ論旨已ニ尽キタリト認ムルトキハ議

長之ヲ停止スヘシ

第五十一条 此規則ハ明治廿三年五月一日ヨリ実施ス

三九 玄洋医会規約

〔杏林ノ栞〕第二卷第三号 一八九〇(明治二三)年三月

玄洋医会規約

第一章 総則

第一条 会員ハ本会ノ規則及規約ヲ遵守シ役員職権内ノ指旨ニ違背

ス可カラス

第二条 会員ハ門標ノ傍ニ玄洋医会々員ノ六字ヲ記スベシ

第三条 本会役員ニシテ職務ヲ怠ル者アルトキハ本部ニ於テハ常議員

会支部ニ於テハ議員会ヲ開キ其決議ヲ以テ退役セシムルコトアル

ベシ

第四条 本会ノ役員ニシテ法律ヲ犯シ又ハ本会ノ規則及規約ニ違反

スルモノアルトキハ其本人ヲ除キ本部ニ於テハ常議員会支部ニ於

テハ議員会ヲ開キ其議決ヲ以テ議題トナシ更ニ臨時会ヲ開キ其議

決ニ依リ退役セシメ或ハ尚ホ會員籍ヲ除クコトアルヘシ

第五条 会員ニシテ法律ヲ犯ス者アルトキハ第三条ニ依リ処置シ第

一条ヲ犯ス者アルトキハ支部会長之ヲ規正シ尚改悛セサルトキハ

議員会或ハ臨時会ヲ開キ其議決ヲ本部会長ニ具申ス本部会長ハ之

ヲ常議員会或ハ臨時会ニ附シ其議決ニ依リ會員籍ヲ除クベシ

第六条 会員ニシテ前条ニ該当スト認ムル者アルトキハ其姓名及行

為ヲ詳記シテ有記名ノ封書トナシ其表ニ請親展ノ三字ヲ書シ本会

若クハ本人住地ノ支部会長ニ送付スベシ

第七条 会員ニシテ業務上妄リニ屈辱セララル、者アルトキハ其始末

ヲ支部又ハ本部会長ニ申報スベシ会長ハ之ヲ議員会或ハ臨時会ヲ

開テ其実否ヲ調査シ確証ヲ得タルトキハ其屈辱ヲ伸洗スルノ手續

ヲ為スベシ

第二章 医道ニ対スル規約

第八条 会員ハ病者ニ関スル記録ヲ密ニシ将来若クハ現時ノ参考及

調査ノ便ニ供シ専心銳意日進医学ノ程度ヲ追跡スルヲ務ムベシ

第九条 会員ハ己ノ長ニ誇リ人ノ短ヲ露シ苟クモ同業ノ名誉ヲ傷フ

ノ処為アル可カラス

第十条 会員ハ公共衛生ニ関スル法律命令ヲ公衆ニ懇諭シ当局者ヲ

シテ之ヲ実行シ易ラシムルニ尽力スベシ

第十一条 会員ハ医業ニ関スル法律ハ勿論其他一般衛生上ニ関スル法律命令ニ就テハ充分其意義ニ通曉セサル可カラス

第十二条 会員ハ苟モ医師ノ資格ヲ毀損スヘキ事項ヲ避クベシ就中慎ムヘキハ如左

一 秘法秘術等ヲ使用シ若クハ其効用ヲ唱ヘ又ハ秘法等ニ自己ノ名ヲ署セシムル事

一 頗回反復シテ広告ヲ出シ若クハ異様ノ広告符ヲ発シテ世俗ニ信ヲ博セントスル事

一 賭博ニ類スル遊戲囲碁將棋及酌酹等ヲナスコト

一 治績ノ証左又ハ謝辞等ヲ公然若クハ隱然発表セシメ或ハ俗人ヲ勸メテ手術其他ノ傍觀ヲナサシムルコト

第三章 患者ニ対スル規約

第十三条 患者ノ神身若クハ行為若クハ家族ニ関スル秘密事項ニ付

診療上ニ識得シタルコトハ一切之ヲ隱諱シテ口外ス可カラス

第十四条 患者ノ不治症ナルヲ知り之カ診察治療ヲ謝絶スルコトアル可カラス

第十五条 病者ノ心情ヲ慰スル為ノ外ハ妄リニ時日ヲ期シテ病ヲ治スルコト予言シ以テ己ノ為ニスル如キ処為アル可カラス

第十六条 会員ハ病家ニ於テ飲酒スベカラス但シ祝宴若クハ病家ニ宿泊ヲ要スルトキハ此限ニアラス

第四章 医師相互交際上ノ規約

第十七条 立会ハ極メテ必要ナルヲ以テ妄ニ謝絶ス可カラス

第十八条 医師ノ立会ニ於テハ公明正大ヲ旨トシ苟クモ敵視怨恨ノ必等アル可カラス

第十九条 医師立会ノ評議ハ必ス別室ニ於テスベシ主任医ハ評議ニ於テ得タル適応ノ処置ヲ患者若クハ付添人ニ告諭スルニ止メ決シテ評議上ノ細事ニ亘ルヲ許サス

第二十条 立会評議ハ学説上ノ弁難ヲ交エス主トシテ実地ノ発頭ニ拠リ可成他事ニ亘ラスシテ速ニ評決スルコトヲ務ムヘシ

第二十一条 立会ニ聘セラレタル医師ハ尊敬謹慎以テ主任医ノ位地ヲ顧ミ其治療上ニ就テハ道理上許ス限リハ之ヲ保護シ毫モ主任医ノ信用ヲ害シ若クハ名誉ヲ毀損スルカ如キ狀況ヲ示ス可ラス

第二十二条 多数医師ノ立会ニ於テ意見ノ背馳免ル可ラサルトキハ主任医ノ決ヲ待ツヘシ又二名ノ立会ニ於テハ可成相相容シテ一致ヲ勉ムベシ万一意見相合スルコト能ハサレハ二名ノ他更ニ一名ノ医師ヲ聘シテ判断セシムヘシト雖トモ此方便行レ難キトキハ患者ヲシテ甲乙ノ中最モ信スル医師ニ托セシム此ノ如キ場合ニ於テハ其一方ノ医師ハ立会上ノ議論ヲ棄テ、恭シク辞シ去ルヲ要ス

第二十三条 会員ノ内疾病不幸其他ノ事故ノ為ニ主任患者若クハ主任患者ノ受持ヲ或ル会員ニ托スルトキハ受頼者ハ好シテ直チニ之ヲ承諾スベシ

第五章 他医主任中ノ患者ト交際上ノ規約

病院費中

病院費中

第二十四条 凡テ他医治療中ノ患者ニ遭ハ、須ラク謹謙ナルヘク且

疾病ノ性質治療ノ如何ニ関セル問答ヲナス可ラス又間接直接ニ主

任医ノ信用ヲ減殺スヘキ談話ヲ為ス可ラス

第二十五条 凡テ他医治療中ノ患者ハ之ヲ猥ニ診療シ若クハ処方ヲ

与フヘカラス

但シ左ノ場合ニ於テハ此限ニ非ス

一 危険ノ症状目前ニ迫ルトキ

二 前医ノ承諾アルトキ

三 適當ナル方法ニ拠リテ前医ノ治療ヲ謝絶シタル証跡アルトキ

第二十六条 前条ノ場合ニ於テ前医ノ処置方法ニ就キ不正輕蔑等ノ

意ヲ示シ其名譽ヲ毀損ス可ラス

第二十七条 此規約ハ明治廿三年五月一日ヨリ実施ス

四〇 自明治廿六年度至明治廿八年度地方税衛生及病院費中病

院新設費支出予算

〔明治廿五年福岡県通常県会決議録〕

自明治廿六年度
至明治廿八年度 地方税衛生及病
院費中病院新築費支出予算

自明治廿六年度
至明治廿八年度 地方税衛生及病
院費中病院新築費支出予算

一金八万参百拾六円壹錢九厘

病院新築費

此訳

金九千五百四拾四円

二十六年度支出額

金貳万四千八拾五円六拾五錢

二十七年度支出額

金四万六千六百八拾六円参拾

六錢九厘

二十八年度支出額

以上

〔減金貳万四千八百四拾貳円七
錢五厘〕

一金五万五千四百七拾参円九拾

四錢四厘

病院新築費

此訳

〔增金百四拾四円九拾九錢貳厘〕

金九千六百八拾八円九拾九錢

〔減金壹万七拾八円六拾六錢参厘〕

金壹万四千七百四拾八錢七厘

〔減金壹万四千九百八円九拾錢

四厘〕

金参万七千七百七拾七円四拾六

錢五厘

二十八年度支出額

以上

説明

福岡病院ハ福岡医学校ノ附属トシテ去ル明治十二年ニ創立シ明治廿一年独立ノ病院トナリ、創立以來県下医術上ノ發達ヲ助成シタルハ争フヘカラサルノ事実ナルノミナラス、難患重症ヲ救治シ起死回生ノ幸福ニ浴シタルモノ枚挙ニ遑アラス。實ニ其治術上ノ効績顕著ナルハ一般ノ認識スル所ニシテ、蓋シ其声誉ノ遠ク他府県ニ喧伝シタルハ實ニ偶然ナラサルヲ知ルニ足レリ。是ヲ以テ他府県人ノ遠ク來テ治療ヲ請フモノ日一日ニ増加シ、殆ント底止スルトコロナキモノ、如シ。斯ク効益アル声誉アル病院ナルニ拘ハラズ、其構造ハ元医学校ノ校舍ニシテ、病室ノ如キハ過半学生寄宿舎ノ不適當ナルモノヲ充用シテ僅ニ今日其

修正理由

右修正減額シタルハ、之ニテ實際支障ナキヲ認メタルニ由ル。其細目ニ対スル修正左ノ如シ。

急需ニ応スルノ情態ニシテ、一トシテ病院タル規矩ニ適スルモノナク、就中其規模極メテ狹隘ナルカ故ニ多数ノ入院希望者ヲ容ル、コト能ハス。止ムヲ得ス謝絶スルモノ日ニ数名ニ上リ、患者ノ不幸不便ナル實ニ黙過シ去ルニ忍ヒサルモノアリ。客年県会ニ於テモ、衛生及病院費議事ノ際、新築ノ必要ヲ發議セシ向アルカ如キ事情ニシテ、該新築ノ事タル夙ニ一般ノ唱道スル所ナリ。今ヤ現在ノ建物漸ク朽敗シ、大ニ修繕ヲ加フルニアラサレハ維持スルノ見込ナキモノナラス、一朝風雨ノ變災アランカ殆ント危嶮ヲ免カレサルノ狀況ナリ。且ツ市街ノ中央ニ在リ、人家稠密土地汚湿ニシテ、適當ノ位置ニアラス。苟モ病院トシテ設置スル上ハ、相当ノ設備ヲ

要スルハ更ニ論ヲ俟タザル所ナリ。如此実況ナルヲ以テ、本年度ニ於テハ可成新事業ハ之ヲ控制シタルニモ拘ハラズ、彼是ノ利害ヲ察シ県下輿望ノ向フトコロヲ裁酌シ、之ヲ提出セリ。而シテ其設計ニ於ケル容易ナラサル多額ノ費用ヲ要スルモノアリト雖モ、苟モ将来ニ於テ遺憾ナク適當ノ病院ヲ設置セントセハ、復タ止ヲ得サルモノトス。是レ本按ノ支出ヲ要求スル所以ニシテ其細目ハ左ノ如シ。

金五千參百拾參円四錢參厘
 ハ建築敷地買入費ニシテ那珂郡千代村大字堅粕字東松原官林參万拾壹坪五百合立木共平均壹坪ニ付拾七錢七厘七毛宛
 金九百九拾六円四拾七錢壹厘
 ハ建地形費ニシテ貳千六百

金貳千七百九拾參円拾壹錢五厘
 ハ建築敷地買入費ニシテ那珂郡千代村大字堅粕東松原官林壹万五千七百拾八坪壹合五勺代
 金八百參拾五円五拾八錢七厘
 ハ建地形費ニシテ貳千八百

五坪四合壹坪ニ付參拾八錢貳厘宛
 金千六百壹円四拾貳錢八厘ハ敷地外囲土手築立費ニシテ延長六百九拾間平均一間ニ付貳円參拾貳錢壹厘宛
 金千五百參拾円七拾六錢八厘
 ハ避病院移転費ニシテ内九百八拾六円八拾參錢六厘ハ福岡市設立貳百六拾円貳拾七錢ハ那珂列郡設立貳百八拾參円六拾六錢貳厘ハ地方稅設立建物其他悉皆ニ要スル分
 金八拾貳円貳拾九錢ハ工事用事務所及便所并二番人木屋設置費
 金壹万千參百六拾九円貳拾七錢四厘ハ第一本館一棟二階七拾四坪平家貳百七拾五坪建築費平均壹坪ニ付參拾貳

拾七坪四合分
 金九百七拾八円ハ敷地外囲土手築立費ニシテ延長四百八拾九間分
 金五千円ハ避病院移転費
 金八拾貳円貳拾九錢ハ原按ノ通
 金壹万參拾壹円七錢貳厘第一本館一棟平家貳百七拾五坪建築費

<p>円五拾七錢七厘宛</p> <p>金參千九百四拾九円六拾壹錢</p> <p>壹厘ハ第二本館一棟平家百</p> <p>四拾七坪五合建築費壹坪二</p> <p>付式拾六円七拾七錢七厘宛</p> <p>金四千八百八拾四円九拾九錢貳</p> <p>厘ハ第一病室壹棟平家百參</p> <p>拾坪建築費壹坪二付參拾貳</p> <p>円拾九錢貳厘宛</p> <p>金參千五百拾五円六拾七錢參</p> <p>厘ハ第二病室一棟平家百四</p> <p>拾坪建築費壹坪二付式拾五</p> <p>円拾壹錢貳厘宛</p> <p>金千六拾六円拾錢ハ仕業木屋</p> <p>并ニ竹矢来及常雇賃其他雜</p> <p>費</p> <p>金壹万九千參円拾四錢八厘ハ</p> <p>第三第四第五第六病室四棟</p> <p>平家七百坪建築費壹坪二付</p> <p>式拾七円拾四錢七厘宛</p> <p>金貳千四百貳拾七拾七錢五</p>	<p>金參千四百八拾四円九拾五錢</p> <p>五厘ハ第二本館一棟平家百</p> <p>四拾七坪五合建築費</p> <p>全削</p> <p>全削</p> <p>全削</p> <p>金四百九拾壹円四拾六錢ハ仕</p> <p>業木屋并竹矢来及常雇賃其</p> <p>他雜費</p> <p>金壹万六千七百六拾九円五拾</p> <p>六錢參厘ハ第三第四第五第</p> <p>六病室四棟平家七百坪建築</p> <p>費</p> <p>金千四百九拾八円四拾八錢貳</p>	<p>厘ハ特立廊下百四拾貳坪五</p> <p>合建築費壹坪二付拾六円九</p> <p>拾參錢貳厘宛</p> <p>金貳千八百貳拾六円四錢四厘</p> <p>ハ手術館壹棟平家百壹坪建</p> <p>築費壹坪二付式拾七円九拾</p> <p>八錢壹厘宛</p> <p>金四千八百八拾四円九拾九錢貳</p> <p>厘ハ伝染病室壹棟平家百參</p> <p>拾坪建築費壹坪二付參拾貳</p> <p>円拾九錢貳厘宛</p> <p>金參百貳拾円八拾六錢七厘ハ</p> <p>癡狂室壹棟平家拾八坪建築</p> <p>費壹坪二付拾七円八拾貳錢</p> <p>六厘宛</p> <p>金八百參拾貳円八拾貳錢九厘</p> <p>ハ死体検査所壹棟平家參拾</p> <p>貳坪建築費壹坪二付式拾六</p> <p>円貳錢六厘宛</p> <p>金六百拾四円參拾五錢五厘ハ</p> <p>各部取調室五棟平家貳拾坪</p>	<p>厘ハ特立廊下八拾八坪五合</p> <p>建築費</p> <p>金貳千四百九拾參円七拾錢ハ</p> <p>手術館壹棟平家百壹坪建築</p> <p>費</p> <p>全削</p> <p>全削</p> <p>全削</p> <p>金七百參拾八円七錢四厘ハ死</p> <p>体検査所壹棟平家三拾貳坪</p> <p>建築費</p> <p>全削</p>
--	--	--	--

建築費壹坪二付參拾円七拾 壹錢八厘宛	厘八賄所壹棟二階拾貳坪平 家七拾坪建築費平均壹坪二 付拾九円壹錢七厘宛	費	金百參拾七円拾貳錢五厘八病室 取締室壹棟平家六坪建築費 壹坪二付貳拾六円拾五錢五 厘宛	金七百拾六円貳拾錢壹厘八消 毒所兼洗濯場壹棟平家貳拾 九坪參合建築費壹坪二付貳 拾四円四拾四錢參厘宛	金五百六拾七円七拾壹錢壹厘 八消毒所兼洗濯場一棟建築 費
金百五拾六円九拾參錢八病室	金百參拾七円拾貳錢五厘八病 室取締室壹棟平家六坪建築 費	金七拾五円門番所壹棟建築費	金貳百四拾壹円八拾八錢五厘 八構門壹ヶ所建築費	金七百拾六円貳拾錢壹厘八消 毒所兼洗濯場壹棟平家貳拾 九坪參合建築費壹坪二付貳 拾四円四拾四錢參厘宛	金百八拾九円貳拾錢四厘洗濯 物不潔物一時置場建築費
金百拾五円貳拾貳錢參厘八門 番所壹棟平家七坪五合建築 費壹坪二付拾五円參拾六錢 參厘宛	金七拾五円門番所壹棟建築費	金百七拾五円八物置壹棟建築 費	金百八拾四円七拾七錢八物置 壹棟平家拾貳坪五合建築費 壹坪二付拾四円七拾八錢壹 厘宛	金五百六拾七円六拾九錢八洗 濯物不潔物一時置場六棟平 家拾貳坪建築費壹坪二付四 拾七円參拾錢壹厘宛	金百八拾六円貳拾四錢貳厘八 焼却場壹ヶ所煉化造壹坪四 合建築費
金百八拾四円七拾七錢八物置 壹棟平家拾貳坪五合建築費 壹坪二付拾四円七拾八錢壹 厘宛	金百七拾五円八物置壹棟建築 費	全削	金百六拾四円七拾七錢四厘八 車置場壹棟平家七坪五合建 築費壹坪二付貳拾壹円五拾 四錢參厘宛	金貳百拾貳円貳拾貳錢五厘八 焼却場一ヶ所煉化造り一坪 四合建築費	削除
金百六拾壹円五拾七錢四厘八 車置場壹棟平家七坪五合建 築費壹坪二付貳拾壹円五拾 四錢參厘宛	全削	金五百九拾四円參拾八錢五厘 八穴庫一ヶ所煉化造り四坪 建築費	金千五百五拾九円參拾六錢壹 金六百八拾四円八賄所壹棟建築	金五百七拾八円七拾四錢八厘 八糞便尿汁検査場六棟平家	金百九拾貳円九拾壹錢六厘八 糞便尿汁検査場建築費

<p>拾貳坪建築費壹坪二付四拾 八円貳拾貳錢九厘宛</p> <p>金拾九円五拾五錢ハ外来患者 足洗場一ヶ所構造費</p> <p>金貳百拾四円九拾五錢六厘ハ 機械室木造壹棟平家七坪貳 合建築費壹坪二付貳拾九円 八拾五錢五厘宛</p> <p>金四百拾四円九拾九錢八厘ハ全 上煉化造り九坪建築費壹坪 二付四拾五円六拾六錢六厘 宛</p> <p>金貳千六円五拾壹錢七厘ハ湯 浴室兼廁圍三棟平家八拾壹 坪建築費壹坪二付貳拾四円 七拾七錢貳厘宛</p> <p>金百七拾四円五拾貳錢六厘ハ便 所八坪五合七勺建築費壹坪 二付拾九円八拾九錢八厘宛</p> <p>金八百八拾四円六拾錢ハ下水路 壹式構造費</p>	<p>削除</p> <p>金百九拾四円六拾六錢壹厘ハ機 械室木造壹棟平家七坪貳合 建築費</p> <p>金參百六拾貳円參拾五錢壹厘 ハ全上煉化造り九坪建築費</p> <p>金千參百參拾七円六拾八錢八 厘ハ湯浴室兼廁圍建築費</p> <p>金五百拾壹円貳拾錢參厘ハ便 所八坪五合七勺建築費</p> <p>金七百七拾八円貳錢ハ下水路 壹式構造費</p>	<p>金千五百円ハ発汽罐貳個代壹 個二付七百五拾円</p> <p>金千四百五拾四円ハ燻蒸汽罐 壹式代</p> <p>金百五拾四円ハバルソメーター 壹台代</p> <p>金千七百七拾五円六拾貳錢八厘 ハ鉄製水管壹式代</p> <p>金六百四拾五円六拾四錢ハ蒸 氣管壹式代</p> <p>金參百拾八円七拾壹錢五厘ハ 水箱及煉化石台壹式代</p> <p>金六百八拾貳円五拾錢ハ避雷 針壹式代</p> <p>金百八拾貳円六錢ハ石風呂六 個代壹個二付參拾四円參拾四 錢參厘宛</p> <p>金五百拾四円四拾參錢ハ消毒所 烟筒壹基代</p> <p>金千拾壹円五拾八錢ハ各室烟 筒七拾四基代壹基二付拾參</p>	<p>金千參百五拾四円ハ発汽罐代</p> <p>金千參百八円六拾錢ハ燻蒸氣 罐壹式代</p> <p>金參拾五円ハバルソメーター 壹台代</p> <p>金九百六拾參円七拾貳錢八厘 ハ鉄製水管壹式代</p> <p>金四百九拾五円六拾四錢ハ蒸 汽管壹式代</p> <p>金貳百七拾九円九拾六錢八厘 ハ水箱及煉化石台壹式代</p> <p>削除</p> <p>金百貳拾壹円參拾七錢貳厘ハ 石風呂代</p> <p>金四百五拾四円貳拾壹錢七厘ハ 消毒所烟筒壹基代</p> <p>削除</p>
--	--	--	--

円六拾七銭宛

〔註〕原本句読点なし。

四一 県立福岡病院規則

〔福岡日日新聞〕一八九六（明治二九）年七月三〇日

告示第一一八号

県立福岡病院規則左ノ通相定ム

明治廿一年五月告示第二十四号ハ廃止ス

明治廿九年七月廿九日

福岡県知事男爵岩村高俊

県立福岡病院規則

第一条 県立福岡病院ハ県下公衆ノ求ニ依リ疾病ヲ診察治療スル所

トス

但シ他府県人ト雖本文ニ妨ケナキ限りハ診察治療ノ求メニ応ス

第二条 院内ヲ左ノ八部ニ別ツ

管理部○内科部○外科部○眼科部○産科婦人科部○小児科部○

病理部○薬剤部

第三条 診察所ヲ別ツテ左ノ五科トシ部長各之ヲ担任ス

内科診察所○外科診察所○眼科診察所○産科婦人科診察所○小

児科診察所

第四条 診察時間ハ日ノ長短ニ依リ其時々病院長之ヲ定ム

第五条 診察ヲ乞フ者ハ診察時間内ニ来院シ住所姓名年齢ヲ診察所

書記ニ申出患者札及番号札ヲ受取り之ヲ医員ニ交附シ控所ニ在ツ

テ診察順番ノ至ルヲ待ツベシ

第六条 処方箋ヲ請取りタルトキハ之ヲ診察所書記ニ差出し薬価ヲ

納付シタル上処方箋ヲ調剤所ニ差出し薬剤ヲ受取ルベシ

但手術ヲ受クヘキ患者ハ医員ヨリ交附シタル通知標ヲ診療所書

記ニ差出し料金ヲ納付シ書記ヨリ交付シタル領収標ヲ医員ニ差

出し手術ヲ受クベシ

第七条 再来患者ハ初診ノ際受取りタル患者札ヲ必ス持参スベシ

第八条 入院ヲ請フ者ハ福岡市若クハ同市外一里以内ニ住居スル丁

年以上ノ戸主一名ヲ証人トシ連署ノ証書ニ保証金五円ヲ添ヘ差出

スベシ

第九条 入院患者ハ重症ノ者ニ限り家族ノ内一名附添人タルコトヲ

許ス

但シ此場合ニハ証書ヲ出シ認可証ヲ受取ルヘシ

第十条 入院料並ニ賄料（附添人共）ハ毎月十日二十日末日ノ三回

ニ徴収ス

第十一条 重症患者ニシテ往診ヲ請フ者ハ院務ノ繰合ニ依リ各部担

当ノ者其求メニ応スルコトアルヘシ

第十二条 往診ヲ請フ者ハ其書面ニ主治医ノ病歴書及往診料ヲ添ヘ

差出スベシ

